労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する 法律等の一部を改正する法律案について

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。

事業規制の強化



いわゆる「派遣切り」の多発や、雇用の安定性に欠ける派遣形態の横行

- 登録型派遣の原則禁止(専門26業務等は例外)
- ・ 製造業務派遣の原則禁止(常時雇用(1年を超える雇用)の労働者派遣は例外)
- ・ 日雇派遣(日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善



派遣労働者の不透明な待遇決定、低い待遇の固定化

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化
- 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示

違法派遣に対する迅速・的確な対処



偽装請負などの違法派遣の増加、行政処分を受ける企業の増加

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣 労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備
- ※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記施行期日:公布の日から6か月以内の政令で定める日(登録型派遣の原則禁止及び製造業務派遣の原則禁止については、改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日(政令で定める業務については、施行からさらに2年以内の政令で定める日まで猶予))

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正

する法律案要綱

第 労働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 適 正 な運営 \mathcal{O} 確保及び派遣労働者 0 就業条件の整備等に関する法律 .. の 一 部改正 (第

一条による改正関係)

題名及び目的の改正

(一) 題名の改正

法 律 \mathcal{O} 題 名を 「労働者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 適 正 な運営 0 確保及び 派遣労働者 の保護等に関する法律」 に改 8

るものとすること。 (題名関係)

(二)目的の改正

この 法 律 は、 職業安定法と相 ま って労働 力の 需 給 \mathcal{O} 適 正 立な調整 を図 るため労働者 「派遣事 業 0) 適 正な

運営 0 確 保 に 関 する措置を講ずるとともに、 派遣労 働 者 $\overline{\mathcal{O}}$ 保 護 等 を図 ヮ゙ ŧ 0 て派 造労働 者 0 雇 用 \mathcal{O}

安定その 他 福 祉 の増進に資することを目的とするものとすること。 (第 条関係

般労働者派遣事業の許可及び特定労働者派遣事 業 \mathcal{O} 開始 の欠格事 由 の追 加

次に掲げる者を一般労働者派遣事業の許可及び特定労働者派遣事業の開始の欠格事由として追加する

ものとすること。(第六条及び第十七条関係)

般労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 許 可 を 取 り 消 された者 又は特 定労働 者 派遣 事 業 \mathcal{O} 廃 止 を命 じられ · た者: が 法 人

である場合 (欠格事 由に該当したことによる取消 L 等 *(*) 場合に ついて は 当 該 法人が 第六 条第一 号 又

は第二号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。 に お いて、 当該 取 消 L 等 \dot{O}

原因とな った 事 項が あ · た当時現に当該法 人の役員 (業務を執 行する社員、 取 心締 役、 執 行 役又はこれ

5 に · 準 ず る者 を 1 V. 名 称 を 問 わず、 これ 5 \mathcal{O} 者と同 等以 上 0) 支配 力を有するも 0) لح 認 \Diamond 5 れ る者 を

含む。三において同じ。 であった者で、 当該取消し等の 日 から五年を経過し ない ŧ \mathcal{O}

(_) 般労 働者 1派遣事 業 の許 可 *O* 取 消 し又は特定労働者 派 造事 業 0 廃 止 \mathcal{O} 命 令 \mathcal{O} 処分に係る 行 7政手; 続法

 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 聴 聞 \mathcal{O} 通 知 が あ 0 た 日 か ら当該は 処分をする 日又 は 処分を しないことを決定す る 日 ま で \mathcal{O}

間 に 般労働 者 派 遣 事 業 又 は 特 定 労 働 者 派 造事 業 0) 廃 止 0) 届 出 を L た者 **(当** 該 事 業 \mathcal{O} 廃 止 に 0 7 て 相

当 0 理 由 が あ る者を除く。三において 「廃止届出者」という。)で、 当該届出の 日 から起算 して五 年

を経過しないもの

- (三) 廃 止届出者が法人である場合において、 二の通知の日前六十日以内に当該法人の役員であった者で
- 当該 届 出 \mathcal{O} 日 から起算して五年を経過し な 7 ₽ \mathcal{O}
- (四) 暴力 寸 員 に ょ る不当な行 為 \mathcal{O} 防 止 等 に 関 でする法 律 第二条第六号に規定する暴力団 員 又は暴力団 | 員で

なくなっ た 日 か ら五年を経過 し ない者 (五及び六にお 7 て 「暴力団員等」という。

(五) 暴力 寸 員等がその事業活動を支配する者

暴力

寸

員等をその業務に従事させ、

又はそ

0

業務

の補

助者として使用するおそれ

の

あ

る者

- (六)
- 三
- 般 労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 許 可 取 消 L 及 び 特定労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 事 · 業 廃 止 命 令に係 る 事 由 \mathcal{O} 追 加
- 可 四(三)の指 0 取 消 し 及び 特定労働者派 遣 事業 の廃・ 止 なお四一又は四二に違反したときを、 0 命令に係る事 由に追加するものとすること。 (第十四 1条第

般労働者

派遣

事業

の許

示を受けたにもか

かわらず、

項 及び 第二十一 条関 係

- 兀 関 係 派 遣先 ^ 0) 労 働 者 派 遣 \mathcal{O} 制 限
- (-)派 遣 元事 業主 は、 厚生労働省令で定めるところにより、 二に規定する関係派遣先 への派遣割合を厚

生労働 大臣 に 報告 しなけ ればならない ものとすること。 (第二十三条第三項関係)

(__) 派遣 元事業主は、 厚生労働省令で定める特殊 (T) 関係 このある者(二にお いて 関 係 派遣先」 という。

に 労働者派遣をするときは、 関係 **派遣先** へ の 派 造割 合 $\widehat{}$ 0) 事 ·業年: 一度に お け る当 該 派 遣 元 事 業 主 が

雇 用 す る 派 遣 労 働 者 \mathcal{O} 関 係 派遣 先 に 係 る 派 遣 就 業 K 係 る 総 労働 時 間 を、 そ \mathcal{O} 事 業 年 度 に お け る当 該 派

労働 遣 元 事 省令で定めるところにより算定した割合をいう。 業 主 が 雇 用す 派 遣労働者 0) すべて \mathcal{O} 派 遣 就業に 係 が 万分の る 総 労 八十以下となるようにしなけ 働 時 間 で除 て得り た割合として いればな 厚 生

L

Ź

5 な V ŧ のとすること。 (第二十三条の二 一関係

(三) 厚 生 一労 働 大 臣 は、一又は二に違 反した 派 遣 元 事 業 主 に . 対 Ļ 指 導 又 は 助 言 を L た場 一合に お そ

 \mathcal{O} 者 が なお一又は二に違反したときは 当該者に . 対 Ļ 必要な措置をとるべきことを指示することが

できるも のとすること。 (第四: 十八条第三 項関係

五. 労 働 者 派 遣 事 · 業 0) 業務 0) 内 容 に 係る 情 報 提 供 義 務 \mathcal{O} 創 設

派 遣 元 事 業 主 は、 厚 生 一労働 省令で定めるところに ょ り、 事 業所ごとの 派遣労 働 者の数、 労 働 者 派 遣 0

役務 の 提 供 を受けた者 の数、 労働者 派遣 に関 する料 金 \mathcal{O} 額 五 及び十二に お 7 て 「労働者 派 遣 料 金 額

という。 の 平 均 額 から派遣労働 者 の賃 金 \mathcal{O} 額 の 平 均額を控除 した額を労働者 派遣料: 金額 の 平 均 額 で除

働 該労 して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、 省 令 働 で定 者 派 遣事 め る 事 業 項 0 業務 に 関 に関 L 情 l 報 あら \mathcal{O} 提 供 か じめ を行 わ 関 な 係者に対 け れ ば して知い な 5 な 7 らせることが ŧ のとすること。 教育訓 適当で 練に関 あるものとし (第二十三条第 する事 項その て厚 五. 他 項関 生 当 労

係)

六 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置

(-)労働 者 派 遣契 約 \mathcal{O} 当事 者 は 労 働 者 派 遣 契約 0 締 結 に · 際 Ļ 派遣労働 者 0 新 たな 就 業 \mathcal{O} 機 会 0) 確 保

そ \mathcal{O} 派 他 遣 労 \mathcal{O} 労働 働 者 者 に 対す 派 遣契 る 約約 休 \mathcal{O} 業 解除 手当 等 に当たって \mathcal{O} 支 払 に 講ず 、 要 す ,る費用 る派遣労働者 を 確 保 \mathcal{O} す るた 雇 用 0 8 安定を図るた \mathcal{O} 当 該 費 用 \mathcal{O} \Diamond 負 に必要な措置に 担 12 関 す る 措 置

関 する 事 項 を定めなけ ればならないものとすること。 (第二十六条第一 項 関 係

(___) 労働 者 派 遣 \mathcal{O} 役 務 \mathcal{O} 提 供 を受け る者 は、 その 者 0 都 合に ょ る 労 働 者 派 遣契 約 \mathcal{O} 解 除 に当た つって は

当

該

労

働

者

派

遣

に係

る

派

遣

労

7働者

 \mathcal{O}

新

たな

就

業

0

機

会

0

確保、

労

働

者

派

洗遣を

す

る事

業

主

に

ょ

る当

該

派

遣労働 勝者に対: する休業手当 等の支払 に要する費用 を確 保 するた 8 の当該 費用 \mathcal{O} 負 、担その 他 0 当該 派 遣

労働 者 \mathcal{O} 雇 用 0 安定を図 るために必要な措置を講じなけ ればなら ない ŧ のとすること。 (第二十 九条

七 紹介予定派遣

労働 者 派 遣契約 の締結 に際 し、 当 該 職業紹介に より従事すべき業務 の内容及び労働条件その他 一の紹介

予定派遣に関する事項を定めなけ ればならないものとすること。 (第二十六条第一 項関係

八 有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等

派遣元事業主は、 その 期間、 を定めて雇用する派遣労働者又は派遣労働者として期間を定めて雇用 しよ

うとする労働者 相 当 期 間 に わ たり 期 間 を定めて 雇 用す Ź 派遣労働 者で、 あ 0 た者 そ 0) 他 \mathcal{O} 期 間 を定 めな

いで雇用される労働者への転換を推進することが適当である者として厚生労働省令で定める者に限る。

八において 「有期雇 用派遣労働者等」という。)の希望に応じ、 次のいずれか の措置を講ずるように努

めなければならないものとすること。(第三十条関係)

期間を定め な *(* \ で 雇用する派遣労働者として就業させることができるように就業 の機会を確保

又は 派遣労働者以外の労働者として期間を定めないで雇用することができるように雇用の機会を確保

するとともに、 これらの機会を有期雇 用派遣労働者等に提供すること。

- (__) 当 該 派遣元事業主が職業紹介を行うことができる場合にあっては、 有期 雇 用派遣労働者等を紹介予
- 定派 遣 $\overline{\mathcal{O}}$ 対象とし、 又は紹介予 定派遣に係る 派遣労働者として雇い入れること。
- (三) (一) 及 び (二) 0 ほ か、 有 期 雇 用 派 遣 労 働 者 等 ·を対· 象とし た 期 間 を 定 8 な 1 で 雇 用 され る労働 者 \mathcal{O} 転 換

 \mathcal{O} た め 0 教 育 訓 練 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 期 間 を定めない で雇用される労働 者 \mathcal{O} 転 換 を推 進するため 0 措 置 を

講

ず

ること。

九 均衡を考慮した待遇の確保

(-)派 遣 元 事 業 主 は そ \mathcal{O} 雇 用 ずる 派 遣労 働 者 \mathcal{O} 従 事 す んる業が 務 کے 同 種 \mathcal{O} 業 務 に 従 事 ずす る派は 遣 先 に 雇 用 さ

れ る労働者 Lの賃 金水 が準との! 均 衡を考慮し つつ、 当該 派 造労働 者 \mathcal{O} 従 事 する業務 と同 種 \mathcal{O} 業 務 に従 事 す

る 般の労働 者 の賃 金水準 又は当該 派遣労働者 0 職 務 \mathcal{O} 内 容、 職 務 0 成 果、 意欲、 能 力若 しく は 経 験

等を 勘 案 し、 当該 派 遣 労働 者 \mathcal{O} 賃 金を決定するように 配 慮 L な け れ ば な らな 1 ŧ 0) とすること。) 第

三十条の二第一項関係)

(__) 派遣 元事 · 業 主 は、 その 雇 用する派遣労働者の従事する業務と同種 の業務に従事する派遣先に雇 用 3

れ る労働者 との 均 衡を考慮し しつつ、 当該 派遣労働者 に っつい て、 教育訓 練及び 福 利厚 生 $\overline{\mathcal{O}}$ 実 施 その 他 当

該派 遣労働者の円滑な派遣就業の確保のために必要な措置を講ずるように配慮しなければならないも

のとすること。(第三十条の二第二項関係)

十 派遣労働者等の福祉の増進

八 及び 九 0 ほ か、 派遣 元事 業主は、 その 雇用する派遣労働者等につい て、 希望、 能 力及び経験に応じ

た就業及び 教 育 訓 練 \mathcal{O} 機会の確保等 必 要な措置を講じ、 これらの者の福祉の増進を図るように努めなけ

ればならないものとすること。(第三十条の三関係)

十一 待遇に関する事項等の説明

派 遣 元 事業主 は、 派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、 厚生労働省令で定めるところに

ょ り、 当 該 5労働 者を派遣労働者として雇 用 した場合における当該労働者 0 賃 金 \mathcal{O} 額 0 見込みその 他 の当

該労 働 者 \mathcal{O} 待 遇 に 関 す る事項その 他 0) 厚 生 一労働 省 令で定め る事項を説 明 ĺ なけ ń ばなら ない ものとする

こと。(第三十一条の二関係)

十二 労働者派遣料金額の明示

派遣 元事 業主は、 次に · 掲 げ る場合には、 次に定める労働者に対し、 厚生労働省令で定めるところによ

り、 当該労働者に係る労働者派遣料金額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならないもの

とすること。(第三十四条の二関係)

- (-)労働 者を派遣労働者として雇 7) 入れようとする場合 当該 労働 者
- $(\underline{})$ 労働 者 派遣をしようとする場合及び労働 者派 遣料金額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣

労働者

十三 派遣先への通知

派 遣 元 事 業 主 は 派 遣先に、 当該 労 働 者 派遣 に 保る派 造労働 者 が 期間 を定め な ر را で雇用する労働者 で

あ る か 否 か の別を通知 しなければならないものとすること。 (第三十五条第一 項関係

(__) 派遣 元 事業主は、一による通知をした後に一の事項に変更が あったときは、 遅滞、 なく、 その旨を当

該 派 遣 先 に通 知 しなけ れ ば な 5 ない ものとすること。 (第三十五条第二項関係

十四 日雇労働者についての労働者派遣の禁止

派遣 元事業主 は、 その業務を迅 速 か つ的 確 に遂行するために専門的な知識、 技術 又は経験を必要と

する業務のうち、 労働者派遣により 日 雇労働者 日 々又は二月以内の 期間を定めて雇用する労働者 を

1 十四において同じ。)を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれ

が ない と認 められる業務として政令で定める業務以外の業務については、 その 雇用する日雇労働者に

つい . て労働: 者 派遣を行 ってはならない ものとすること。 (第三十五条の三第 項 関 係

(__) 厚生労働大臣は、 (一) の 政令 の制定又は改正の立案をしようとするときは、 あらかじめ、 労働政策審

議会の意見を聴かなければならないものとすること。 (第三十五条の三第二項関係)

十五 離職した労働者についての労働者派遣の禁止

派遣 元 事 · 業 主 は、 派遣 先 が 労働 者 派 遣 $\overline{\mathcal{O}}$ 役務 の提供を受けたならば二に抵触することとなるときは

当該労働者派遣を行ってはならないものとすること。 (第三十五条の四関係)

(__) 派遣先は、 労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職 した者であるときは、 当該離職の 日 か

5 起 算 して一 年を経る 過 する日 ま で 0) 間 は、 当該 派遣 党働者 (雇 用 \mathcal{O} 機 会 0 確 保 が . 特 に 木 難 で 、あり、 そ

 \mathcal{O} 雇 用 0 継 続等 を図 る 必要が あると認めら れる者として厚生労働省令で定める者を除く。)に係る労

働者 派 遣 の役務の提供を受けてはならないものとすること。 (第四十条の九関係)

十六 派遣先の協力

派遣先は、 九による措置が適切に講じられるようにするため、 派遣元事業主の求めに応じ、 その指揮

命令 の下に労働させ る派遣労働者が . 従事[、] する業務と同 種 の業務に 従事する当該 派遣先 に 足雇用 される労働

者に 関 す る情 報 で あ 0 て当該 措置 に 必 要な t \mathcal{O} を 提 供 す る等 必要な協 力をするように努め な け ħ ば なら

な 7 ものとすること。 (第四十条第三項 (関係)

十七 期間 を定めないで雇用される労働者に係る派遣先の労働契約申込義務

派

遣先

が

労働

者

派

遣

0

役務

 \mathcal{O}

提供

を受けることができる

期間

に

制

限 0

な

V)

業務につい

て、

派遣元事業

主 かか ら 三 一年を 超 え る 期 間 継 続 L て 同 \mathcal{O} 派 遣 労働者を受け 入 れ て **,** \ る場 合 0 当 該 派 遣 労働 者 に 対 Ļ

労働. 契約 の申込みをし なければならないこととする規定について、 当該 派遣労働者に つ ١ ر . T 期間 を定め

な V) で 雇 用する労働者である旨の通知を受けている場合は、 これを適用しない ものとすること。 (第四

+ -条 \mathcal{O} 五. 関 係

十八 労働 契 約 申 込み みな L 制 度等 0 創 設

(-)労働 契約 申 込みみな

1 労働者 派 遣 の役務 の提供を受ける者 **国** (特定独立行政法人を含む。)及び二におい て同じ。)

及び 地方公共団体 (特定地方独立行政法人を含む。)及び二において同じ。)の機関を除く。)に

お V て 同 が 次のいずれかに該当する行為を行った場合には、 その時点にお į, て、 当該労働者

派 遣 \mathcal{O} 役務 \mathcal{O} 提供を受け る者 か ら当該労働 者 派遣 に係 る派遣労働者 12 . 対 その 時 点に お け る当該

派 遣労働者に係る労働条件と同一 の労働条件を内容とする労働契約 の申込みをしたものとみなすも

 \mathcal{O} とすること。 ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、 その行った行為が次の いずれ か \mathcal{O}

行 為に該当することを知らず、 かつ、 知らなかったことにつき過失が なか ったときは、 この 限 りで

ないものとすること。(第四十条の六第一項関係)

(1) 第四条第三項の規定に違反して派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業務に従事

させること。

(口) 第二十四条 の 二 の 規定 に違反 して労働者 派遣 の役務の提供を受けること。

(/\) 第四· 1十条 の二第 項 0 規定に違反して労働者派 遣の 役務の見 提供を受けること。

(=)この法律又は 第四節 の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的で、 請負その他労

働 者 派遣以外の 名目で契約を締結 第二十六条第一 項各号に掲げる事項を定めずに労働者 派遣

の役務の提供を受けること。

口 イにより労働契約 の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者は、 当該

労働 契約 \mathcal{O} 申込み É 係 るイに規 定する行 為が終了 L た日か 5 年を経 過する日 ま で \mathcal{O} 間 は 当 該 申

込みを撤回することができないものとすること。 (第四十条の六第二項関係)

イにより労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が、 当該

申 込み は、 その効力を失うものとすること。 (第四十条の六第三 一項関係)

申

込みに対して

口

0

期間

内に承諾する旨又は

承諾

L

ない

旨

の意思表

示を受けなか

0

たときは、

当該

= イにより申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者に係る労働者派遣をする事業

主 は、 当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から求めがあった場合においては、 当該労働者派遣

 \mathcal{O} 役務 の提供 を受ける者に対 Ų 速やかに、 イに より 労働契約 の申込みを L たも 0 とみなされ た時

点 に お け る当該 派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならないものとすること。 (第

四十条の六第四項関係)

(二 国等の機関に関する措置

1 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であって、一のイの

(1) お (からこのい) V 7 は 当該 ずれかに該当する行為を行 行 為 が 終 了 した 日 か ら 一 年 った場合 を経 過 する日 (一のイのただし書に規定する場合を除く。) ま で \mathcal{O} 間 に、 当 該労 働 者 派 遣 に 係 る派 遣 に 労

働者が 当 該 国 又 は 地方公共 寸 体 \mathcal{O} 機 関 にお **\ . て当 該労 働 者 派 遣 に係る業務 と同 0) 業 務 に 従 事 す

ることを求めるときは、 当該国 又は地方公共団体の機関は、 (**一**) のイの 規定の趣旨を踏まえ、 当該派

遣労働者 0 雇 用 の安定を図る観 点から、 国家公務員法 (裁 判 所 職員 臨 時措 置 法に お いて準 用す る場場

合を含 む。 玉 会 職 員 法、 自 衛 隊 法 又は 地 方公務員 法 そ 0 他 関 係 法 令 0 規 定に 基 ゴづく 採 用そ 0) 他

の適切な措置を講じなければならないものとすること。 (第四十条の七第一 項関係

口 1 に 規定する求めを行った派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、 当該労働者派遣に係る

玉 又 は 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 機 関 か 5 求 8 が あ 0 た場合 に お 7 7 は、 当該 玉 又は 地 方公 共 寸 体 0) 機 関 に 対

し、 速や か に、 当 該 玉 又 は 地 方公 共 寸 体 \mathcal{O} 機 関 が()のイのイからこの 7 ず れ かに 該 当す ,る行為 を行

0 た時点に おける当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならないものとすること

(第四十条の七第二項関係)

(三) 労働契約申込みみなしに係る勧告等

1 厚生労働大臣 は、 労働者派遣 の役務 の提供を受ける者又は派遣労働者からの求めに応じて、 労働

者 派 造 \mathcal{O} 役 務 の提 供 を受け いる者 \mathcal{O} 行為が、 (一)のイのイからこの V) ずれ かに該 当するかどうかに つい

て必要な助言をすることができるものとすること。 (第四十条の八第 項関係

厚生労働大臣は、一のイにより申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者が当該

口

申 込みを承諾 した場合に お いて、 一のイにより当該労働契約 0 申込みをしたものとみなされた労働

者 派 遣 \mathcal{O} 役務 \mathcal{O} 提 供 を受け る者 1が当該 派遣労 働 者 を就労させ な 7 場合には、 当該 労 働 者 派 遣 \mathcal{O} 役務

 \mathcal{O} 提供を受ける者に対し、 当該 派遣労働者の就労に関し必要な助言、 指導又は勧告をすることがで

きるものとすること。 (第四十条の八第二項関 係

ハ 厚生 労働大臣 は、 口 に ょ り、 当該 派 遣 一労働者を就労させるべき旨 (T) 勧告、 をした場 **湯合**に お いて、 そ

 \mathcal{O} 勧告、 を受けた一のイにより労働 契約 0 申 込みをしたものとみなされ た労 働 者派 遣 \mathcal{O} 役 務 0) 提 供 を

受け る者がこれ に従 わない か ったときは、 その旨を公表することができるものとすること。 (第四十

条の 八第三項関係

十九 法違反の是正に係る勧告

派遣先に対する法に 違反 ĺ た場合の是正 の勧告について、 指導又は助言の前置を要しないものとする

こと。(第四十九条の二第一項関係)

二十 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第二 労働者派遣事 業 \mathcal{O} 適 正 な運 営営の 確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一 部改正 (第二条による

改正関係)

一 労働者派遣事業を行ってはならない業務の追加

物 \mathcal{O} 加工、 組立てその 他 の物を製造する工程に おける作業として政令で定めるものに係る物の製造の

業務 (その常時 雇 用する労働者を業として行う労働者派遣により当該業務に従事させる場合に おけ る当

該業 務を除く。 を労働者派遣事業を行 0 ては、 ならな 7 業務 に 追加 するものとすること。 (第 四 条 第

項関係)

一 派遣先への通知

派遣 元事 業主 は 派遣先に、 当該労働者 派遣に係る派遣労働者 が常時雇用する労働者である か 否 か 0)

別 (当該労働者が期間を定めないで雇用する労働者である場合にあっては、その旨) を通知しなけれ

ばならないものとすること。(第三十五条第一項関係)

(___) 派遣元事 業主は、一による通知をした後に一の事項に変更が あったときは、 遅滞、 なく、 その旨を当

該 派遣先に通知しなければならないものとすること。 (第三十五条第二項関係)

三 常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止

派遣元事業主は、 その常 時雇用する労働者でな V) 者について労働者派遣を行ってはならないものと

すること。 ただし、 次 \mathcal{O} 場合 は、 この限りでないものとすること。 (第三十五条の三 第 一項 関 (係)

1 第一の十四一の政令で定める業務及び当該業務以外の業務であってその業務を迅速かつ的確 に遂

行するために専門的な知識、 技術若しくは経験を必要とする業務又はその業務に従事する労働者に

ついて、 就業 形 態 雇 用 形 態等 0 特殊 性により、 特 莂 0 雇 用管理を行う必 要が あると認 め られる業

務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合

口 第四十条の二第一項第三号又は第四号に掲げる業務について労働者派遣をする場合

ノヽ 当該労働者派遣に係る派遣労働者が六十歳以上の者である場合

- ニ 当該労働者派遣が紹介予定派遣に係るものである場合
- (__) 策 審 厚生労働大臣は、一のイの 議 会 の意見を聴 か なければならないものとすること。 政令の 制定又は改正の立案をしようとするときは、 (第三十五条の三第二 項 あらかじめ、 関 係 労働政
- (Ξ) 派遣先 は 労働者 派遣の役務の提供を受けようとする場合において、 派遣元事業主が当該労働 者派

遣をしたならば一に抵触することとなるときは、 当該労働者派遣の役務の提供を受けてはならな

のとすること。

(第四十条の九関係)

(四) Ł のとすること。 三に違反して労働者 (第四十条の六第一 派遣 \mathcal{O} 役務 0 提供を受けることを、 項関) 係 第一の十八(のイに掲げる行為 に追加する

四 暫定措置

第二の三一及び三について、 その 施行の 日 から起算して二年を超えな V) 、範囲内 にお いて政令で定める

日 ま らでの 間、 労働者派遣により常時 雇用する労働者でない者を従事させて も当該 欧労働者 l の 雇 用 の安定に

図るためには労働者派遣により常時 大きな支障が生じてい なかったと認められる業務であって、 雇用する労働者でない者を従事させることがやむを得ない 当該業務に従事する労働者の雇 用 と認 の安定を めら

れる業務として政令で定める業務については、 常時 雇用する労働者でない者について労働者派遣をする

ことを認めるものとすること。 (附則第五 項関係)

五 厚生労働 大臣 は 兀 0 政 令 \mathcal{O} 制 定 又 は 改 正 の立案をしようとするときは、 あらかじめ、 労働政策審議

会の 意見 を 聴 かな け れば ならないものとすること。 (附則第六項関係)

六 その他 所要の規定の整備を行うものとすること。

第三

労働者災害補

償保

険法

の 一

部改正

(第三条による改正関係

派 遣 先 \mathcal{O} 事 業主 等 に 対 する報 告、 文 書 \mathcal{O} 提 出 又 は 出 頭 \mathcal{O} 命令

行 政庁 は、 労働者 派遣 事 業 \mathcal{O} 適正 な運営 \mathcal{O} 確 保 及び派遣労働者 の保護等に関する法律(二に おいて

労働者派 、遣法」 という。) に規定する派遣先 の事業主及び船員職業安定法に規定する船員派遣 (二にお

1 て 「船員 派 造 という。 0 役務 \mathcal{O} 提供 を受ける者に対して、 労働者 災害補 償 保険 法 0) 施 行 に関 し必

要ない 報告、 文書 $\overline{\mathcal{O}}$ 提 出 又は 出 頭 を命ずることができるものとすること。 (第四十六 条関 係

派遣先 の事 業 0 事 業場等 へ の 立 一入検査

行政庁 は、 労働者派遣法に規定する派遣先の事業の事業場及び船員派遣の役務の提供を受ける者 の事

業場に立ち入り、 関係者に質問させ、 又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする

こと。(第四十八条第一項関係)

三 罰則その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第四 高 年齢 者等 0 雇用の安定等に関する法律の一部改正 (第四条による改正関係)

と。 (第四十二条関係)

シ

ルバ

一人材センターについて、

届出により、

有料の職業紹介事業を行うことができるものとするこ

二 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第五 その他

一施行期日

この 法 は律は、 公 布 O日 から起算して六月を超えな い範囲内にお いて政令で定める日 「から施っ 行するもの

とすること。 ただし、 第二については、 公 布 の日から起算して三年を超えない範囲内に おいて政令で定

める日から施行するものとすること。(附則第一条関係)

政府は、 この法律の施行により労働者派遣による就業ができなくなる派遣労働者その他の派遣労働者

0) 雇用の安定を図るとともに、 事業主の労働力の確保を支援するため、公共職業安定所又は職業紹介事

業者 の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めなければならないものとすること。 (附則

第二条関係)

三 政府は、 この法律の施行後三年を目途として、 改正法 この規定 の施行の状況等を勘案し、 更なる派遣労

働 者の保護 のための方策を含め、 これらの法律の規定について検討を加え、 必要があると認めるときは

その結果に基づいて所要の措置 を講ずるものとすること。 (附則第三条第一項関係)

兀 政 府 は、 三の 規定を踏まえつつ、 派遣労働者 の保護を図ることの 重要性 にか んがみ、 派遣 先 0 責任

 \mathcal{O}

在 !り方等派遣労働者の保護を図る観点から特に必要と認められる事項について、 速やかに検討を行うも

のとすること。(附則第三条第二項関係)

五 経過措置等

ک 0 法 律 - の施 行 に関 し必要となる経過措置を定めるとともに、 関係法律の規定の整備を行うものとす

ること。(附則第四条から第十五条関係)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一 部を改正

する法律

(労 働 者 派 造 事 業 \mathcal{O} 適 正 一な運 営営 \mathcal{O} 確 保 及び派 **注遣労働** 者 の就 光業条件 \mathcal{O} 整 一備等に 関する法 律 \mathcal{O} 部 改 正

第 一条 労働 者 派 造事 業の 適正 な 運営 \mathcal{O} 確保 及び 派 遣労働者 0 就業条件の整 備等に関する法律 (昭和六十年

法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 適 正 な 運 堂営 0 確保 及 び 派 遣 労働 者 \mathcal{O} 保護等に 関する法 律

目 次中 「就業条件の整備等」 を 「保護等」に、 「第二十九条」を 「第二十九条 が の 二 に改める。

第 条 中 「就業に関する条件 \mathcal{O} 整備等」 を 「保護等」 に改 いめる。

第四 条 第 項 第三号中 「及び 第三項」 を 第 匹 項 及 Ű 第 五 項」 にこ 改 8 $\dot{\mathcal{S}}_{\circ}$

第六 条第四 |号中 「当該 取消 を「又は第二十一条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 に ょ り 特 定労働 者 派 遣 事業 0 廃 止 を命

じられ、 当 該 取 消 L 又は 命令」 に改め、 同条中第六号を第十号とし、 第五号を第九号とし、 第四号の次に

次の四号を加える。

五. 第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合 (同項

第 一 号 O規定に より 許 可を取り消された場合につい て は、 当 該 法 人が 第一号又は第二号に規定する者

に 該 当することとなつたことによる場 合に . 限 る。 又は 第二十一 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 特 定 労 働 者派

遣 事 業の 廃 止を命じら れた者が法人である場合 (当該 法 人が第一 号又は第二号に規定する者に 該当す

ることとなつたことによる場合に限る。)において、 当該取消 し又は 命令の処分を受ける原因となつ

た事 項 が 発生 し た当 「時現に 1当該: 法 人 八の役員 (業 永務を執. 行する社 員 取 締 役、 執行役又はこれ 5 に . 準 ず

る 者 を 1 1 相 談 役、 顧 間 そ \mathcal{O} 他 1 か なる名 称 を有り す る者 で あ る か を 間 わず、 法 人 に 対 L 業 務 を 執 行

する社員 取締 役、 執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を

含 む。 以下この条において同じ。) であつた者で、 当該 取消 し又は命令の日から起算して五年を経過

しないもの

六 第十 兀 条第 項の 規定に による一 般労働 者 派遣 事 業 \mathcal{O} 許 口 \mathcal{O} 取 消 L 又は第二十一条 第 一項 0 規 定 にこ ょ

る特定労働者派遣事 業 の廃 止 の命令の処分に係る行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第 十五 条の

規定による通 知が あつ た 日 いら当ま 該処分をする日又は処分をしないことを決定する日まで \mathcal{O} 間 に第十

三条第一 項の規定による一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣

事 業 \mathcal{O} 廃 止 \mathcal{O} 届 出をし た者 (当該: 事 業 の廃止に つい て 相当の理 由が ある者を除く。) で、 当該| 届 出 \mathcal{O}

日 カ 5 起 算 し て 五. 年 を経 過 L な 1 t \mathcal{O}

七 前号に 規定する期 間 内 に第十三条第一 項のに 規定による一 般労働者 派 遣事業の 廃 止 0) 届. 出 又は第二十

条 0 規定による特定労働者派遣事 · 業 の廃 止 の届出 Iを し た者が法人である場合にお いて、 同 号の 通 知 \mathcal{O}

日 前 六 + 日 以 内 に当 該法 人 (当該 事 業 \mathcal{O} 廃 止 に 0 **\ 7 相当の 理 由 が ある法人を除く。 \mathcal{O} 役員 で あ 0

た者 で、 当該 届 出 \mathcal{O} 日 カゝ 5 起 算 L 7 五 年 を 経 過 L な 1 ŧ \mathcal{O}

八 暴力 団員による不当な行為の防 止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員 (以下この号に

お 7 7 暴力 団 員 という。) 又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者 (以下この条に

おいて「暴力団員等」という。)

第六条に次の二号を加える。

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

+ 暴力団員等をその業務に従事させ、 又はその業務 の補助者として使用するおそれのある者

第十条第五項中「第四号」の下に「から第七号まで」を加える。

第十四条第一項第一号中 「第四号」 の下に「から第七号まで」を加え、 同項第二号中 「法律 の 下 に

第二十三条第三項、 第二十三条の二及び」 を加え、 同 項 に次の一 号を加 える。

兀 第四 一十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、 なお第二十三条第三項又は第二十三

条の二の規定に違反したとき。

第二十一条第一項中 (第四号) の下に「から第七号まで」を、 「いずれかに該当するとき」 の下に「

又は第四 十八条第三 項 \bigcirc 規定による指 示を受け たにもかかわらず、 なお第二十三条第三項若しく 、は第 二十

三条の二の規定に違反したとき」を加え、 「同条第四号」を「第六条第四号から第七号までのいずれか」

に改める。

第二十三条第三項を同 条第四項とし、 同条第二項 の次に次の一項を加える。

3 派 遣 元事 業主 は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次条に規定する関係派遣先への派遣割合を厚

生労働大臣に報告しなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

5

派 遣 元事業主 は、 厚生労働 省令で定めるところにより、 労働 者派遣事業を行う事業所ごとの 当 該 事 <u>,</u> 業

に 係 る派遣労働 者 1の数、 労働 者 派遣 の役務の提供を受け た者 1の数、 労働 者派 造に 関する料 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 平 均

額 カン 5 派 遣 労 働 者 \mathcal{O} 賃 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 平 均 額 を控 除 た 額 を当 該 労 働 者 派 遣 に 関 す る 料 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 平 均 額 で 除

7 得 た割合とし 7 厚 生 労 働 省令 で定 めるところにより 算定 し た 割 合、 教 育 訓 練 12 関 す る 事 項 そ \mathcal{O} 他 . 当 該

労働 者派遣 事 ,業 \mathcal{O} 業務に関 L あら カゝ じめ関係者 に対して 知 らせることが適当であるものとし て厚生労働

省令で定め る事 項 に 関 L 情 報 \mathcal{O} 提 供 を行 わ なけ れ ば ならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

派 遣 ²元事業 主 \mathcal{O} 関 係 派 遣先 に 対する労働 者 派 遣 O制 限

第二十三条 の 二 派 遣 元 事業主は、 当 該 派 遣 元 事 業 主 の経営を実質的に支配することが 可能となる関 係に

あ る 者そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 当 該 派 遣 元 事 業 主 کے 特 殊 \mathcal{O} 関 係 \mathcal{O} あ る者として厚 生 一労働 省 令 で 定め る 者 。 以 下 この 条 に

お 1 て 関 係 派 遣 先 という。 に 労 働 者 派遣 をするときは 関 係 派 遣 先 ^ 0 派 遣 割 合 $\widehat{}$ \mathcal{O} 事 業 年 度

12 お け る当 該 派 遣 元 事 業 主 が 雇 用 す る派 遣 労働 者 \mathcal{O} 関 係 派遣 先 に · 係 :る派遣: 就業 (労働 者 派遣 に 係 る 派 遣

労働 者 \mathcal{O} 就 業をい う。 以下同じ。 に係る総労働 時 間 を、 その・ 事 業年度におけ る当 該 派遣 元 事 業 主 が 雇

用する派遣労働者のすべての 派遣就業に係る総労働 .時間で除して得た割合として厚生労働省令で定める

ところによ り算定 した割 合をいる 、 う。) が 百分の八十以下となるようにし なけ h ば なら な

第二十四 条 中 労働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 適 正 な 運 営 \mathcal{O} 確 保 及 び 派遣 労働 者 \mathcal{O} 就 業 条 件 \mathcal{O} 整 備 等に 関 す る法 律

を 「労 働 者 派 遣 事 業 0 適 正 な 運 営 \mathcal{O} 確 保 及 び 派 造労働 者 \mathcal{O} 保 護等 に 関 す Ź 法律」 に 改めめ る。

第三· 章 \mathcal{O} 章 名中 就 業条件 \mathcal{O})整備: 等 を 「保護等」 に 改 8 る。

第二十六条 第一 項第二号中 「労働 者 派遣 に 保る派 遣 労 働 者 \mathcal{O} 就業 (以 下 「派遣就業」 という。

を

派 遣 就 業 に 改 め、 同 項 第 八号中 「 労 働 者 派 遣 契約」 を 派 遣 労 働 者 \mathcal{O} 新 た な就 業 \mathcal{O} 機 会 \mathcal{O} 確 保、 派 遣 労

働 者 に 対す る休業手当 (労働基 潍 法 (昭 和二十二年 法律第四十九号) 第二十六条 \mathcal{O} 規定 に より 使用 者 が 支

払うべ き手当をい . う。 第二十九 条 の二にお いて同じ Ü 等 の支払に要する費用 を 確 保するため 0 当 該 費用

 \mathcal{O} 負 担 に 関 す る措 置 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 労 働 者 派 遣 契約」 に 改 め、 同 項 第 九 号中 「当該 紹 介 子 定 派 遣 を 当 該 職 業

紹 介に ょ り 従 事 す べ き業 務 \mathcal{O} 内 容 及 び 労働 条 件 そ 0) 他 \mathcal{O} 当 該 紹 介予 定 派 遣 に 改 8 る。

第二十八条中 「第三十一 条」 0 下に 「及び 第四 + 条の 六六第 項第四号」 を加える。

第三章第一節中第二十九条の次に次の一条を加える。

(労働者派遣契約の解除に当たつて講ずべき措置)

第二十 九条の二 労働者派遣 の役務 0 提供を受ける者は、 その者 の都合による労働者 派遣契約 \mathcal{O} 解除 に当

た つては、 当該 労 働 者 派 遣 に 係 る 派 遣 党労働 者 \mathcal{O} 新 た な就 業 \mathcal{O} 機 会 \mathcal{O} 確 保 労働 者 派 遣 をす る 事 業 主 に ょ

る当 該 派 造労働 者 に 対する休 業 手当 等 の支 払に要する費用を 確 保 す るた め が 当: 該 費用 \mathcal{O} 負 担 その 他

 \mathcal{O}

当

該 派 遣労働 者 \mathcal{O} 雇 用 の安定を図るために必要な措 置を講じ なけ れ ば なら な 1

第三十条中 「派 遣 元事 業 主 を 「前二条に 規定する るも \mathcal{O} 0 ほ か、 派 遣 元事業主」 に、 「 及 び 能力」 を

能 力 及 Ű 経 験」 に 改 め、 同 条を第三十条の三とし、 第三 一章 第 節 中 同 条 \mathcal{O} 前 に 次 の二条を加 える。

(有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等)

第三十 条 派 遣 元 事 業主 は、 その 期間 を定め て雇用する派 遣労働者又は 派遣労働者とし て期間 間 を定り めて雇

用 L ようとする労働 者 相 当 期 間 に わ た り 期 間 を定 め て 雇 用 す る 派 遣 労 働 者 で あ つた者 そ 0 他 \mathcal{O} 期 間 を

定 め な 1 で 雇 用 さ れ る 労 働 者 0 転 換 を推 進することが 適当で ある者とし て厚 生 一労働 省 令 で 定 8 る 者 に

限 る。 以下この 条にお į, 7 「有期 雇 用 派 遣 労働者等」 という。 の希望に応じ、 次の各号のい ずれ カ (T)

措置を講ずるように努めなければならない。

期間を定めないで雇用する派遣労働者として就業させることができるように就業の機会を確保 į

又は 派遣労働者以外の労働者として期間を定めないで雇用することができるように雇用 の機会を確保

するとともに、 これ . ら の機会を有 期 雇 用 派 遣 労働 者 等 に 提供 すること。

当該 派 遣 元事 業主 が 職業安定法その 他 \mathcal{O} 法律 \mathcal{O} 規定による許可を受けて、 又は届記 出をし て 職業 紹介

を行うことができる場合にあつては、 有 期 雇 用派 ,遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、 又は紹介予

定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。

 \equiv

前二号に 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 有 期 雇 用 派 派遣労働 者等 を対 象とした期 間 を定 め な *(*) で雇 用 され る労働

者 へ の 転 換 \mathcal{O} ための 教育訓練その 他 の期間を定めないで雇用される労働者 ^ 0) 転換を推進するための

措置を講ずること。

(均衡を考慮した待遇の確保)

第三十 条の二 派遣 元事 業 主 は、 その 雇用する派遣労働者 の従事する業務 と同 種 0 業務 に従事 する派 造先

(当該派遣労働者に係る労働 **尚者派遣** の役務の提供を受ける者をい . う。 第四 節 を除き、 以下同じ。 に 雇

用される労働者の賃金水準との 均衡を考慮しつつ、 当該 派遣労働者の従事する業務と同 種 の業務に に従事

す Ś 般 0 労働 者の賃 金水準 又は当該派遣労働者 0 職務 0 内容、 職 務 0 成果、 意欲、 能力若 しくは経 験

等 を 勘 案 当 該 派 遣労働者 \mathcal{O} 賃金を決定するように配 慮 しなけ れば、 ならな

2 派 遣 元 事 業 主 は そ (T) 雇 用 す る 派 遣 党労働 者 \mathcal{O} 従 事 す る業務 と同 種 \mathcal{O} 業 務 に 従 事 す る 派 遣 先 に 雇 用 され

る労 働 者 と \mathcal{O} 均 衡 を考慮 L つ つ、 当 該 派 遣 労働 者に つい て、 教 育 訓 練 及 び 福 利 厚 生 \mathcal{O} 実 施 そ \mathcal{O} 他 当 該 派

遣労働 者 \mathcal{O} 円 . 滑な 派 遣就業の 確 保 \mathcal{O} ため に必要な措置を講ずるように配 慮 L な け ħ ば な 5 な

第三十一条中 「そ \mathcal{O} 雇 用する 派 遣労 働者に 係る労働 者 派 遣 \mathcal{O} 役 務 \mathcal{O} 提供 を受け る者 (第四 節 を除 以

下 派 遣 先 とい 、 う。 を 「派遣先」 に、 「当該 派 造労 働 者」 を 「派 遣 労 働 者」 に改 め、 同 条 \mathcal{O} 次 に 次

の一条を加える。

(待遇に関する事項等の説明)

第三十一条 が 二 一 派 遣 元 事 業 主 は 派 遣労働者とし)て 雇 用 しようとする労働者 に 対 厚生 労 働 省 令 で定

8 るところに ょ り、 当 該 労働 者 を 派 遣労働者とし て 雇 用 L た場場 合 に お け る 当 該 労 働 者 \mathcal{O} 賃 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 見込

4 Ź \mathcal{O} 他 の当該労働者の待遇に関する事項その他 0 厚 生労働省令で定める事項を説明 ĺ なけ ればな らな

\ \ \

第三十四条の次に次の一条を加える。

(労働者派遣に関する料金 0) 額 0) 明示)

第三十四条の二 派遣 元事業主 は、 次の各号に掲げる場合には、 当該各号に定める労働者に対 Ĺ 厚生労

働 省令で定めるところにより、 当該労働者に係る労働者 派遣に関する料 金の額として厚生労働省令で定

8) る額を明示しなければならない。

を派遣労働者として雇 い入れようとする場合 当該労働者

労働

者

労働 者 派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料 金 の額を変更する場合 当該労働者派遣

に係る派遣労働者

第三十五条中第三号を第四号とし、 第二号を第三号とし、 第一号の次に次の一号を加える。

当該労働者 派遣に係る派遣労働 者が期間を定めないで雇用する労働者であるか 否 カン . の 別

第三十五条に次 の <u>-</u> 項を加える。

2 派 遣 元事業主 一は、 前 「項の規定による通知をした後に同項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、

遅滞. なく、 その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

第三十五条の二の次に次の二条を加える。

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五 条 の 三 派 遣 元 事 業 主 は そ \mathcal{O} 業務 を迅速 か つ的 確 に遂 一行するた 8 に専 門的 な 知 識、 技 術 又 八は経

験を必要とする業務のうち、 労働 者 派遣に ょ ŋ 日 雇 労 働 者 日 Þ 文は二 月 以内 \mathcal{O} 期 間 を定め て 雇 用 する

労働 者をいう。 以下この項にお *(* \ て同じ。) を従事させても当該 日 雇 是労働者 0) 適 正 な 雇 用管 理 に支障を

及ぼ ですおそ れ が な V) と 認 めら れる業務とし て政令で定め る業務以 外 の業務に に つ 7 て は、 その 雇 用 する日

雇 労 働 者 に 0 7 て 労働 者 派 遣を 行 0 て は な 5 な \ <u>`</u>

2 厚生 一労 働 大臣 は、 前 項 \mathcal{O} 政 令 \mathcal{O} 制 定又は 改正 \mathcal{O} 立案をしようとするときは、 あらかじめ、 労働政策審

議会の意見を聴かなければならない。

離 職 L た労働 者 に つ **V** > 7 0) 労 働 者 派遣 0 禁止)

第三十 五 条 \mathcal{O} 兀 派 遣 元 事 業主 は、 労 働 者 派 遣をしようとする場合におい て、 派遣先が 当該労働 者 派 遣 <u>の</u>

役 務 \mathcal{O} 提 ,供を受けたならば第四十条 \mathcal{O} 九第一 項の規定に抵触することとなるときは、 当該労働者派 遣を

行つてはならない。

第三十六条中 「第四号」を「第八号」に改め、 同条第一号中「前条第二項」を「第三十五条の二第二項

」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

3 派 遣先は、 第三十条の二の規定による措置が適切に講じられるようにするため、 派遣元事業主の求め

に応じ、 その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先

に · 雇 用される る労働者に関 (する情報であつて当該措置に必要なものを提供する等必要な協力をするように

努めなければならない。

第四十条の二第一項第三号中「 (昭和二十二年法律第四十九号)」を削る。

第四十条の四中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

第四 十 · 条 \mathcal{O} 五 中 雇 用 契約」 を 「労働契約」 に改め、 同 条に次のただし書を加 える。

ただ 当該 同 <u>ー</u> 派遣労働者について第三十五 条の 規定による期間を定めないで雇用する労働者で

ある旨の通知を受けている場合は、この限りでない。

第四十条の五の次に次の四条を加える。

第四 十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者 (国 (特定独立行政法人(独立行政法人通則法 (平成

+ 年法律第百三号) 第二条第二項に規定する特定独立行 政法人をいう。) を含む。 次条に お いて同 じ

及 Ţ 地 方 公共団: 体 (特定 地 方 独 立 一行政 法 人 (地 方 独 <u>T</u> 一行政法 人法 (平成: 十五 年法 律 第 百 十八号)第

二条第二 項に規定する特定地方 独立 行政法人をいう。)を含む。 次条において同じ。) \mathcal{O} 機 関 を除 **\bar{\c}**

以下この条において同じ。) が次の各号のいずれかに該当する行為を行つた場合には、 その時点におい

て、 当該労 働 者 派遣の 役務 \mathcal{O} 提供を受ける者か ら当該労働者派遣に係る 派遣労働者に対 Ļ その 時 点に

お け る当 該 派 造労 働 る者に係! いる労働 条件と同 0) 労働 条件 . を 内 容とする労働 契 約 \mathcal{O} 申 込 み をし た ŧ \mathcal{O} とみ

なす。 ただし、 労働者派遣の役務の提供を受ける者が、 その行つた行為が次の各号のいずれ かの行 為に

該当することを知らず、 カゝ つ、 知らなかつたことにつき過失がなか つたときは、 この 限 りでな

第四 _ 条 第三 一項の規・ 定に違反して派遣労働 者を同 条第 項各号の ١ ر ずれかに該当する業務に従事 させ

ること。

第二十四条の二の規定に違反して労働者派遣 の役務の提供を受けること。

 \equiv 第四 十条の二第一 項の規定に違反して労働者 派遣の役務 の提供を受けること。

匹 この 法 律 又は次節 の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的 で、 請 負その 他労働者派

遣 以 外 \mathcal{O} 名目で契約 を締 結 Ļ 第二十六条第 一項各号に 掲げ Ź 事 項を定めず に労働 者 派 遣 \mathcal{O} 役務 0 提

供を受けること。

2 前 項 0 規 定 に ょ ŋ 労 働 契約 \mathcal{O} 申 込みをし たも のとみなされた労働者 派 遣の役務 の提 供を受け る者 は

当 該 労働 契 約 0 申 · 込 み É · 係 る 同 項に規定する行為が終了した日 か 。 ら 一 年を経過す Ź 日 までの間 は、 当該

申込みを撤回することができない。

3 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 労 働 契 約 \mathcal{O} 申 込 み を L た ŧ 0 とみ かされ た労 働 者 派 遣 \mathcal{O} 役 務 \mathcal{O} 提 供 を受 分け る 者 が

当 該 申込 みに 対 して 前 項 12 規定す る期間 内に 承諾する旨又は 承諾 しな 1 旨 \mathcal{O} 意思表 示を受けな か つ た

ときは、当該申込みは、その効力を失う。

4 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 申 L 込 ま れ た t 0) لح みなさ れ た労働 契約 に 係 る 派 遣 労働 者 に保 る 労働 者 派 遣 をす

る 事 業 主 は、 当 該 労働 者 派 遣 \mathcal{O} 役務 \mathcal{O} 提 供 を受け る者 か 5 求 \Diamond が あ 0 た 場 合 に お 1 て は 当 該 労 働 者派

遣 \mathcal{O} 役務 \mathcal{O} 提供 を受け る者に 対 Ļ 速や か に、 同 項 \mathcal{O} 規 定に ょ ŋ 労働 契 約 \mathcal{O} 申 -込みを L たも \mathcal{O} とみなさ

れ た 時 点に お け る当 該 派遣労働 者 12 係る労働 条件 0 内 容 を通 知 し なけ れ ば ならない。

第四 干 条の t 労働者 派 遣 の役務 いの提供を受ける者が 国又は 地方公共団体 (T) 機関 である場合であつて、 前

条 第 一項各号 0 **,** \ ずれ か に該当する行為を行 つた場 合 (同 項ただし 書に 規定する場合を除く。 に お 1

当 該 玉 又 は 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 機 関 に お 1 7 当 該 労 働 者 派 遣 に保 る業務 کے 同 \mathcal{O} 業 務 に 従 事 することを 求 \Diamond

るときは、

当 該

玉

又は

地

方

公共団

体

 \mathcal{O}

機関

は、

同

項

 \mathcal{O}

規

定

0)

趣

旨

1を踏

「まえ、

当 該

派

造労働

者

 \mathcal{O}

雇

用

 \mathcal{O}

安

7

は

当

該

行

為

が

終

了

L

た

日

か

5

年

-を経

過

す

る

日

ま

で

 \mathcal{O}

間

に、

当

該

労

働

者

派

遣

に

係

る

派

遣

労

働

者

が

定を 図 る 観 点 か 5 玉 家 公務 員 法 (昭 和二十二年 法 律 第 百二十号。 裁 判 所職 員 臨 時 措 置 法 (昭 和二十六

年 法 律 第 百 九 + 九 号) に お 1 て 準 用 す Ź 場合を含 む。 玉 会 職 員 法 (昭 和 一 十 二 年 法 律 第 八 + 五. 号

そ 自 \mathcal{O} 他 衛 関 隊 係 法 法 (昭 令 和二十 0 規定に基づく採 九年 法律第百六十 が用その 五 他 号) の適 又は 切 な措 地 置 方公務員 を講 じ 法 なけ (昭 れ ば 和二十 ならな 五. 年法律 \ <u>`</u> 第二百六十

号

2 前 項 に 規 定 す る 求 め を 行 0 た 派 遣 労 働 者 に 係 る 労 働 者 派 遣 を す る事 業 主 は、 当 該 労 働 者 派 遣 に 係 る 玉

又 は 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 機 関 か 5 求 8 が あ 0 た 場 合 に お 1 て は、 当 該 玉 又 は 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 機 関 に 対 速

B か に、 当 該 玉 又 は 地 方 公共 団 体 \mathcal{O} 機 関 が 前 条第 項 各号の V ず れ か に 該 当する行為を行つた時点に お

け る当 該 派 遣 労働者 に · 係 でる労働 条件 \mathcal{O} 内 容 「を通. 知 し なけ れ ば ならない。

第四 干 条の八 厚生労働大臣 は、 労働者派遣の役務の提供を受ける者又は派遣労働者か らの求めに応じて

労働者 派 遣 0 役務 0 提供を受け る者 の行 為 が、 第四十条の六第 項各号のいずれか に該当するかどう

かについて必要な助言をすることができる。

2 厚 生労 働 大臣 は、 第四 十条 O六第 項 \mathcal{O} 規定 により申 し込ま いれたも のとみなされ た労働契 約 に係 る派

遣 労 働 者が当該 申 込みを承諾 した場合にお いて、 同 項 0 規定により当該労働契約 0 申 -込みを L たも のと

4 いなされ た労働 者 派遣 \mathcal{O} 役務 \mathcal{O} 提供 を受け る者が当該 派 洗遣労働 者を就労させ な 1 · 場合 に は、 当 |該労 働 者

派 遣 \mathcal{O} 役 務 \mathcal{O} 提 供 を受け る者 に 対 Ļ 当該 派 造労 働 者 \mathcal{O} 就労 に 関 L 必 要な 助 言、 指 導 文 は 勧 告をするこ

とができる。

3 厚 生 労働大臣は、 前 項 の規定により、 当 該派遣労働者を就労させるべき旨 の勧告をした場合にお いて

そ 0) 勧 告 を受け た第 匹 + 条 \mathcal{O} 六 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 労 働 契約 0) 申込み を L た ŧ 0 とみなされ た労働 者

派 遣 \mathcal{O} 役 務 0) 提 供 を受け る者 が これ に 従 わ な か 0 たときは、 そ 0) 日 を公表することができる。

離 職 L た労働 者に . つ ١ ر 7 0) 労働 者 派遣 の役務 の提供 の受入れ 0 禁 止

第四 干 条の 九 派遣先は、 労働 者 派 遣 \mathcal{O} 役務 \mathcal{O} 提供を受けようとする場合におい て、 当該労働者派遣 に係

る 派 遣労働者が当該 派遣先を離職 した者であるときは、 当該 離 職 0 日 か ら起算 して一 年を経る 過する日ま

で \mathcal{O} 間 は、 当該 派 遣労働者 (雇 用 \mathcal{O} 機会の 確 保が 特に困 難 で あ り、 そ 0) 雇 用 \mathcal{O} 継続等 を図 る 必 要が あ る

と認 8 5 ħ る者として 厚生労働 省 令 で定 め る者、 を除 < に係 る労働 者 派 遣 \mathcal{O} 役 務 \mathcal{O} 提 供 を受け 7 は な

らない。

2 派 遣先は、 第三十五 条第一 項の 規定による通知を受けた場合において、 当該労働者 派遣 の役務 の提供

を受け たな 5 ば 前 項 \mathcal{O} 規定に 抵 触 することとなるときは、 速や か に、 その 旨 を当該労 働 者 派 遣 を L よう

とす る 派 遣 元 事 業 主 に 通 知 L な け れ ば な 5 な \ <u>`</u>

第四 + 匝 条第二 項 中 労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 適 正 な運 (営の確 保及び派遣労働者の就業条件 \mathcal{O} 整 備 等に関 する

法 律 を 「労働者 派 遣 事 業 0 適 正 な運 営 \mathcal{O} 確 保及び 派遣労働 者 0 保 護等 に 関 する法 律 に 改 め、 同 条 第五

項 中 労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 適 正 な 運 営 \mathcal{O} 確 保 及 び 派 遣 労 働 者 \mathcal{O} 就 業 条 件 \mathcal{O} 整 備 等 に 関 す Ź 法 律 を 「労 働 者

派 遣 事 業 \mathcal{O} 適 正 な 運 営 \mathcal{O} 確 保 及 び 派 遣 労働 者 0) 保 護 い等に 関 する法 (律) に、 第二十六条第 項」 を 第二

十三条の二」に改める。

第四 十五 条第一 項か ら第四項 (まで、 第八項、 第九項、 第十五項及び第十六項、 第四· 十六 条第 項、 第三

項、 第六項、 第十二項及び第十三項並 びに第四十七 条第一 項及び第二項中 「労働者派遣事業 0 適正な運 営営

 \mathcal{O} 確 保 及び 派遣労 働 者 \mathcal{O} 就業条件 の整 備等に 関する法律」 を 「労働 高者 派遣 事業 不の適正が な運営 \mathcal{O} 確保及び派

遣労 働 者 \mathcal{O} 保 護 等 に 関 す る 法 律 に 改 8 る。

第 兀 十八 条 \mathcal{O} 見出 しを (指 導及び 助言等)」 に改 め、 同 条 に 次 の 一 項を加え る。

3 厚 生 一労働 大臣は、 第二十三条第三項又は第二十三条の二の 規定に違 反 し た 派 、造元事 ※ 業主に 対

項 (T) 規定に . よる指 治 導 文は 助 言をした場合に お į١ て、 当該 派遣 元 事 · 業 主が なお 第二十三条第三 項 文 は 第二

十三 の 二 \mathcal{O} 規定に対 · 違 反 したときは、 当 該 派遣 元 事 · 業 主 に 対 必要な措置をとるべきことを指 示 する

ことができる。

第 四 十九 条 第 一項中 「この法律」 の 下 に (第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。

を加える。

第 四 + 九 条 の 二 第 項 中 厚 生 一労働 大臣 は 0) 下 に 労働 者 派 遣 の役 務 の提 供を受け る者 が を 加え

又 は 第四 + · 条 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 規 定に違反 している者に対 第 匹 十八条第 項 \hat{O} 規 定に による指導 導 又 は 助 言 をし

た場 合におい て、 その者 が なお 第四条第三項、 第二十四条 の二、 第四十条の二第一 項、 第四十二 条 \mathcal{O} 兀 又は

第四 十条の五の規定に違反しており、 又は違反するおそれがあると認めるときは、 当該」を「、 第四十条

 \mathcal{O} 五若しくは第四十条の 九第一 項の規定に違反しているとき、 又はこれらの規定に違反して第四 十八八 条第

項 \mathcal{O} 規 定による指 漢若 しくは 助言を受け たに ŧ か カン わ らずなおこれら 0) 規 定 に 違 反するおそ れ が あ ると

認めるときは、 当該 労働 者 派 遣の 役務 0 提供を受ける」に、 「若しくは第四十条 の二第一 項」 を 第四

十条の二第一項若しくは第四 十条の九第一項」に、 「雇用契約」を 「労働契約」 に改め、 同条第二項を削

り、 同 条第三 項 中 前二 項 を 「前項」 に改め、 同 頂を同 条第二項とする。

第六十一 条第二号中 「第二十三条第三 項」 を 「第二十三条第 兀 項 に改 め、 同条第三号中 「第三十五 条

を削 り、 同 条中第五号を第六号とし、 第四号を第五号とし、 第三号の次に次の一号を加える。

兀 第三十五 条の規定による通知をせず、 又は虚偽の通 知をした者

(労 働 者 派 遣 事 · 業 \mathcal{O} 適 正 な 運営 0 確 保 及び派 遣 労働 者 0 保 護等 に . 関 はする法語 律 \mathcal{O} 部 改 Ē

第二条 労働 者 派 遣事 業 \mathcal{O} 適 正 な運営 0 確 保 及び 派遣労働者 \mathcal{O} 保護等に関する法律 ... つ 部を次のように改正

する。

第四 1条第 項第三号中 「業として行う」 及び 「(次節、 第二十三条第二項、 第四 項及び第五項並びに第

四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。)」を削り、 同号を同項第四号とし、 同項

第二号の次に次の一号を加える。

物 \mathcal{O} 加 ヹ 組 立てその他 .<u>.</u> 物を製造する工程 における作業として政令で定め るも Oに係 る物 \mathcal{O} 製造

 \mathcal{O} 業務 (その 常 時 雇用する労働者を業として行う労働者派遣 (次号、 次節、 第二十三条第二項、 第四

項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単に 「労働者派遣」という。)により当該業

務に従事させる場合における当該業務を除く。)

第四 条第二 項 中 前 項第三号」 の下に 「及び第四号」 を加 える。

第二十八条中 「第四十条の六第一項第四号」を 「第四十条の六第一項第五号」に改める。

第三十五条第一項第二号を次のように改める。

当該 労 働 者 派遣に · 係 る派遣 党労働 者が常 時 雇 用 する労働者であるか 否 か 7の別 (当該労働者 が カリカ 期間 を定

めないで雇用する労働者である場合にあつては、その旨)

第三十五 一条の四 中 「第四十条の九第一項」 を 「第四十条の十第一項」に改め、同条を第三十五条の五と

Ļ 第三十五条の三を第三十五条の四とし、 第三十五条の二の次に次の一条を加える。

(常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止)

第三十 五. 条の三 派遣元事 業主は、 その常 時 雇用する労働者でない者について労働者派遣を行つてはなら

ない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

次 条第 一項 \mathcal{O} 政令で定め る業務 及び当 該 業務 以 外の業務であつてその 業務を迅速 か っ つ 的 確 に遂 行 す

るために 専門 的 な知識、 技 術 若しく は経 一験を必 要とする業務又はその業務に従事する労働 者に 0 *(* \ て

就 業 形 態、 雇 用 形 態等 \mathcal{O} 特 殊性 により、 特 別 \mathcal{O} 雇 用 管理を行う必 要が あ ると認め 5 れ る業務として

政令で定める業務について労働者派遣をする場合

第四十 条の二第一 項第三号又は 第四号に 掲 げる業務について労働者派遣をする場合

三 当該 労 働者派遣に係る派遣労働 者が六十歳以上 の者である場合

兀 当 該 労 働 者 派 遣 が 紹 介予 定 派 遣 に 係 る ŧ \mathcal{O} で あ る場合

2 厚 生 一労 働 大臣 は、 前 項 第 号 \mathcal{O} 政 令 \mathcal{O} 制 定 又は 改正 0) 立 案をしようとするときは、 あらかじめ、 労働

政策審議会の意見を聴かなければならない。

第四十条 \mathcal{O} 六第 項第四号を 同 項第五号とし、 同 項第三号の次に次の一 号を加える。

匹 第四十条の九の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

第四十条の九を第四十条の十とし、 第四十条の八の次に次の一条を加える。

常常 時 雇用 する労働者でない 者につい ての 労働 者 1派遣 \mathcal{O} 役務 \mathcal{O} 提供 の受入れ の禁止)

第四 十 条の九 派遣先は、 労働者派遣の 役務 の提供を受けようとする場合におい て、 派遣元事業主が当該

労働者派遣をしたならば第三十五条の三第一項の規定に抵触することとなるときは、 当該労働者派遣の

役務の提供を受けてはならない。

第四 + 九 条 の 二 一第 項 中 「若しくは第四十条の九第一項」 を 第四十条の九若しくは第四十条の十第

項」に改める。

附 則 第四 項中 「物の製造の業務 (物 の溶融、 鋳造、 加工、 組立て、 洗净、 塗装、 運搬等物を製造する工

程 に お け る作業に 係 る業務をいう。 を 「前条第一 項第三号の政令で定め る作業に係 る物 0 製造 の業務

(そ の常 時 雇 用する労働者を業として行う労働者派 遣により 当該業務に従事させる場合における当該業務

に限る。)」に改め、 「(以下「特定製造業務」という。)」 を削る。

附則第五項を次のように改める。

5 労働者派遣事 業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一 部を改正

す る法律 (平成二十二年法律第 号。 以下この項に は いて 「改正法」 という。) 第二条 \mathcal{O} 規定

によ

る改 正 後 \mathcal{O} 労働 者 派 遣 事 業 0 適 正 な 運営 \mathcal{O} 確 保 及び 派 遣 労働 者 \mathcal{O} 保 護等に 関 する法 律 第三十 五 条 の三及

び 第 兀 十 条 \mathcal{O} 九 0) 規 定 は、 労働 者 派 造に ょ り 常 時 雇用す る労働者でない 者を従事させても当 該 労働 者 \bar{O}

雇 用 の安定に大きな支障が 生じてい なかつたと認められる業務であつて、 当該業務に従事する労働 者の

雇 用 の安定を図 る ためには 労 (働者) 派 遣により 常 時 雇 用す る労働者でない 者を従事させることが やむを得

な 1 と認 \Diamond 5 れ る業務とし て 政 令で定め る業 務 に つ **,** \ て労働 者 派 派遣をす んる場が 合 に つい て は、 改 正 法 附則

第 条第二号に掲 げる規定 0 施行 0 日から起算して二年を超えない範囲内に お いて政令で定める日まで

は、適用しない。

附則に次の一項を加える。

6 厚 生 一労 働 大臣 は、 前 項 \mathcal{O} 政 令 \mathcal{O} 制 定又は 改正の立案をしようとするときは、 あらかじめ、 労働 政策審

議会の意見を聴かなければならない。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第三条 労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

派 遣 第 四四 事 業 十六条中 0 適 正 な 「労働 運 営 \mathcal{O} 保険事務 確 保 及 T 組合又は」 派 遣 労働 を 者 \mathcal{O} 「労働保険事 保 護 段等に 関 はする法語 務 組 合、 律 _ (昭 に改 和 六 め、 + 年 団団 法 律 体 第 八 の 下 に 十八 号。 労働者 第 匹 +

八 条第 項に お 7 7 「 労 働 者 派 遣 法 という。 第四 十四 条第 項に規定す Ś 派 造先 0) 事 業主 (以 下 「派

遣 先 の事 業主」 という。 又は 船員職業安定法 (昭 和二十三年法律第 百三十号) 第六条第十一 項に規定す

る船 員 派 遣 (以 下 「船員 、派遣」 という。 \mathcal{O} 役務 \mathcal{O} 提供を受ける者」 を加 える。

第 匝 + 七 条 中 第三者 0) 下に 「派遣先 \mathcal{O} 事 業 主及 び 船 員 派 遣 \mathcal{O} 役 務 \mathcal{O} 提 供 を受ける者を除 を

加える。

第 匹 十八条第一項中 「事業場又は」 を 事 業場、 _ に改 め、 事 務所」 の 下 に 労働者派 遣法第四十

匹 1条第 項 E 規 定す る派 遣 先 0) 事 · 業 \mathcal{O} 事 業場 又 は 船 員 派 遣 0) 役務 0) 提 供 を受け る者の 事 業 場」 を加 え る。

第 五. + 条 中 事 業 主 0 下 12 派 遣 先 0) 事 業主 又 は 船 員 派 遣 \mathcal{O} 役 務 \mathcal{O} 提 供 を受け る者」 を加 え る。

第 五. 十三条中 「及び第三十五 条第一 項」 を 第三十五条第 項」 に改め、 「団体」の下に 派遣先

の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者」を加える。

(高 年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第 兀 _ 条 高 年 齢 者等 の雇用の安定等に関する法律 (昭 和四十六年法律第六十八号) の一部を次のように改正

する。

第四 十二条第一項第二号中 「無料 (T) を削 り、 同条第二項中 「第三十三条第一項」 を 「第三十条第 項

に、 「無料」を 「業務として、 有料」 に改め、 同条第三項を次のように改める。

前 項 \mathcal{O} 規定による有 「料の職 業紹 介 事 業に関しては、 シ ル バ 人材センタ を 職業安定法第 条第七

]

匹

項

3

12 規 定す る 職 業 紹 介事 業者若 L < は 同 法第三十二条の三 第 項 に 規 定する有 料 職 業 紹 介 事 業 者 又 は 雇 用

対 策法第二条に規定す る職業紹介機関と、 前項のは 規定による届出を職業安定法第三十条第一 項 \bigcirc 規定に

ょ る 許 可とみなして、 同法第五条の二から第五 条の七まで、 第三十二条の三、 第三十二条 0 兀 第二項、

第三十二条 \mathcal{O} 八 第 項、 第三十二条 O九 第二項、 第三十二条 の十から第三十二条の十三まで、 第三十二

条の 十五、 第三十二条の十六、 第三十三条 の六から第三十四条ま で、 第四十八 条か 5 第四十 八 条 \mathcal{O} 四ま

で、 第五 十一条及び第六十四条から第六十七条までの規定並びに [雇用] 対策法第二 章 0 規定、 を 適 用 する。

この 場合に お į, て、 職業安定法第三十二条の三第一 項 中 「第三十条第一 項の許 可 を受けた者」 とあ るの

は 高 年 ·齢者等 の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項 の規定により届け出て、 有料 0 職業 紹介

事 業 を行う者」 と、 同法第三十二条 \bigcirc 兀 第二 項中 許可 証 の交付 を受け た者は、 当 該 許 可 証 とあ るの

は 高 年 齢 者 等 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 安定 等に 関 す る法 律 第 兀 十二条 第二 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ Ŋ 届 出 書 を 提 出 L た / 者 は 当

該 届 出 書 を 提 出 L た旨 そ 0) 他 厚 生労 働省令で定め る 事 項 を 記 載 L た 書 類 と、 同 法第三十二条 \mathcal{O} 九第二

項 中 「前 項第二号又は第三号」 とあ るのは 「前項第二号」 とする。

第四 十二条 第 匹 項 中 無 料 を 有 料 に 改 め、 同 条第 五 項中 労 働 者 派遣 事 業 \mathcal{O} 適 正 な運 営 \mathcal{O} 確 保及

び 派 遣 労 働 者 \mathcal{O} 就 業 条 件 \mathcal{O} 整 備 等 に 関 す Ź 法 律 を 「 労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 適 正 な 運 営 \mathcal{O} 確 保 及 てバ 派 遣 労 働 者

 \mathcal{O} 保 護 表 第六条第四 等 に · 関 する 法 号 の項 律 に · 改め、 当 該 同 条 第六十 項 中 「又は第二十一 「第二章 第二節第二 条第一 款 項 の 下 に 規定によ 特 第三十条」 定労働者 を加 派 遣 事 え、 業 同

廃 止 を 命 じ 5 れ 当 該 取 消 L 又 は 命 令 に、 廃 止 を命 じら ħ た を 「 命 令 \bigcirc に 改 め、 同 項 0 次 に 次 (T)

ように 加 え る。 項

 \mathcal{O}

中

取

消

を

0

り

 \mathcal{O}

第六条第五 号

第 + 匹 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に よ り 般 労働 者

派 造事 業 \mathcal{O} 許 可 を 取 り が消され た者が、 法 人

> シ ル バ 人 材 セ ンタ ĺ が 第 + 兀 条 第 項

0 規定 により一 般労働 者 派 遣 事 業 0 廃 止

	である場合(同項第一号の規定により許	を命じられた場合(同項第一号の規定に
	可を取り消された場合	より廃止を命じられた場合
	、当該法人	、当該シルバー人材センター
	又は第二十一条第一項の規定により特定	において
	労働者派遣事業の廃止を命じられた者が	
	法人である場合(当該法人が第一号又は	
	第二号に規定する者に該当することとな	
	つたことによる場合に限る。)において	
	取消し又は命令	命令
	当該法人の	当該シルバー人材センターの
第六条第六号	一般労働者派遣事業の許可の取消し又は	一般労働者派遣事業の廃止の命令
	第二十一条第一項の規定による特定労働	
	者派遣事業の廃止の命令	

) 		
廃止について相当の理由があるものを除し	の理由がある法人を除く。)	
当該シルバー人材センター(当該事業の	当該法人(当該事業の廃止について相当	
	である	
	者派遣事業の廃止の届出をした者が法人	
届出をした	届出又は第二十条の規定による特定労働	
シルバー人材センターが、前号	前号	第六条第七号
	者派遣事業の廃止の届出	
届出	届出又は第二十条の規定による特定労働	

第四十二条第六項の表第十四条第一 項の項中 「第六条第四号」 の下に「から第七号までのいず 'n か」を

加える。

「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と」を加える。 第四十五条中「同法第四十二条第五項」と」の下に「、同表第六条第五号の項及び第六条第七号の項中

附則

(施行期日)

第 一 条 こ の 法 律 は、 公 布 の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

第二条の規定並びに 附則第十一 条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内

において政令で定める日

(派遣労働者の雇用の安定)

第二条 政府は、 この 法律の施行により労働者派遣による就業ができなくなる派遣労働者その他の派遣労働

者 \bar{O} 雇 用 の安定を図るとともに、 事業主 \mathcal{O} 労働 力 0 確保を支援するため、 公共職業安定 所 又は 職 業 紹 介事

業者 職 業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一 号) 第四 条第七 項に規定する職 業紹介事業者をいう。

の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(検討)

第三条 政 府 は、 この 法 律の施行後三年を目途として、 この 法律による改正後の労働者派遣事業 0 適正 な運

営 \mathcal{O} 確 保及び派 ,遣労働者の保護等に関する法律等の 規定 \mathcal{O} 施 行 の状 況等を勘案 更な る派遣労働 者 の保

護 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 方 策 を含 め、 これ 5 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 規 定 に つ 7 て検 討 を加 え、 必要が あ ると認 \Diamond るときは そ \mathcal{O} 結 果

に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政 府 は、 前 項 \mathcal{O} 規定を踏まえつつ、 派遣労働者の保護を図ることの重要性にか んがみ、 派遣先の責任の

在 り方等 派遣 労働 者 \mathcal{O} 保 護 を図 る観点 か ら特 に 必要と認 \Diamond 6 ħ る事 項に つ 7 て、 速やかに . 検討 を行うもの

とする。

一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第 匹 _ 条 この 法 律 0 施 行 0 際 現に 第 条 \mathcal{O} 規定による改 Ē 前 の労働者派遣事 · 業 の適 正な運営の確 保及び 派遣

労働 者 \mathcal{O} 就 業 条 件 \mathcal{O} 整 備 等 に 関 する 法 律 又は 第 匹 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 改 正 前 \mathcal{O} 高 年 齢 者等 0) 雇 用 \mathcal{O} 安定 等 に 関

す Ź 法 律 附 則 第 七 条に お 7 て 旧 高 年 齢 者 等 雇 用 安定法」 という。 0 規 定に ょ ŋ 許 可 を受 つけて、 又は

届 出 書 Iを提 出 して 労働 者 派遣 事 業を行 って *(*) る者に対する許 口 \mathcal{O} 取 消 し若 L Š は 事 業 \mathcal{O} 廃 止 \mathcal{O} 命 令又 は 事

業 \mathcal{O} 停 止 の命令に 関して は、 この 法律 \mathcal{O} 施 行 前に生じた事 由 に つい ては、 なお 従前 の例 による。

派 遣 元 事 ,業 主 $\overline{\mathcal{O}}$ 関 係 派遣先に 対する労働者 派遣 0) 制 限 に 関 する経過 措 置

第 五. 条 第 条 \mathcal{O} 規 定 にこ よる 改 正 後 \mathcal{O} 労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 適 正 な 運 営 \mathcal{O} 確 保 .. 及び 派 遣労働者 \mathcal{O} 保護 等に関 する

法 律 次 条 に お 1 7 「新 労 働 者 派 遣 法 とい う。 第二十三条第 項 及 び 第二十三 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 定 は、 この

法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 。 以 下 施 行 日 という。 以後 に 開 始 す る事 業 年 度 に 係 る 同 条に 規定す る関 係 派 遣 先

の派遣割合について適用する。

日 雇 労 働 者 及 び 離 職 た労働 者 につ 1 て \mathcal{O} 労 働 者 派遣 \mathcal{O} 禁止 に 関 はする 経過 措 置

第六 条 新 労 働 者 派 遣 法 第三 + 五. 条 \mathcal{O} \equiv 第 項、 第 三 + 五. 条 \mathcal{O} 兀 及 び 第 兀 + 条 \mathcal{O} 九 \mathcal{O} 規 定 は、 施 行 日 以 後に

締 結さ れ る労 働 者 派 造契約 に基づ き行 わ れ る 労 働 者 派 遣 に 0 1 7 適 用 する。

(高 年 齢 者 等 \mathcal{O} 雇 用 0 安定等に 関 でする 法 律 \mathcal{O} __ 部 改 Ē に 、伴う経過 過 措 置

第 七 条 施 行 日 12 お 1 7 現 に 旧 高 年 齢 者 等 雇 用 安 定 法 第 四 十二条 第 項 旧 高 年 齢 者等 雇 用 安定 法 第四 十五

条 に お 1 7 準 用 す る 場 合を含む。 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 届 出 を L 7 無 料 \mathcal{O} 職 業 紹 介 事 業 を 行 0 7 1 る シ ル バ] 人

材 セ ン タ] 又 は シ ル バ 人 材 セ ン タ 連 合 は 施 行 日 か ら起算 L て二年 -を経り 過する日 ま で 0 間 は な お 従

前の例により当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

2 前 項のシルバー人材センター又はシルバー人材センター 連合が、 同項の期間において、 第四条の規定に

よる改 正 後の高年齢者等の雇用 の安定等に関する法律第四十二条第二項 (同法第四十五条にお 7 て準 用す

る場合を含む。 \mathcal{O} 規 定に よる有料 0 職業 紹 介 事 業 0 届 出 をしたときは、 旧 高 年 齢 者等 雇 用 安 定 法第 匹 +

二条第三項 旧 高年 齢 者等 雇 用安定法 第四十五 条において準 用する場合を含む。) の規定により読み替え

て適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の八第一項の規定による廃

止の届出をしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この 法 律 \mathcal{O} 施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合に

お けるこの 法律 (T) 施 行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前 の例による。

(政令への委任)

第 九条 この 附 則 に 規定す るも 0) 0) ほ か、 この 法 律 \mathcal{O} 施行 に関 l 必要な経 過措置は、 政令で定める。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第十条 建設労働 者 の雇 用 の改善等に関する法律 (昭 和五十一年法律第三十三号)の一 部を次のように改正

律」

を

「労働

者

派

遣

事

業

 \mathcal{O}

適

正

な

運

営

 \mathcal{O}

確

保

及び

派遣

一労

働

者

 \mathcal{O}

保

護

等

に関

す

る法

律

に

改

 \Diamond

第十 五条第二項中 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者 の就業条件 の整備等に関する法

第 四 十三条第八号中 「建設業務労働 者就業機会確保契約」 を 「送出労働者 の新 たな就 業 0 機 会の 確 保

送出労働者に対する休業手当 (労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号) 第二十六条の規定により 使用

者が 支払うべ き手当をいう。 等 の支払に要する費用 を確保するための当該 費用 \mathcal{O} 負担に 関する措置 一その

他 \mathcal{O} 建 設 業務 労働 者 就 業 機会 確 保契 約 に 改 \dot{b} る。

第 四 十四四 条中 「第二十六条第一 項、 第四十八条第二項及び」を「第二十三条第三項及び第五項、 第二十

三条の二、 第二十六条第一項、 第三十条第二号、 第三十四条の二、 第三十五条の三第二項、 第三十五 条の

匹 第 兀 + · 条 0) 九、 第四 十八条第二項 及び第三 一項並 びに」に、 一学 働 者 派遣法第三十一条」 を 労 働 者派

遣法 公第三十: -条 *(*) 第一項」 に改 め、 同 条 の表第二十六条第 匹 項 か 5 第七項まで、 第二十 七条か 5 第二十 九

条まで、 第三十九条、 第四十条の二第五 項、 第四十一 条第一 号口、 第四 十四条第二項及び第三 項 第四 十

五条第六項並びに第四十九 条第二項 \mathcal{O} 項中 「第二十九条」 を 「第二十九条の二」 に改め、 同表第二十六条

第五項の項の次に次のように加える。

第四十四条の表	号	第三十条第三
の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の		前二号
項中「及び第三十九条」を		第一号
。「、第三十九条及		

び第四十条の六第一項第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

	おそれがないと認められる業務として政	
	労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼす	
	おいて同じ。)を従事させても当該日雇	
	て雇用する労働者をいう。以下この項に	
	労働者(日々又は二月以内の期間を定め	
う。)	する業務のうち、労働者派遣により日雇	
以内の期間を定めて雇	に専門的な知識、技術又は経験を必要と	三第一項
その雇用する日雇労働者	その業務を迅速かつ的確に遂行するため	第三十五条の

第四十九条の
、第四十条の五若しくは第四十条の九第
若しくは第四十条の五

若しくは第四十条の五	、第四十条の五若しくは第四十条の九第	第四十九条の
える。	(第四十八条第一項の項の次に次のように加える。	第四十四条の表第四十八条第
定		
十四条を除く。)の規定に限る。)の規		
律の規定又は建設労働法(第六章(第四	規定	第一項第四号
若しくは次節の規定により適用される法	又は次節の規定により適用される法律の	第四十条の六
		第一項第一号
同条第一項第一号又は第三号	同条第一項各号	第四十条の六
まで		
建設労働法第三十二条第一号から第四号	第六条第一号から第八号まで	第三十六条
	その雇用する日雇労働者	
	令で定める業務以外の業務については、	

第四十条の二第一項若しくは第四十条 若しくは第四十条の二第一項

第 + 条 建設 労働 者 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 改 善 等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ように改 正 す る。

 \mathcal{O}

九第

項

第 兀 + 匹 条中 「第三十五条の三第二項、 第三十 · 五 条 0 匹、 第 兀 + 条 \mathcal{O} 九 を「第三十五条の三 第一 項た

だし 書及び第二項、 第三十五条の四第二項、 第三十五条の五、 第四十条の十」に、 並 びに第五 十四四 [条]

を 第五 + 兀 · 条 並 び に 附則 第五 項 及び第六 項 に 改 め、 同条 \mathcal{O} 表第四 条第三項 \mathcal{O} 項中 「又は 第三号」を

第三号又 は 第四 号 に 改 め、 同 表 第三十 兀 [条第 項第二号、 第三十 九 条 及 Ţ 第 兀 + 条 \mathcal{O} 六 第 項 第 匝

号 \mathcal{O} 項中 第 兀 1十条 の六第一 項第四号」 を「第四十 条の六第一 項第五号」 に改め、 同 表 第三十 五. 条 の 三 一第

項 0 項 中 「第三十五条の三第一 項」 を 「第三十五 条の 匹 第 項」 に改 め、 同 表第四十 条の六 第 項 第

号 + Ŏ · 条 項 \mathcal{O} 六 中 第 「又は 項 第四 第三号」 |号| を を 「第四 第三号 十条の六第一 文は 第 匹 項第五1 号 に 号」 改 め、 に改め、 同 表 第 同 四 表第四 + · 条 \mathcal{O} 十 六 九 第 条 の 二 項 第 第 匹 号 項 \mathcal{O} 0) 項 項 中 を 次の 第四

ように改める。

第四十九条の一、第四十条の九若しくは第四十条の十第

若しくは第四十条の九

(港湾労働法の一部改正)

第十二条 港湾労働法 (昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者 の就業条件 .. の 整備等に関する法律

を「労働者派遣事 業の適正 な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」 に改める。

第十二条第四項中「第二十六条第一項第二号」を「第二十三条の二」に改め る。

第二十三条中 第二十六条第三項、 第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、

第二十六条第三項、 第三十四条の二、 第三十五条の三第二項、第三十五条の四、 第四十条の九、 第 四 十八

条第二項及び第三項並びに」 に改め、 同 条 の表第二十五条の項中 次条第三項、 第四十八条第二項 及び

を カ , ら第 五. 項まで、第二十三条 の 二、 次条第三項、 第三十四条の二、 第三十五条 の三第二項、 第三十

五. 条 \mathcal{O} 四、 第四十二 条 \mathcal{O} 九、 第四 十八条第二項及び第三項 並 びに に改め、 同表第二十八条、 第三十

第四 + 九 第 項及び 第五 十五条から第五 十七条までの項中 第四十九条第一 項」を削 り、 同 項 \bigcirc 次に

次 \mathcal{O} ように加える。

運送の業務に係る部分を除く。) 、第二		第一項第一号
同条第一項第一号(同号に規定する港湾	同条第一項各号	第四十条の六
加える。	表第三十六条第六号の項の次に次のように加	第二十三条の表
	その雇用する日雇労働者	
	令で定める業務以外の業務については、	
	おそれがないと認められる業務として政	
	労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼす	
	おいて同じ。)を従事させても当該日雇	
	て雇用する労働者をいう。以下この項に	
	労働者(日々又は二月以内の期間を定め	
j°)	する業務のうち、労働者派遣により日雇	
以内の期間を定めて雇用する労働者をい	に専門的な知識、技術又は経験を必要と	三第一項
その雇用する日雇労働者(日々又は二月	その業務を迅速かつ的確に遂行するため	第三十五条の

号又は第三号

第二十三条の表第四十一条第一号イの項中 「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項第四号及び

第四十一条第一号イ」に改め、 同表第四十八条第一 項の項 の次に次のように加える。

第四十九条第	(第二十三条第三項及び第二十三条の二	(業務の範囲等に関する規定を除く。)
一項	の規定を除く。)	
第四十九条の	、第四十条の五若しくは第四十条の九第	岩しくは第四十条の五
二第一項	一項	
	、第四十条の二第一項若しくは第四十条	若しくは第四十条の二第一項
	の九第一項	

第十三条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二十三条中 「第三十五条の三第二 項、 第三十 五 条 次の四、 第四十条の九、 第四十八条第二項及び第三項

並びに第五十四条の規定は」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、 第

三十五条の五、 第四十条の十、 第四十八条第二項及び第三項、 第五十四条並びに附則第五項及び第六項の

規定 は に . 改 め、 同条の 表第四条第三 一項の項・ 中 第二号又は第三号」を 「又は第二号 から第四号ま で

に 改 め、 同 表 第二十 五. 条 \mathcal{O} 項 中 「第三十 五. 条 の三第二項、 第三十 五 条 \mathcal{O} 匹、 第 四 1 十 条 O九 を 第三十五

条 \mathcal{O} \equiv 第 項 た だ L 書 及 び 第 項、 第三十二 五. 条 \mathcal{O} 兀 第二 項、 第三十 五. 条 \mathcal{O} 五. 第 匹 + 条 \mathcal{O} + に、 並 び

に 第 五. + 匝 _ 条 _ を 第 五. + 匹 条 並 び 12 . 附 則 第 五. 項 及び第六 項 に 改 め、 同 表 第三 十 五. 条 の 三 第 項 \mathcal{O} 項

中 第三十五条の三第一 項」 を 「第三十五 条 \mathcal{O} 兀 第 項」 に改 め、 同 表 第四 + 条の六第 項 第 号 0 項 中

第二号又は 第三号」 を 又 は 第二 号 か 5 第四 号まで」 に改 め、 同 表 第 匹 + 条 \mathcal{O} 六 第 項第 兀 号 及 び 第

兀 十 条第 号 イ \mathcal{O} 項 中 第 兀 + 条 O六 第 項 第 兀 号 を 「 第 兀 + 条 \mathcal{O} 六 第 項 第 五. 号」 に 改 め、 同 表 第

四十九条の二第一項の項を次のように改める。

二第一項	第四十九条の
一項	、第四十条の九若しくは第四十条の十第
	若しくは第四十条の九

(職業安定法等の一部改正)

第十 应 条 次に 撂 げ る 法 律 \mathcal{O} 規 定 中 「労働者派遣 事業 \mathcal{O} 適正 な運 営営 0 確保及び派遣労働 者 の就業 条件 の整 備

等 に . 関 する法律」 を 「労 3働者 派遣 事 業 \mathcal{O} 適 正 な運営 \mathcal{O} 確 保 及び 派 :遣労働: 者 \mathcal{O} 保護等に関 す る法 律 に 改 8

職業安定法第四条第六項

風 俗 営業 等 \mathcal{O} 規 制 及び業務 \mathcal{O} 適 正 化等に関する法律 (昭和二十三年法律第百二十二号) 第四 1条第 項

第二号へ及びヲ

三 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の十五第二項

五 最 低 賃 金 法 昭昭 和 三十 兀 年 法律 第百三十七号) 第十三

兀

出

入国

管

理及び数

難民

認定法

(昭和二十六年政令第三百十九号)

別 表

第

()

五.

の表

六 住民基本台帳法 (昭 和四十二年法律第八十一号) 別表第一の六十七 の項

七 土砂等を運搬す る大型自 動 車による交通 事故 の防止等に関する特別措置法 (昭和四十二年法律第百三

十 一 号) 第八条第 項

八 社会保育 険 労務 士 法 (昭 和 兀 十三年 -法律第: 八十 九号) 別表第一 第二十号の +

九 暴力団 一員による不当な行為 の防 止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 別表第三十八号

+ 労働 時 間等の 設定 の改善に関する特別措 置法 (平成四年法律第九十号) 第七条第一 項

+ 厚生労働省設置法 (平成十一年法律第九十七号) 第九条第一項第四 号

組織的 な犯罪 の処罰 D 及び 犯罪. 収 益 の規制等に関する法律 (平成十一年法律第百三十六号) 別表第四

十八号

公益 通報者保護法 (平成十六年法律第百二十二号) 第二条第一 項第二号

十四四 出 入国管 理及び 難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管

理に . 関す る 特 例 法 0 部を改正する等 の法律 (平成二十一年法律第七十九号) 附則第一 匹 十五 |条第| 五. 号

(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録 免許 税法 (昭 和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

届 出 が 有 料 職 業 紹 介 事 業 0) 許 可 لح みなされる場 合の 当該 届 出 0 取 扱 ()

第三十 兀 条 の 二 別 表第 第八十 号 \mathcal{O} 規 定に ょ ŋ 職 業 安定 法 (昭 和二十二年 法 律第 百 兀 干 号) 第三十

条 第 一項 (有料職業紹 介事 ·業 の 許可) の 有 料 \mathcal{O} 職 業紹 介事 業 の許 可とみなされる高年齢者等 \mathcal{O} 雇 用 の安

定等に関する法律 (昭 和四 十六年法律第六十八号) 第四十二条第二項 (業務等) の規定による届出 に 0

1 ては、 これを当該許可に係る申請とみなして、 前章及びこの章の規定を適用する。

別表第一第八十一号中

八十 労働 者 派遣事 有料 職 業紹 業 許 介事業若 口 又は 建設業務 しくは 般労働者 有料職業紹介事業若 派 造事 · 業 0 許 しくは建設 可 港 湾

業務労働者就業機会確保事業の許可

0

を

八十一 労働 業務労働 者派遣 有料職業紹介事業若しくは一 者 就 事 業機 業 \mathcal{O} 会確 許可 又は 保 事 建 業 設業務有料職業紹介事 \mathcal{O} 許 口 般労働者派遣事 業の 業若しくは 許 可 建設 港 湾

(注) 業務等)の規定による届出が同条第三項の規定により職業安定 高年齢 者等 \mathcal{O} 雇 用 の安定等に関する法律第四十二条第二項

可とみなされる場合における当 該届 出 は、

法第三十条第

項

(有料

職業紹介事

業

0

許

 \mathcal{O} 許可とみなす。

> 有料 可 \mathcal{O} 0 職業紹 規定に 介事 ょ る 業 許 同 号 (一) 中

に改め、

(昭和二

十二年法律第百四十一号)」 及 び (有料職業紹介事業の許可) _ を削 り、 同号(二)中 「労働者 派遣事業の

確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

雇用の 働者以外の労働者派遣及び製造業務 近年における労働者 安定の ための 措置の・ 派遣事業をめぐる情勢に 充実を図る等、 への労働者派遣を 労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う必要が か んが み、 原則として禁止するとともに、 派遣労働者の保護に資するため、 派遣労働者 常 時 雇 \mathcal{O} "ある。 保護及び 用する労

れが、

この法律案を提出する理由である。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

新旧対照条文

目

次

64 59

52 49 42 1

79 77 76 72 67

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

玛	行
労働者派遣事業の適正な運営の確	の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件
の整備等に関する法律	
一章・第二章 (略)	
派遣労働者	等に関する措置
労働者派遣契約	条—第二十九条)
第二節~第四節 (略)	
四章・第五章 (略)	
則 (略)	
目的)	
	職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)
\mathcal{O}	需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の
	るとともに、派遣労働者の就
の整備等を図り、	もつて派遣労働者の雇用の安定そ
他福祉の増進に資することを目的と	する。
	資整にの、 派者、 対業

第四条 者派遣事業を行つてはならない。 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働 第四条

<u>·</u>

三 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) 第二条第一項各号に められる業務として政令で定める業務 という。)により派遣労働者に従事させることが適当でないと認 項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣! 掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業と して行う労働者派遣 (次節、 第二十三条第二項、第四項及び第五

2 • 3 (略

(許可の欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受 第六条 けることができない。

√三 (略)

特定労働者派遣事業の廃止を命じられ 遣事業の許可を取り消され、 から起算して五年を経過しない者 第十四条第一項 (第一号を除く。)の規定により一般労働者派 又は第二 十 当該取消し又は命令の日 条第 項の規定により

り消された場合については、 する者に該当することとなつたことによる場合に限る。 消された者が法人である場合 第十四条第 一項の規定により一 当該法人が第 (同項第一 般労働者派遣事業の許可を取り 号の規定により許可を取 一号又は第二号に規定 又は第

者派遣事業を行つてはならない。

何人も、

次の各号のいずれかに該当する業務について、労働

(略)

三 掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業と 業務として政令で定める業務 第四十条の二第一項第一号において単に して行う労働者派遣(次節、 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二条第一項各号に により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる 第二十三条第二項及び第三項並びに 「労働者派遣」という。

2 • 3 (略

(許可の欠格事由)

けることができない。 次の各号のいずれかに該当する者は、 前条第一項の許可を受

<u>\</u> <u>\</u> <u>\</u> <u>\</u> (略)

兀 経過しない者 遣事業の許可を取り消され、 第十四条第一項(第一号を除く。)の規定により一般労働者派 当該取消しの日から起算して五年を

するものと認められる者を含む。 称を有する者であるかを問わず、 役又はこれらに準ずる者をいい、 る者に該当することとなつたことによる場合に限る。 れた者が法人である場合 あつた者で、 た当時現に当該法人の役員 二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じら 取締役、 当該取消し又は命令の処分を受ける原因となった事項が発生し 執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有 当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過 (当該法人が第一号又は第二号に規定す (業務を執行する社員) 法人に対し業務を執行する社員 相談役、 以下この条において同じ。 顧問その他いかなる名 取締役、 において 執行

五年を経過しないもの て相当の理由がある者を除く。 定労働者派遣事業の廃止の届出をした者 る一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特 をしないことを決定する日までの間に第十三条第一項の規定によ の命令の処分に係る行政手続法 し又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止 五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分 第十四条第一 項の規定による一 (平成五年法律第八十八号) 般労働者派遣事業の許 当該届出の日から起算して (当該事業の廃止につい 可 0) 第十 取消

遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特定労働者派前号に規定する期間内に第十三条第一項の規定による一般労働

から起算して五年を経過しないものの理由がある法人を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日通知の日前六十日以内に当該法人(当該事業の廃止について相当

に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号

)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

(以下こ

の条において「暴力団員等」という。

九・十 (略)

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

-1 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者と

して使用するおそれのある者

(許可の有効期間等)

第十条 (略)

 $\frac{2}{4}$

(略)

除く。)及び第七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効の第五条第二項から第四項まで、第六条(第四号から第七号までをしる。

期間の更新について準用する。

(許可の取消し等)

一 第六条各号(第四号から第七号までを除く。)のいずれかに該に該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。第十四条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれか

五 · 六

(略)

(許可の有効期間等)

2~4 (略)

第十条

(略)

いて準用する。 七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新につ 15 第五条第二項から第四項まで、第六条(第四号を除く。)及び第

(許可の取消し等)

一 第六条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当しているときに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。第十四条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれか

第 2 2 ごとの特定労働者派遣事業。 業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所 特定労働者派遣事業の廃止を、 当時第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該 三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該特 号から第七号までを除く。) 二 この法律(第二十三条第三項) 定労働者派遣事業の廃止を、 八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、 (事業報告等 十一条 (事業廃止命令等) 基づく命令若しくは処分に違反したとき。 当しているとき。 なお第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反したとき の規定を除く。 (略) (略 第四十八条第一 (略) 厚生労働大臣は、 項 若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に の規定による指示を受けたにもか 当該特定労働者派遣事業(二以上の事 のいずれかに該当するとき又は第四十 特定派遣元事業主が第六条各号 以下この項において同じ。) 命ずることができる。 第二十三条の二及び次章第四節 なお第二十 の開始の (第 四 第二十一条 2 2 二 この法律 きる。 号を除く。)のいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業 該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、 労働者派遣事業を行う場合にあつては、 派遣事業。 の廃止を、 三 (事業報告等) (事業廃止命令等) 規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき (略) (略) (略) 以下この項において同じ。) 厚生労働大臣は、 当該特定労働者派遣事業(二以上の事業所を設けて特定 (次章第四節の規定を除く。) 若しくは職業安定法の 特定派遣元事業主が第六条各号 各事業所ごとの特定労働者 の開始の当時同条第四号に 命ずることがで (第四

		が雇用する派遣労働者の関係派遣先に係る派遣就業(労働者派遣に
		関係派遣先への派遣割合(一の事業年度における当該派遣元事業主
		条において「関係派遣先」という。)に労働者派遣をするときは、
		主と特殊の関係のある者として厚生労働省令で定める者(以下この
		に支配することが可能となる関係にある者その他の当該派遣元事業
		第二十三条の二 派遣元事業主は、当該派遣元事業主の経営を実質的
		(派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限)
		し情報の提供を行わなければならない。
		らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関
		の他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知
		省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項そ
		者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働
		平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働
		派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の
		遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者
		5 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派
	(略)	4 (略)
		らない。
		定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければな
		3 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規
	2 (略)	2 (略)
(略)	第二十三条	第二十三条 (略)

下となるようにしなければならない。

《令で定めるところにより算定した割合をいう。)が百分の八十以べての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合として厚生労働べての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合として厚生労働をの事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者のする派遣労働者の就業をいう。以下同じ。)に係る総労働時間を、

(職業安定法第二十条の準用

第 該事業所に対し、 つては、 事業所に関し、 報を受けた派遣元事業主は、 職業安定所は、 以下単に「労働者派遣」という。 護等に関する法律 あるのは 準用する。 通報の際現に当該事業所に関し労働者派遣をしている場合にあつて るのは はならない」と、 の行われる際現に当該事業所に関し労働者派遣をしている場合にあ 一十四条 項に規定する派遣元事業主 「無制限に労働者派遣がされる」と、 当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。)をして 「事業所に、求職者を紹介してはならない」とあるのは 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保 この場合において、 職業安定法第二十条の規定は、 労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣 その旨を派遣元事業主に通報するものとし、 同条第二項中 求職者を紹介してはならない」とあるのは 〇 以 下 「労働者派遣法」という。)第二十三条第 当該事業所に関し、 (以下単に「派遣元事業主」という。 同条第一 「求職者を無制限に紹介する」とあ (当該同盟罷業又は作業所閉鎖 項中「公共職業安定所」 労働者派遣事業について 「公共職業安定所は当 労働者派遣 当該通 「公共 (当該 لح

職業安定法第二十条の準用

第二十四条 」という。)」と、 派遣 のは 準用する。 安定所は当該事業所に対し、 する」とあるのは「無制限に労働者派遣がされる」と、 る場合にあつては、 作業所閉鎖の行われる際現に当該事業所に関し労働者派遣をしてい 働者派遣 あるのは 二十三条第一項に規定する派遣元事業主 業条件の整備等に関する法律 あるのは をしてはならない」と、 当該通報を受けた派遣元事業主は、 「公共職業安定所は、 (当該通報の際現に当該事業所に関し労働者派遣をしている場 「事業所に関し、労働者派遣法第二条第一号に規定する労 (以下単に「労働者派遣」という。 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就 この場合において、 職業安定法第二十条の規定は、労働者派遣事業につい 当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く 「事業所に、求職者を紹介してはならない」と その旨を派遣元事業主に通報するものと 同条第二項中 求職者を紹介してはならない」とある (以 下 同条第一 「労働者派遣法」という。 当該事業所に関し、 項中 (以下単に「派遣元事業主 「求職者を無制限に紹介 「公共職業安定 (当該同盟罷業又は 「公共職業 所 第 لح 7

み替えるものとする。
した、「労働者を紹介する」とあるのは「労働者派遣をする」と読た労働者(労働者派遣に係る労働に従事していた労働者を含む。)らない」と、「使用されていた労働者」とあるのは「使用されていは、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。)をしてはな

第三章 派遣労働者の保護等に関する措置

(契約の内容等)

一 (略)

び所在地その他派遣就業の場所 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及

三~七 (略)

おいて同じ。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二十九条の二に業手当(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十六条、派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休

する」と読み替えるものとする。を含む。)」と、「労働者を紹介する」とあるのは「労働者派遣を用されていた労働者(労働者派遣に係る労働に従事していた労働者をしてはならない」と、「使用されていた労働者」とあるのは「使合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。)

第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

(契約の内容等)

一 (略)

就業」という。)の場所で所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣二派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及二派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及

三~七 (略)

定を図るために必要な措置に関する事項人の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安

ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講

は、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その一九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつて

他の当該紹介予定派遣に関する事項

十 (略)

2 5 7

(略

供を受ける者が、当該派遣就業に関し、この法律又は第四節の規定第二十八条 労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提

に違反した場合においては、当該労働者派遣を停止し、又は当該労含む。第三十一条及び第四十条の六第一項第四号において同じ。)により適用される法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を

(労働者派遣契約の解除に当たつて講ずべき措置)

働者派遣契約を解除することができる。

第二十九条の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その者の都

保するための当該費用の負担その他の当該派遣労働者の雇用の安定による当該派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確る派遣労働者の新たな就業の機会の確保、労働者派遣をする事業主合による労働者派遣契約の解除に当たつては、当該労働者派遣に係

を図るために必要な措置を講じなければならない。

は、当該紹介予定派遣に関する事項九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつて

十 (略)

2~7 (略)

第二十八条 労働者派遣を守止し、又は当該労働者派遣契約を解除することが はを受ける者が、当該派遣就業に関し、この法律又は第四節の規定を これら適用される法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を できる。

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等

(有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等)

第三十条 派遣元事業主は、その期間を定めて雇用する派遣労働者又
「有期雇用派遣労働者等」という。)の希望に応じ、次の各号のい
ある者として厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において
ある者として厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において
「有期雇用派遣労働者等」という。)の希望に応じ、次の各号のい
ずれかの措置を講ずるように努めなければならない。

供すること。 供すること。 供すること。 供することもに、これらの機会を有期雇用派遣労働者等に提 を確保するとともに、これらの機会を有期雇用派遣労働者以外の労働者 として期間を定めないで雇用することができるように雇用の機会 を確保するとともに、これらの機会を有期雇用派遣労働者以外の労働者

紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。 つては、有期雇用派遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、又はを受けて、又は届出をして職業紹介を行うことができる場合にある 当該派遣元事業主が職業安定法その他の法律の規定による許可

その他の期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進するた期間を定めないで雇用される労働者への転換のための教育訓練の 前二号に掲げるもののほか、有期雇用派遣労働者等を対象とし

ための措置を講ずること。

(均衡を考慮した待遇の確保)

第三十条の二 働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水 業務と同種の業務に従事する派遣先 準又は当該派遣労働者の職務の内容、 に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該派遣労 しなければならない。 くは経験等を勘案し、 派遣の役務の提供を受ける者をいう。 派遣元事業主は、 当該派遣労働者の賃金を決定するように配慮 その雇用する派遣労働者の従事する (当該派遣労働者に係る労働者 職務の 第四節を除き、 成果、 意欲、 以下同じ。 能力若し

(派遣労働者等の福祉の増進)

ように配慮しなければならない。

必要な措置を講ずることにより、これらの者の福祉の増進を図るよについて、各人の希望、能力及び経験に応じた就業の機会及び教育雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者第三十条の三 前二条に規定するもののほか、派遣元事業主は、その

派遣労働者等の福祉の増進)

うに努めなければならない。

(適正な派遣就業の確保)

(適正な派遣就業の確保)

に行われるように、必要な措置を講ずる等適切な配慮をしなければう。)がその指揮命令の下に当該派遣労働者に労働させるに当たって当該派遣就業に関しこの法律又は第四節の規定により適用されるに当該派遣労働者に労働させるに当たっとがないようにその他当該派遣労働者に係る労働者

ならない。

(待遇に関する事項等の説明)

見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項その他の厚生労働省を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額のる労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者第三十一条の二派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとす

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

令で定める事項を説明しなければならない。

で定める額を明示しなければならない。

各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、
当該労働者に係る労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、

者 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合 当該労働

額を変更する場合 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金 当該労働者派遣に係る派遣労働者

(派遣先への通知)

第三十五条 ばならない。 令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなけれ 派遣元事業主は、 労働者派遣をするときは、厚生労働省

(略)

労働者であるか否かの別 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めないで雇用する

三. (略)

2 掲げる事項に変更があつたときは、 派遣元事業主は、 前項の規定による通知をした後に同項第二号に 遅滞なく その旨を当該派遣先

に通知しなければならない。

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 るために専門的な知識、 派遣元事業主は、 技術又は経験を必要とする業務のうち、 その業務を迅速かつ的確に遂行す 労

働者派遣により日雇労働者 する労働者をいう。 以下この項において同じ。 (日々又は二月以内の期間を定めて雇用 を従事させても当

該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認め

(派遣先への通知)

第三十五条 令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなけれ 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省

(略)

ばならない。

二 三

(略)

用する日雇労働者について労働者派遣を行つてはならない。られる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとす

(離職した労働者についての労働者派遣の禁止)

遺を行つてはならない。

十条の九第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派おいて、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四年十五条の四 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとする場合に

(派遣元責任者)

責任者を選任しなければならない。 第八号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元せるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号から第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わ 第

及び次条に定める事項に関すること。 第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十五条の二第二項

二~六 (略)

第四十条(略)(適正な派遣就業の確保等)

(派遣元責任者)

責任者を選任しなければならない。第四号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元せるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号から第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わ

定める事項に関すること。 第三十二条、第三十四条、第三十五条、前条第二項及び次条に

二~六 (略)

第四十条 (略)

(適正な派遣就業の確保等)

2 略

3

遣先に雇用される労働者に関する情報であつて当該措置に必要なも 働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派 うにするため のを提供する等必要な協力をするように努めなければならない。 派遣先は 第三十条の二の規定による措置が適切に講じられるよ 派遣元事業主の求めに応じ その指揮命令の 下に労

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間

第四十条の二 ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。 について、 派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して 派遣先は、 当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所 第三項において同じ。 第四十条の二

(略)

労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

第七十六号) 児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 で定める場合における当該労働者の業務 及び第二項の規定により休業し、 る当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法第六十五条第一項 第二条第 一号に規定する育児休業をする場合におけ 並びに育児休業、 (平成三年法律 介護休業等育

2 (略)

労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

(略)

について、

ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。

派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間

派遣先は、

当該派遣先の事業所その他派遣就業の場

所

福祉に関する法律 定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これ 律第四十九号) 者の業務 に準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法 並びに育児休業、 第六十五条第一項及び第二項の規定により休業し (平成三年法律第七十六号) 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の 第一 (昭和二 一条第一号に規 一十二年法

兀 (略)

2 6

2 6 兀

略

略

- 15 -

略

第四十条の四 受けた場合において、 使用しようとするときは、 第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日以降継続 望するものに対し、労働契約の申込みをしなければならない。 して第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた派遣労働者を 当該派遣労働者であつて当該派遣先に雇用されることを希 派遣先は、 当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば 第三十五条の二第二項の規定による通知を|第四十条の四 当該抵触することとなる最初の日の前日

第四十条の五 遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において ごとの同一の業務 雇用する労働者である旨の通知を受けている場合は、 日以後労働者を雇い入れようとするときは、 について、 当該同一の業務に労働者を従事させるため、当該三年が経過した の派遣労働者について第三十五条の規定による期間を定めないで 労働契約の申込みをしなければならない。 派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所 (第四十条の二第一項各号に掲げる業務に限る。 当該同 ただし、 一の派遣労働者 この限りでな 当該同

第四十条の 項に規定する特定独立行政法人をいう。 (独立行政法人通則法 及び地方公共団体 労働者派遣の役務の提供を受ける者 (特定地方独立行政法人 (平成十一 年法律第百三号) を含む。 (国 (地方独立行政 次条に (特定独立行 第 二条第

同じ

までに、 望するものに対し、 受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば 使用しようとするときは、 して第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた派遣労働者を 第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日以降継続 当該派遣労働者であつて当該派遣先に雇用されることを希 派遣先は、 雇用契約の申込みをしなければならない。 第三十五条の二第二項の規定による通 当該抵触することとなる最初の日の前 知を 日

第四十条の五 に対し、 遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において ごとの同一の業務(第四十条の二第一項各号に掲げる業務に限る。 日以後労働者を雇い入れようとするときは、 について、 当該同一の業務に労働者を従事させるため、 雇用契約の申込みをしなければならない。 派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派 派遣先は、 当該派遣先の事業所その他派遣就業の場 当該同 当該三年が経過した の派遣労働者 所

法人法 働者派遣の役務の提供を受ける者が、 件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。 役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し 地方独立行政法人をいう。)を含む。 につき過失がなかつたときは、 する行為を行つた場合には、 、ずれかの行為に該当することを知らず、 その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同 (平成十五年法律第百十八号) 以下この条において同じ。 その時点において、当該労働者派遣の この限りでない。 その行つた行為が次の各号の 次条において同じ。 第二条第二項に規定する特定 が次の各号のいずれかに該当 かつ、 知らなかつたこと ただし、 の労働条 の機関 労

けること。 第二十四条の二の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受

を受けること。 第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供

務の提供を受けること。
、第二十六条第一項各号に掲げる事項を定めずに労働者派遣の役免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し。この法律又は次節の規定により適用される法律の規定の適用を

項に規定する行為が終了した日から一年を経過する日までの間は、者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働契約の申込みに係る同前項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働

2

当該申込みを撤回することができない。

3 第一項の規定により労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の一つたときは、当該申込みは、その効力を失う。 つたときは、当該申込みは、その効力を失う。 つたときは、当該申込みは、その効力を失う。

役務の提供を受ける者から求めがあつた場合においては、

当該労働

第四十条の七 家公務員法 とを求めるときは、 機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事するこ 団体の機関である場合であって 労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。 り労働契約の申込みをしたものとみなされた時点における当該派遣 者派遣の役務の提供を受ける者に対し、 の趣旨を踏まえ、 おいては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に する行為を行つた場合 (昭和二十六年法律第二百九十九号) 当該労働者派遣に係る派遣労働者が、 (昭和二十二年法律第百二十号。 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共 当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、 当該国又は地方公共団体の機関は、 (同項ただし書に規定する場合を除く。 前条第 において準用する場合を含む 当該国又は地方公共団体の 速やかに、 項各号のいずれかに該当 裁判所職員臨時措置法 同項の規定によ 同項の規定 玉

国会職員法

(昭和二十二年法律第八十五号)

自衛隊法

切な措置を講じなければならない。 律第二百六十一号)その他関係法令の規定に基づく採用その他の適和二十九年法律第百六十五号)又は地方公務員法(昭和二十五年法

厚生労働大臣は、第四十条の六第一項の規定により申し込まれた をすることができる。 厚生労働大臣は、第四十条の六第一項の規定により申し込まれた労働契約に係る派遣労働者が当該所追対をしたも をすることができる。

るべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた第四十条の厚生労働大臣は、前項の規定により、当該派遣労働者を就労させ

働者派遣の役務の提供を受ける者がこれに従わなかつたときは、 六第一 項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労

の旨を公表することができる。

(離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁

第四十条の九 派遣先は、 労働者派遣の役務の提供を受けようとする

場合において、 当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離

当該離職の日から起算して一年を経過する

職した者であるときは、

日までの間は、当該派遣労働者(雇用の機会の確保が特に困難であ

その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生

労働省令で定める者を除く。)に係る労働者派遣の役務の提供を受

けてはならない。

2 派遣先は、 第三十五条第 一項の規定による通知を受けた場合にお

当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵

触することとなるときは、 速やかに、 その旨を当該労働者派遣をし

ようとする派遣元事業主に通知しなければならない。

(労働基準法の適用に関する特例

第四十四条 (略)

2 遣中の労働者を使用する事業とみなして、 派遣中の労働者の派遣就業に関しては、 労働基準法第七条、第三 派遣先の事業のみを、 派 2

十二条、第三十二条の二第一項、

第三十二条の三、第三十二条の四

(労働基準法の適用に関する特例

第四十四条 (略)

十二条、 遣中の労働者を使用する事業とみなして、 派遣中の労働者の派遣就業に関しては、 第三十二条の二第一項、第三十二条の三、 労働基準法第七条、第三 派遣先の事業のみを、 第三十二条の四 派

遣元の 以下 り労働させることができるもの」と、 規定する労働者派遣契約に基づきこの条の規定による労働時間によ 働者であつて、当該労働者に係る労働者派遣法第二十六条第 業場に」と、 遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 での規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定(これらの規 第六十四条の二、 びこれを行政官庁に」とする 元の使用者が、 に準ずるものにより」と、 ものにより、」とあるのは 元の事業 元の使用者 定に係る罰則の規定を含む。 |条の四第一項及び第| 項から 項中 「労働者派遣法」という。)第四十四条第三項に規定する派遣 項、 事業の事業場に」と、 元の使用者が、 十二条の一 (同項に規定する派遣元の事業をいう。 「当該事業場に」 第四十条、 第三項まで、 (以下単に 同法第三十二条の三中 当該派遣元の事業の事業場に」と、 第一 第六十四条の三及び第六十六条から第六十八条ま 第四十一条、 当該派遣元の事業の事業場の」と、 項中 「派遣元の使用者」という。 第三十三条から第三十五条まで、 二項中 とあ 「とした労働者」とあるのは「とした労 「派遣元の使用者が就業規則その他これ 「これを行政官庁に」とあるのは 「当該事業場に」)を適用する。 るの 「当該事業場に」とあるのは 第六十条から第六十三条まで、 は 「就業規則その他これに準ずる 「当該事業場の」とあるのは 「派遣元の使用者が、 この場合において、 とあるのは 以下同じ。)の事 が、 同法第三十六条 「労働者」 第三十六 当該派遣 同法第三 当該派 一項に 「派遣 及 同 派

るのは のは Ľ, が、 第三十六条第 とあるのは 働時間により労働させることができるもの」と、 条第一項に規定する労働者派遣契約に基づきこの条の規定による労 その他これに準ずるものにより」と、 れに準ずるものにより、」とあるのは 定する派遣元の使用者 する法律 遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関 法第三十 定に係る罰則の規定を含む。 での規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定(これらの規 第六十四条の二、 条第一項、 第一項から第三項まで、 「とした労働者であつて、当該労働者に係る労働者派遣法第二十六 当該派遣元の事業(同項に規定する派遣元の事業をいう。 同法第三十二条の四第一項及び第二項中) の事業場に」と、 当該派遣 「派遣元の使用者が、 「及び」 二条の一 以下 第四十条、 「派遣元の使用者が、 元の事業の事業場に」と、 項中 れ 「労働者派遣法」という。)第四十四条第三項に規 第六十四条の三及び第六十六条から第六十八条ま 第一 を行政官庁に」とする 「当該事業場に」 第四十一条、第六十条から第六十三条まで、 項中 (以下単に 同法第三十二条の三中 第三十三条から第三十五条まで、 当該派遣元の事業の事業場に」と、 「当該事業場に」)を適用する。 当該派遣元の事業の事業場の」と 「派遣元の使用者」という。 لح 「とした労働者」とあるのは 「派遣元の使用者が就業規則 あ 「これを行政官庁に」 めるのは 「当該事業場に」 この場合において、 とあるの 「就業規則その他 「当該事業場の 派遣元の は 「労働者」 第三十六 以下同 とある 使用者 とあ 同法 が 同 派

3 · 4 (略)

3

略

法律 命令」 十四条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する派遣先 令の規定 律違反の罪」とあるのは 使用者 項 0) 業にあつては による第百十八条、 定により 五条の二、第百六条第 以下「労働者派遣法」という。 及び第四項、 とあるのは 事業の第十条に規定する使用者とみなされる者をいう。 同法第百四条第一項中 が就かせたときを含む。 第 とあるのは とあるのは 同法第百一条第一項、 事業場) (派遣先の使用者を含む。 又は同条第 適用される場合を含む。 とあるのは 適正な運 一項中 (労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を 「就かせたとき _ کر 第百条第一項及び第三項並びに第百四条の二中 労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の 「当該事業場」とあるのは この この 第百十九条及び第百二 「この法律及び労働者派遣法第四十四条の 三項の規定」 同法第三十八条の三第一項中 確保及び派遣労働 法律 法律若しくはこの法律に基づいて発する命 項 「この法律 及び第百九条中 「この法律又はこの法律に基いて発する) | |と、 第百四条第二項、 (派遣先の使用者 (労働者派遣法第四十四条の規定を含 第一 と、 の違反の罪 (労働者派遣法第四十四条の規 一十三条の二に規定する派遣就 と 同法第九十九条第一 同法第百六条第一項中 者の 一十一条の罪を含む。 同法第百二条中 「使用者」 「当該事業場 保護等に関する法律 第百四条の二、 (労働者派遣法第四 (同条第四項の規定 「就かせたとき とあるのは 項、 (労働者派 以下同じ 「この法 「この $\overline{}$ 第百 規定 第三 []

5

各項

、の規定による労働基準法の特例については、

同法第三十八

5

条の二、 第一 条中 う。 される場合を含む。 いて発する命令の規定 基いて発する命令」 を含む。 第四項の規定による第百十八条、 四十四条の規定により適用される場合を含む。 とあるのは 十四条の規定」と、 条の二中 定する派遣先の事業の第十条に規定する使用者とみなされる者を 者派遣法第四十四条第一項又は第二項の規定により同条第 就かせたとき」とあるのは する派遣元の事業の事業場) 定する派遣就業にあつては、 する法律 遣事業の 条の二第 項中 前各項の規定による労働基準法の特例については、 項、 以下同じ。 「この法律違反の罪」とあるのは 「この法律」) 」 と、 第百五条の二、第百六条第一 第三項及び第四項、 適正な運 「この法律」 (以 下 一項中 「使用者 「労働者派遣法」という。 「当該事業場」 が就かせたときを含む。)」と、 同法第百四条第 営の確保及び派遣労働者の就業条件 とあるのは とあるのは 同法第百一条第一項、 (派遣先の使用者を含む。 又は同条第一 とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四 (労働者派遣法第四十四条の規定により _ كر 「就かせたとき 第百条第一項及び第三項並びに第 労働者派遣法第四十四条第三項に規定 とあるのは 「この法律 「この法律若しくはこの法律に基づ 第百十九条及び第百二 一項中 三項の規定」 同法第三十八条の三 項及び第百九条中 「この法律 「この法律又はこの 第百四条第二項、 (派遣先の使用者 「当該事業場 (労働者 第 と 一十六条第 0 (労働者派遣法第 同法第九十九· ۲, 派遣法第四 同法第百六条第 違反の罪 同法第三十八 の整備等に関 同法第百 第 · 「使用 (労働者派 一項に規 条の罪 法律に 第百 項に規 項中 (同条 (労働 適用 省四 十四四 者

を含む。)を適用する。 を含む。)を適用する。 を含む。)を適用する。 と、以下この項において同じ。)」と、「協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議(派遣先の使用者にあい、この法律及びこの法律に基づく命令の要旨)」と、同法第百十つでは、この法律及びこの法律に基づく命令の要旨)」と、同法第百十つでは、この法律及びこれに基づく命令の要旨)」と、同法第百十つでは、この法律及びこれに基づく命令の要旨)」と、同法第百十つでは、この法律及びこれに基づく命令の要旨)」と、同法第三十八条の以下この項において同じ。)」と、「協定並びに第三十八条のと言い、」を適用する。

6 (略

(労働安全衛生法の適用に関する特例等

第四十五条 年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者をいう。以下こ 第七十条の規定 を行う者にもまた使用される労働者とみなして、 の条において同じ。 該派遣中の労働者を使用する事業者(労働安全衛生法 六十条の二、第六十二条、 いる派遣先の事業に関しては、 第十三条の二、第十八条、 第四条、 この場合において、 第十条、第十二条から第十三条(第二項を除く。)まで 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されて (これらの規定に係る罰則の規定を含む。) を適用)と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業 第六十六条の五第一項、 同法第十条第 第十九条の二、 当該派遣先の事業を行う者もまた当 項中 第五十九条第二項、 「第二十五条の二第 同法第三条第 第六十九条及び (昭和四十七 項 第

> 労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。 定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議 る罰則の規定を含む。 びに同条第三項の規定」として、これらの規定 とあるのは の使用者にあつては、この法律及びこれに基づく命令の要旨)」と 第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議」とあるのは 条の規定を含む。 同法第百十二条中「この法律及びこの法律に基いて発する命令」 「この法律及びこの法律に基づいて発する命令の規定 以下この項において同じ。)」と、 を適用する。 (これらの規定に係 協定並 (派遣先) 並 びに

(略)

6

(労働安全衛生法の適用に関する特例等

第四十五条 する。 第七十条の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。) 六十条の二、第六十二条、 を行う者にもまた使用される労働者とみなして、 の条において同じ。)と、 年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者をいう。 該派遣中の労働者を使用する事業者 いる派遣先の事業に関しては、 第十三条の二、 第四条、 この場合において、 第十条、第十二条から第十三条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣され 第十八条、 当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業 第六十六条の五第 同法第十条第 第十九条の二、 当該派遣先の事業を行う者もまた当 (労働安全衛生法 一項中 (第二項を除く。) まで 第五十九条第二項、 項、 「第二十五条の二第 同法第三条第一項 第六十九条及び (昭和四十七 を適用 以下こ 第

るのは 項及び次条において」と、 規定により適用される場合を含む。 において「派遣先安全衛生管理業務」という。 で定めるものに限る。 診断並びにこれらの健康診断に係る同条第五項ただし書の規定によ のを含む。) 項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除く。 の労働者」という。 法第四十四条第一 あるのは る健康診断に係るものに限る。 な運営の 「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項 **一健康管理その他の厚生労働省令で定める事項** しては、 「派遣先安全衛生管理業務」と、 |項後段の規定による健康診断であつて厚生労働省令で定めるも 第三号の業務 とあるのは 項及び第十二条の二中 「第二十五条の一 という。 確保及び 「第二十五条の二第一項各号」と、 当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。 と、 及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健康 項に規定する派遣中の労働者 派遣労働者の保護等に関する法律 (第六十六条第 「次の業務」とあるのは 「第二十五条の一 第四十五条第一)を除く。 に関しては、 第 同 項 法第十八条第 「第十条第一項各号の業務」とあるの (労働者派遣法第四十五条第三項の 及び第五号の業務 第十二条第一項及び第十二条の二) と、 「第二十五条の二第二項」とあ 第一 第 一項の規定により適用される場合 項の規定による健康診断 一号の業務 項 一項中 「次の業務 同法第十三条第 (労働者派遣事業の適正 「同条第一項各号」と)」と、同法第十二 (以下) (派遣中の労働者に (以下単に 「次の事項」 (第五十九条第三 (以 下 (厚生労働省令 (労働者派遣 とあるのは 「派遣中 「労働者 一項中 (同条 とあ 第三

除く。 条第 項各号」とあるのは 診 断 の労働者に関しては、 とあるのは 条第三項の規定により適用される場合を含む。 同法第十二条第一 十二条の二において「派遣先安全衛生管理業務」という。 生労働省令で定めるものに限る。) の規定による健康診断に係るものに限る。 による健康診断並びにこれらの健康診断に係る同条第五項ただし書 で定めるものを含む。) のを除く。 十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るも に「派遣中の労働者」という。 労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者 される場合を含む。 な運営の 一項」とあるのは とあるのは 項 「労働者派遣法_ 項中 (同条第) 第三項及び次条において」 とあるのは 確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法 「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項 「健康管理その 「派遣先安全衛生管理業務」と、 一項後段の規定による健康診断であつて厚生労働省令 第三号の業務 項及び第十二条の二中 「第二十五条の二第 ر ا ا 「第二十五条の一 という。 「第二十五条の二第一項各号」と、 当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを 及び当該健康診断に係る同条第四項の規定 他の厚生労働省令で定める事項 (第六十六条第 「次の業務」とあるのは)に関しては、 第四十五条第三項の規定により ٤, 第 を除く。 同法第十八条第 二項 項 「第十条第一項各号の業務 (労働者派遣法第四 (労働 及び第五号の業務 第十二条第一項及び第 「第二十五条の二第) 」 と、 第 項の規定による健 者 一号の業務 派 遣 「次の業務 項中 同法第十三 「同条第 事) 」 と、 業の (派遣中 (以下) (以下単 律 「次の (第 十五 適 適 厚 以 用 Ŧī.

生労働省令で定めるものを除く。)」とする。
るのは「次の事項(派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚

2

限る。 事 とあるの 号の業務」とあるのは 項 法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者がその選任す 0) の労働者に関しては、 る総括安全衛生管理者に統括管理させる業務を除く。第十二条第 派遣労働者の保護等に関する法律 めに派遣されている派遣元の事業に関する労働安全衛生法第十条第 項」 及び第十二条の二において 規定により読み替えて適用されるこの項の規定により労働者派遣 労働者」という。 とあるのは 項、 第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のた 項中 とあるのは 第十二条第一 第三項及び次条におい 項の規定の適用については、 同法第十二条第一 は 「厚生労働省令で定めるもの 「健康管理その 「健康管理その 「次の業務 「次の事項 項、)に関しては、 当該事項のうち厚生労働省令で定めるものに 「派遣元安全衛生管理業務」と、同法第十三 第十二条の二、 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び 項 他の厚生労働省令で定める事項 他 て の厚生労働省令で定める事項 及び第十二条の二中 「派遣元安全衛生管理業務」という。 (派遣中の労働者に関しては と 以下 労働者派遣法第四十五条第一項 に限る。 同法第十条第一 同法第十八条第一 第十三条第一項及び第十八 「労働者派遣法」という。)」とする。 (以下単に 「第十条第一項各 項中 項中 「次の業務 「派遣中 (派遣中 (以下) 当 「次の ī該事 2

項中 五条第 条第 事 は \emptyset 項 項 同法第十三条第一 条第一項各号の業務」とあるのは 十二条第 その選任する総括安全衛生管理者に統括管理させる業務を除く。 労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者が に「派遣中の労働者」という。 派遣労働者の めに派遣されている派遣元の事業に関する労働安全衛生法第十条第 項 という。 という。 項、 とあるのは 項」 るものに限る。 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就 のうち厚生労働省令で定めるものを除く。 (以下」とあるのは (派遣中の労働者に関しては、 第十二条第一 該 次の事項」 項の規定の適用については、 とあるのは 一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定により 事項のうち厚生労働省令で定めるものに限る。 一項及び第十二条の二において「派遣元安全衛生管理業務) 」 と、 第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者 就業条件の整備等に関する法律 「次の業務 項中 とあるのは 第三項及び次条にお 「次の事項 項、 同法第十二条第一 「健康管理その他の厚生労働省令で定める事 一健康管理その他の 第十二条の二、第十三条第一 (労働者派遣事業の適正な運営の 「次の事項 (派遣中の労働者に関しては))に関しては、 当該事項のうち厚生労働省令で定 「派遣元安全衛生管理業務」 同法第十条第 項及び第十二 て」と、 (派遣中の労働者に関して 厚生労働省令で定める事)」とする 以下 労働者派遣法第四 同法第十八条第 一条の二中 項中 「労働者派遣法 項及び第十八)」とする 確保及び 次の業務 以 別業のた と 下単 該 第

3 第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限 部分に限る。 に従事させたことのある労働者 段及び後段(派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務 項及び第四項並びに第三十条の三第一 働者を使用する事業者と、 先の事業に関しては、 定に係る罰則の規定を含む。 条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定(これらの規 以下この条において同じ。 ら第五十七条の五まで、第五十九条第三項、 を行う者に使用される労働者とみなして、 一項前段及び後段、 一項前段及び後段、 第三十六条 第十四条から第十五条の三まで、 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣 項、 第七十一条の二、 以下この条において同じ。 第六十五条から第六十五条の四まで、 以下この条において同じ。 第二十八条の二から第三十条の三まで、 以下この条において同じ。 (同法第三十条第一項及び第四項、第三十条の) 第四十五条 第三項、 第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。 第九章第 当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労 当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業 (第 第四項並びに第五項の規定に係る部分)並びに第五項 を適用する。 第六十六条の三 (派遣中の労働者を含む。)に係る 一項を除く。 節並びに第八十八条から第八十九 第十七条、 項及び第四項の規定に係る部 第六十六条の四、 労働安全衛生法第十一条 第六十条、第六十一条 この場合において、 第三項、 第二十条から第二十 第六十六条第二項前 (同法第六十六条第 (同法第六十六条第 第五十七条の三か 第三十 第四項 第六十八 一条の三 二第 (同法 同 3 条、

に限る。 第一 る。 先の事業に関しては、 定に係る罰則の規定を含む。 条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定(これらの規 二項前段及び後段、 以下この条において同じ。 二項前段及び後段、 第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限 部分に限る。 に従事させたことのある労働者 段及び後段 ら第五十七条の五まで、 分に限る。)、 項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項の規定に係る部 七条まで、 を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一条 働者を使用する事業者と、 第三十六条 第十四条から第十五条の三まで、第十七条、 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている 項、 第七十一条の二、 以下この条において同じ。 第六十五条から第六十五条の四まで、第六十六条第二項 以下この条において同じ。 第二十八条の二から第三十条の三まで、 (派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務 以下この条において同じ。 (同法第三十条第一項及び第四項、 第四十五条(第二項を除く。 第三項、 第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。 当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労 第九章第一節並びに第八十八条から第八十九 第五十九条第三項、 当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業 第四項並びに第五項の規定に係る部分)並びに第五項 を適用する。 第六十六条の三 (派遣中の労働者を含む。) に係る 第六十六条の四、 第六十条、第六十一条 この場合におい 第三項、 第二十条から第二十 (同法第六十六条第 (同法第六十六条第 第五十七条の三か 第三十条の二第 第四項 一十一条の三 第六十八 (同法 派 同 前

働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。 規定」とあるのは 場合を含む。 以下この条において同じ。 部分に限る。 遣法第四十四条第 第六十六条第二項前段若しくは後段 項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは れに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命 法第三十条第一項第五号及び第八十八条第七項中「この法律又はこ 同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、 命令の規定」 あるのは 十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。 後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者 含む。)」と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四 令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を 前段及び後段 「労働者派遣法」という。)第四十五条の規定により適用される 適 正な運営の 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 と 以下この条において同じ。 又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく 同条第一 第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 項に規定する派遣中の労働者を含む。 確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 二項中 又は第五項ただし書 「この法律又はこれに基づく命令の (派遣先の事業を行う者が同項 第三項、第四項 (第六十六条第) (労働者派遣 (労働者派)に係る) 又 は (第六 (労 以 同

法第二十九条第一項中

「この法律又はこれに基づく命令の規定」

と

の規定 る法律 四項 に限る。 む。 事業の 十六条第二項前段及び後段、 分に限る。 う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働 あるのは 項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」 れる場合を含む。)」と、同法第六十六条の四中 に基づく命令の規定 法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは 定」と、同法第三十条第一項第五号及び第八十八条第七項中「この づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令 定に基づく命令の規定」と、 適用される場合を含む。 あるのは 法第二十九条第一 (労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む)に係る部分に限る。)又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規 (第六十六条第二項前段及び後段並びに第 適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関す (労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含 (以 下)」とする。 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 「第六十六条第二項前段若しくは後段 以下この条において同じ。 「労働者派遣法」という。)第四十五条の規定により 項中「この法律又はこれに基づく命令の (労働者派遣法第四十五条の規定により適用さ)又は同条第十項の規定若しくは同項の規 以下この条におい 同条第二項中 第三項並びに第四項の規定に係る部分 又は第五項ただし書 て同じ。 「この法律又はこれ 三項の規定に係る部 「この法律又はこれ (派遣先の事業を 「第六十六条第 (労働者派遣 が規定」 に基 第 لح

項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされ

4

.項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた

4

前

として、同項の規定を適用する。

一項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者」
護等に関する法律第四十五条第三項の規定により同法第四十四条第
護等に関する法律第四十五条第三項の規定により同法第四十四条第

5~7 (略)

業の事業者とみなされる者」と、 当該事業の事業者又は労働者派遣法第四十五条の規定により当該事 第十五条第一項又は第三項」とあるのは 業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関して 法第十九条及び同条第四項において準用する同法第十七条第四項中 第三項の規定により適用される第十五条第一項又は第三項. 定により適用される場合を含む。)」と、 の事業者を含む。 あるのは「当該代表者が使用し、 を含む。)」と、同条第四項中「当該事業の事業者」とあるのは 定する派遣先の事業を行う者 する法律 「この法律」とあるのは (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関 労働安全衛生法第五条第 項、 (以 下 とあるのは 第三項及び第四項に定めるもののほか、労働者がその事 「労働者派遣法」 のうち当該代表者以外の者が使用しない」と、 「派遣先の事業者」と、 「この法律 (以下「派遣先の事業者」という。 項中 一という。)第四十四条第一項に規 かつ、当該事業の事業者 「当該代表者のみが使用する」 「事業者」 (労働者派遣法第四十五条の規 「労働者派遣法第四十五 同法第十六条第一項中 とあるのは 同法第十九条第 ー と、 (派遣先 「事業者 _ と 一項 同 条 8

された者」として、同項の規定を適用する。
四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者とみな業条件の整備等に関する法律第四十五条第三項の規定により同法第業条件の整備等に関する法律第四十五条第三項の規定により同法第

5~7 (略)

項」と、 第一 ない」と、 条第四項中 第四十五条第三項の規定により適用される第十五条第一 十五条の規定により適用される場合を含む。)」と、 者 用する」とあるのは「当該代表者が使用し、 より当該事業の事業者とみなされる者」と、 あるのは という。)を含む。)」と、 第一項に規定する派遣先の事業を行う者 整備等に関する法律 は、 業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関して (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の 第一項、 (派遣先の事業者を含む。) のうち当該代表者以外の者が使用 項中 労働安全衛生法第五条第一項中 同法第十九条及び同条第四項において準用する同法第十七 「第十五条第一項又は第三項」とあるのは 「当該事業の事業者又は労働者派遣法第四十五条の規定に 「この法律」とあるのは「この法律 第三項及び第四項に定めるもののほか、 「事業者」とあるのは (以 下 「労働者派遣法」という。 同条第四項中「当該事業の事業者」と 「派遣先の事業者」 「事業者」 (以 下 かつ、 「当該代表者のみが使 とあるのは 「派遣先の事業者」 (労働者派遣法第四 当該事業の事業 労働者がその と 「労働者派遣法 同法第十六条 第四十四条 項又は第三 同法第十 「事業者

門下で。
「第十七条及び前条」とあるのは「労働者派遣法第四十五条の規定を適中「労働者」とあるのは「労働者(労働者派遣法第四十四条第一項かびに同条第四項において準用する同法第十七条第四項及び第五項定により適用される第十七条及び前条」と、同条第二項及び第三項中「第十七条及び前条」とあるのは「労働者派遣法第四十五条の規

10 14 (略)

条の五第三項、 営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣 九十八条第一 法」という。) (以下「派遣先の事業者」という。)を含む。 条の四、 各項の規定による労働安全衛生法の特例については、 「事業者、 第三十三条第 項、 第九十三条第二項及び第三項、 第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者 」とあるのは 第七十条の二第 同法第二十八条第四項、 第九十九条第 項、 「事業者 第三十四条、 項、 項、 第七十一条の三第二項、 第九十九条の二第一項及び第 (労働者派遣事業の適正な運 第三十二条第一項から第 第九十七条第二項、 第六十三条、 以下この条において 第六十六 同法第九 第七 第

> 四条第 の規定を適用する。 及び第五項中 及び第三項並びに同条第四項におい 十五条の規定により適用される第十七条及び前条」と、 九条第 一項中 一項に規定する派遣中の労働者を含む。 「労働者」とあるのは 「第十七条及び前条」とあるのは て準用する同法第十七条第四 「労働者 (労働者派遣法第四)」として、 「労働者派遣法第四 同条第二項 これ 項

10 14 (略)

15 第二項、 二項、 条中 条において同じ。)、」と、同法第二十八条第四項、 業を行う者 労働者派遣法」という。)第四十四条第 営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 項から第四項まで、 第六十六条の五第三項、 前 各項の規定による労働安全衛生法の特例については、 「事業者、 第七十一条の四、 第九十八条第 (以下「派遣先の事業者」という。 」とあるのは 第三十三条第 項、 第九十三条第二項及び第三項、 第七十条の二第一 第九十九条第 「事業者 項、 (労働者派遣事業の 一項に規定する派遣先の事 第三十四条、 一項、 項、)を含む。 第九十九条の二第 第七十一条の三第 第三十二条第 第九十七条 第六十三条 以下この 同 適正な運 法第

第十三項の罪」と、 同法第九十条、 律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規 とあるのは 並びに第百八条の二第三項中 より適用される場合を含む。 とあるの 十二条の罪を含む。 十二条中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の 定により適用される場合を含む。 派遣中の労働者 労働者を含む。 は に違反する罪 (労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む 「この法律又はこれに基づく命令の規定」 「この法律及び労働者派遣法第四十五条の規定」と、 とあるのは 第六項及び第七項中 第百条から第百二条まで、 同法第三十一条の二、 は 項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」 「の労働者 「第三十四条の規定 同法第百 第九十一条第一項及び第百条中 (以下単に) と、 「この法律 (同条第七項の規定による第百十九条及び第百二 同法第九十八条第一) _ と、 並びに労働者派遣法第四十五条第十二項及び 三条第 (労働者派遣法第四十四条第一項に規定する 同法第三十一条の四及び第九十七条第 「労働者」とあるのは「労働者 「派遣中の労働者」という。)を含む 同法第三十一条第一項中 「事業者」とあるのは (労働者派遣法第四十五条の規定を含 項中 第三十一条の四並びに第三十二条第 (労働者派遣法第四十五条の規定に と、)又は同条第六項、 第百三条第一項、 「この法律又はこれに基づく命 同法第百一条第一項中 項中 「第三十四条の規定」 とあるのは 「この法律」とある 第百六条第 「事業者 第十項若しく 「の労働者」 同法第九 「この法 (派遣中 この (派遣 と 一項

項中 業者 六条第 場合を含む。 規定」と、 の規定を含む。 条の規定により適用される場合を含む。 条の規定」とあるのは 十二項及び第十三項の罪」と、 及び第百二十二条の罪を含む。 この法律の規定 律」とあるのは 十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の 十五条の規定により適用される場合を含む。)又は同条第六項 は 十七条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」 者 三十二条第四項、 に規定する派遣中の労働者 の労働者」とあるのは「の労働者 を含む。 同法第九十二条中「この法律の規定に違反する罪」とあるの 項及び第一 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 (派遣中の労働者を含む。 「この法律」とあるのは「この法律 (派遣先の事業者を含む。 一項並びに第百八条の二第三項中 同法第九十条、) と と)に違反する罪 項、 「この法律及び労働者派遣法第四十五条の規定」 (労働者派遣法第四十五条の規定により適用される 第六項及び第七項中 第百条から第百二条まで、 と 同法第三十一条の二、 「第三十四条の規定 同法第百三条第 第九十一条第一項及び第百条中 (以下単に) _ と、 (同条第七項の規定による第百十九条) _ と、 同法第九十八条第 並びに労働者派遣法第四十 (労働者派遣法第四十四条第一項 同法第三十一 「労働者」とあるのは 「派遣中の労働者」) 」 と、 同法第三十一 「事業者」 (労働者派遣法第四十五条 項中 第三十一 (労働者派遣法第四 第百三条第一 「この法律又は (労働者派遣法第四 同法第百 項中 条の四及び第九 条の四並びに第 とあるの 条第一 「第三十四 とあ という。 項、 項 は 「労働 十五 条第 る 第 第

は 働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。 令の規定」 として、 を適用する。 同法第百十五条第一項中 (第二章の規定を除く。 これらの規定 とあるのは 「この法律又はこれに基づく命令の規定 (これらの規定に係る罰則の規定を含む))及び労働者派遣法第四十五条の規定 (第 一章の規定を除く。)」とあるの) | |と **(**労

16

規定 基づく命令の規定に違反した者に関する同法の規定の適用について 規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とあるのは「第四十五条 五十四条の三第二項第一号中 する法律 あるのは しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分」と される場合を含む。 令の規定」とあるのは は第六項、 より適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定又 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関 項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、 適用される場合を含む。 第一項から第五項まで、 項若しくは第 同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命 (労働者派遣法第四十五条第三項及び第四項の規定により適用 「この法律若しくは」 (以 下 第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に 「労働者派遣法」という。)第四十五条の規定によ 一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の ر کر 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定)又は同条第六項、 第七項から第九項まで及び前項の規定に 同法第五十六条第六項中「この法律若 これに基づく命令の規定 「第四十五条第一項若しくは第二 第十項若しくは第十 (労働者派遣 同法第 二項の 16

の規定 む。 に基づく命令の規定」とあるのは 定を含む。 五条の規定」として、 とあるのは「(第二章の規定を除く。) | |と、 (労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含)を適用する。 同法第百十五条第一項中「 これらの規定 「この法律又はこれに基づく命令 (これらの規定に係る罰則)及び労働者派遣法第四 (第 一章の規定を除く。 の規

く処分」 は、 この法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づ により適用される場合を含む。 づく命令の規定 第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基 は第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とあるのは ٢, しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定 の規定により適用される場合を含む。)又は同条第六項、 整備等に関する法律 令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規 基づく命令の規定に違反した者に関する同法の規定の適用について は第六項、 より適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定又 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の 第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び前 同法第五十四条の三第二項第一号中 同法第四十六条第二項第一号中 とあるのは 第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に (労働者派遣法第四 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 (以 下 「労働者派遣法」という。) 」 と、 十五条第三項及び第四項の規定 「この法律又はこれに基づく命 同法第五十六条第六項中 「第四十五条第一項若しく 第四十五条 項の 第十項若 規 定に

項第二 第八十五条の三において準用する場合を含む。 この法律及びこれに基づく命令 規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、 働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。 の規定に基づく命令の規定」と、 定 命令の規定」とあるのは 項第二号、第七十五条の三第二項第三号(同法第八十三条の三及び る 第十項及び第十 れらの規定に基づく処分、 る場合を含む。)中 しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、 定に基づく処分又は同条第六項、 法第四十五条の規定により適用される場合を含む。)、これ)」とあるのは 及び第七十五条の五第四項 八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。 又は同条第六項、 (労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む) 適用される場合を含む。 一項第三号中 一号及び第九十九条の三第 一項の規定に限る。 「この法律及びこれに基づく命令」 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 第十項若しくは第十一 「この法律(これに基づく命令又は処分を含む 「この法律若しくはこれに基づく命令の規 同条第六項、 (同法第八十三条の三において準用す 並びに労働者派遣法 (労働者派遣法第四十五条の規定に 同法第七十五条の四第二項 第十項若しくは第十一 項中「この法律又はこれに基づく 及びこれに基づく命令」とす 第十項若しくは第十一項の 項の規定若しくはこれら)、第八十四条第一 同法第七十四条第二 (同 とあるのは 同法第八十四 項の規定若 条第六項、 らの規 (同法 (労

第十一 の規定 いて準用する場合を含む。)中 二項 条第六項、 条の規定により適用される場合を含む。 あるのは 法第八十四条第二 む。)、これらの規定に基づく処分、 処分を含む。 合を含む。 くはこれらの規定に基づく命令の規定」と、 合を含む。 く命令の規定 れに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づ 十四条第二項第二号及び第九十九条の三第 条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。 十四条第二項第二号、 項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」 これらの規定に基づく処分又は同条第六項、 労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。 (同法第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場 項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」 (労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含 「この法律及びこれに基づく命令)及び第七十五条の五第四項)又は同条第六項、 第十項及び第十一項の規定に限る。)」とあるのは (労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場 |項第三号中「この法律及びこれに基づく命令| 第七十五条の三第二項第三号 「この法律若しくはこれに基づく命令 第十項若しくは第十一 「この法律(これに基づく命令又は 同条第六項、 (同法第八十三条の三にお 並びに労働者派遣法 (労働者派遣法第四 一項中「この法律又はこ 同法第七十五条の四第 第十項若しくは第十一 及びこれに基づく 第十項若しくは (同法第八十三 と 項の規定若し 同法第七 と 第八 十五. 同

17 (略)

17

略

(じん肺法の適用に関する特例等)

第四十六条 て単に 働者については、 労働者派遣法」という。 九条の二第一 係る罰則の規定を含む。 六条から第十七条まで及び第三十五条の二の規定 九条の二まで、第十一条から第十四条まで、第十五条第三項、 の事業を行う者に使用される労働者とみなして、 粉じん作業に従事している者及び常時粉じん作業に従業したことの この法律 する同法第二条第一項第五号に規定する事業者 ある者に限る。 を行う者を当該派遣中の労働者 いる派遣先の事業で、 号に規定する労働者派遣の役務の提供の終了。 適正な運 ん作業」という。 項第三号に規定する粉じん作業 「事業者」という。 (労働者派遣法第四十六条の規定を含む。 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されて 営の確保及び |項中 と 以下第四項まで及び第七項において同じ。)を使用 当該派遣中の労働者に係る労働者派遣法第二条第 同法第三十五条の二中「この法律」 離職 じん肺法)を適用する。 派遣労働者の保護等に関する法律 に係るものに関しては、 ر ج 第四十六条第一 とあるのは (当該派遣先の事業において、 (昭和三十五年法律第三十号) 第 当該派遣中の労働者を当該派遣先 (以下この条において単に この場合において、 乛 項に規定する派遣中の労 離職 (以下この条におい 当該派遣先の事業 以下この項にお 同法第五条から第 (これらの規定に)」とする。 (労働者派遣事業 とあるのは 以下 同法第 第十 常時

(じん肺法の適用に関する特例等)

第四十六条 九条の一 て単に 律(以下「労働者派遣法」という。)第四十六条第一項に規定するの適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法 係る罰則の規定を含む。 とする。 あるのは の項において同じ。 法第二条第 派遣中の労働者については、 六条から第十七条まで及び第三十五条の二の規定 九条の二まで、 の事業を行う者に使用される労働者とみなして、 する同法第二条第一項第五号に規定する事業者 ある者に限る。 粉じん作業に従事している者及び常時粉じん作業に従業したことの を行う者を当該派遣中の労働者 粉じん作業」という。 条第一項第三号に規定する粉じん作業 いる派遣先の事業で、 二第 「事業者」という。)と、 労働者がその この法律 号に規定する労働者派遣の役務の提供の終了。 項中 第十一条から第十四条まで、 以下第四項まで及び第七項において同じ。 一、)に係るものに関しては、 (労働者派遣法第四十六条の規定を含む。 離職」 じん肺法 と、)を適用する。この場合において、 事業における派遣就業のために派遣され 当該派遣中の労働者に係る労働者派遣 とあるのは 同法第三十五条の二 (当該派遣先の事業において、 (昭和三十五年法律第三十号) 当該派遣中の労働者を当該派遣先 (以下この条において単に 乛 離職 第十五条第三項、 中 (以下この条にお 同法第五条から第 当該派遣先の事業 (これらの規定に (労働者派遣事業 「この法律」と を使用 同法第 第十 常時 第

2 略

3

四条第一項に規定する派遣先の事業 業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十 派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第 者に対してじん肺健康診断を」と、 して、 又は第二項の、 項又は第二項の」とあるのは)を行う者が同法第四十六条第一 同条の規定を適用する。 項の規定によりじん肺法の規定を適用する場合には、 「事業者は、 派遣先の事業を行う者にあつては同条第二項の」 じん肺 「健康診断を」とあるのは 「同法第四十四条第三項に規定する 「労働安全衛生法第六十六条第 (以下単に「派遣先の事業」と 項に規定する派遣中の労働 「労働者派遣事 同法第 一項 ط 3

4 5

まで、 者であつて現に派遣元の事業を行う者に雇用されるもののうち、 第八条から第十四条まで、 時粉じん作業に従事する労働者以外の者(当該派遣先の事業におい これらの規定に係る罰則の規定を含む。 て現に粉じん作業以外の作業に常時従事している者を除く。 労働者派 派遣先の事業において常時粉じん作業に従事したことのある労働 第二十条の二、第二十二条の二及び第三十五条の二の規定 当該派遣元の事業を行う者を事業者とみなして、 同法第十条中 遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関 「事業者は、 第十五条第三項、 じん肺健康診断を」)を適用する。 第十六条から第十七条 この場合に とあるのは じん肺法)につ 常

する法律

以下

「労働者派遣法」

という。

第四十四条第三項に規

2

十条中 二項の」として、 六条第一項又は第二項の、 に規定する派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十 六十六条第一項又は第二項の」とあるのは 遣中の労働者に対してじん肺健康診断を」と、 の事業」という。)を行う者が同法第四十六条第一 法律第四十四条第一 業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する 第 項の規定によりじん肺法の規定を適用する場合には、 「事業者は、 同条の規定を適用する。 項に規定する派遣先の事業 じん肺健康診断を」とあるのは 派遣先の事業を行う者にあつては同条第 「同法第四十四条第三項 「労働安全衛生法第 (以下単に 項に規定する派 「労働者 「派遣先 同法第 造事

4 • 5 (略)

6 おいて、 いては、 者であつて現に派遣元の事業を行う者に雇用されるもののうち、 整備等に関する法律 これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。 まで、第二十条の二、第二十二条の二及び第三十五条の二の規定 第八条から第十四条まで、 て現に粉じん作業以外の作業に常時従事している者を除く。)につ 時粉じん作業に従事する労働者以外の者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の 派遣先の事業において常時粉じん作業に従事したことのある労働 当該派遣元の事業を行う者を事業者とみなして、 同法第十条中「事業者は、 以下 第十五条第三項、 「労働者派遣法」という。 じん肺健康診断を」 (当該派遣先の事業にお 第十六条から第十七 とあるのは この場合に 第四十四条 じん肺法 常

中の労働者であつた者に対してじん肺健康診断を」と、 にあつては労働安全衛生法第六十六条第二項の」 衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは「派遣元の事業 者が同条第一項に規定する派遣中の労働者又は同項に規定する派遣 条の二中 を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第一項又は第一 定する派遣元の事業 六条の規定を含む。 労働者派遣法第四十四条第 「この法律」とあるのは (以下単に | 項に規定する派遣先の事業を行う者 「派遣元の事業」という。)を行う 「この法律 (労働者派遣法第四十 と、同法第三十五 「労働安全 二項の

7 11 (略)

12

場を含む。 運営の 第 労働者派遣法第四十六条の規定により事業者とみなされた者の事業 遣法」という。 粉じん作業を行う事業場」とあるのは 定により あるのは される場合を含む。 とあるのは という。)」と、同法第三十九条第二項及び第三項中「この法律」 項中「事業者」とあるのは 各項の規定によるじん肺法の特例については、 第四十三条の二第二項及び第四十四条において「事業者等」 確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 適用される場合を含む。 「第二十一条第四項 第四十二 「この法律 第四十六条の規定により事業者とみなされた者を 一条第) 」 と、 (労働者派遣法第四十六条の規定により適用 項において同じ。)」と、 同条第三項中 (労働者派遣法第四十六条第四項の規 _ 「事業者 と 「粉じん作業を行う事業場 (労働者派遣事業の適正な 同法第四十条第 「第二十一条第四 。 以 下 同法第三十二条 同法第四十一 「労働者派 項中 項 と

> 法第三十五条の二中 業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第二 遣法第四十六条の規定を含む。 は第二項の、 遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第一項 定する派遣中の労働者であつた者に対してじん肺健康診断を」 第三項に規定する派遣元の事業 「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは を行う者が同条第一項に規定する派遣中の労働者又は同 労働者派遣法第四十四条第 「この法律」)」とする。 (以下単に とあるのは 一項に規定する派遣先の事 「派遣元の事業」 「この法律 項 <u>の</u> (労働者 と 『項に規 同 又

7 11 (略)

12 第一 第一 により適用される場合を含む。)」と、 この法律」とあるのは た者の事業場を含む。 う事業場 第四項の規定により適用される場合を含む。 第四項」とあるのは「第二十一条第四項 事業者等」という。)」と、同法第三十九条第二項及び第三項中 された者を含む。 運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 「労働者派遣法」 前各項の規定によるじん肺法の特例については、 項中 項中 「事業者」 (労働者派遣法第四十六条の規定により事業者とみなされ 「粉じん作業を行う事業場」とあるのは という。)第四十六条の規定により事業者とみな 第四十三条の二第二項及び第四十四条において とあるのは 第四十二条第 「この法律 「事業者 (労働者派遣法第四十六条の規定 項において同じ。 同条第一 (労働者派遣法第四十六条 (労働者派遣事業の _ 三項中 と 「粉じん作業を行 同法第三 同法第四十条 第二 一十一条 十二条 適 以 正な 同

規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」 若しくはこれに基づく命令の規定 第四十六条の規定により適用される場合を含む。)に違反する罪並 の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定 労働者派遣法第四十六条の規定」と、同法第四十三条中「この法律 条及び第四十二条第一 により適用される場合を含む。 同法第四十四条中 に同条第十項及び第十一項の罪」と、 「この法律又はこれに基づく命令の規定」 の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。 「事業者」とあるのは 項中 「この法律」とあるのは「この法律及び)又は同条第七項から第九項までの (労働者派遣法第四十六条の規定 同法第四十三条の二第一項 「事業者等」として、こ とあるのは「この法律 と (労働者派遣法)を適用する 同条第二項及

に規定する派遣元の事業 に関する法律 肺法第十条の規定の適用については、 する派遣先の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第 十六条第一項又は第二項の とあるのは 行う者が」と、 は 遣中の労働者に対してじん肺健康診断を行つたときにおけるじん 遣元の事業を行う者が事業者に該当する場合であつてその者が - 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等 「派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六 以下 「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第一 「労働者派遣法」という。 (以下単に 労働者派遣法第四十四条第一項に規定 「派遣元の事業」という。 同条中 「事業者は、 第四十四条第三項 」とある 二項の」)を 13

一項の」とする。

13

の二第 を適用する。 として、これらの規定 条第二項及び同法第四十四条中「事業者」とあるのは「事業者等」 九項までの規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」 六条の規定により適用される場合を含む。 反する罪並びに同条第十項及び第十一項の罪」と、 働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。) の法律及び労働者派遣法第四十六条の規定」と、 法第四十一条及び第四十二条第一項中 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 「この法律の規定に違反する罪」とあるのは 一項中 「この法律又はこれに基づく命令の規定」 (これらの規定に係る罰則の規定を含む。 「この法律」とあるの)又は同条第七項 「この法律の規定 (労働者派遣法第四 同法第四十三条中 同法第四十三条 とあるのは いから第 は に違 同

のは いう。)を行う者が」と、 四条第三項に規定する派遣元の事業 六十六条第 衛生法第六十六条第一 第二項の」とあるのは 件の整備等に関する法律 肺法第十条の規定の適用については、 派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を行つたときにおけるじん 項に規定する派遣先の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第 派遣元の事業を行う者が事業者に該当する場合であつてその者が 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条 一項の」とする。 項又は第二項の 「派遣元の事業を行う者にあつては労働安全 以下 「労働安全衛生法第六十六条第 「労働者派遣法」 (以下単に 同条中 労働者派遣法第四十四 「事業者は、 「派遣元の事 という。 一項又は 第四十 とある 条第

14

(略)

(作業環境測定法の適用の特例

第四十七条 場合を含む。 法第一章、第八条第二項 条第三項の規定により適用される場合を含む。 とあるのは、 る事業者とみなされた者は、 適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十五 同法第三条第 第二条第一号に規定する事業者に含まれるものとして、 第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用す)、第四章及び第五章の規定を適用する。この場合に 「労働安全衛生法第六十五条第一項 項中 (同法第三十四条第二項において準用する 作業環境測定法 「労働安全衛生法第六十五条第 (昭和五十年法律第1 次条において同じ。 (労働者派遣事業 項」 同

四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。 労働者の保護等に関する法律 この法律又は労働安全衛生法 た者に関する同法の規定の適用については、 用される作業環境測定法若しくは同法に基づく命令の規定に違反し 若しくはこれらの規定に基づく命令の規定又は前項の規定により適 に基づく命令の規定 に基づく命令の規定、 第四十五条の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法 とあるのは 「この法律若しくは労働安全衛生法若しくは (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 同条第六項、 (これらに基づく命令を含む。) の規 以下 第十項若しくは第十一項の規定 「労働者派遣法」という。 同法第六条第三号中「 これら 第 又 2

14 (略)

(作業環境測定法の適用の特例)

第四十七条 十八号) 律第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。 の適正な運営の 場合を含む。 いて同じ。)」とする。 とあるのは、 おいて、 法第一章、第八条第二項(同法第三十四条第二項において準用する る事業者とみなされた者は、 同法第三条第一項中 第二条第一号に規定する事業者に含まれるものとして、 第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用 「労働安全衛生法第六十五条第一 確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法 第四章及び第五章の規定を適用する。 作業環境測定法 「労働安全衛生法第六十五条第一項」 (昭和五十年法律第二 項 (労働者派遣事業 この場合に 次条にお 同

いう。 労働者の に基づく命令の規定 定」とあるのは この法律又は労働安全衛生法(これらに基づく命令を含む。 た者に関する同法の規定の適用については、 用される作業環境測定法若しくは同法に基づく命令の規定に違反し 若しくはこれらの規定に基づく命令の規定又は前項の規定により適 に基づく命令の規定、 第四十五条の規定により適用される労働安全衛生法若しくは 第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を 就業条件の整備等に関する法律 「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれら (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 同条第六項、 第十項若しくは第十一 以下 同法第六条第三号中 「労働者派遣法」と 項)の規 の規定 同法

遣法第四十五条又は第四 業環境測定法又はこれらに基づく命令」とあるのは「この法律若し 第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、 法若しくはこれらに基づく命令の規定 第四項中「この法律若しくは労働安全衛生法(これらに基づく命令 第四十五条第六項、 四十七条の規定により適用される場合を含む。)又は労働者派遣法 含む。)中「この法律又は労働安全衛生法(これらに基づく命令を 若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、 くは作業環境測定法若しくはこれらに基づく命令の規定 法第三十二条第三項及び第三十四条第一 定に基づく処分、 は第四十七条の規定により適用される場合を含む。 又は処分を含む。 しくはこれらに基づく命令の規定 は労働者派遣法第四十五条第六項、 一項第五号イ 規定に基づく命令の規定」と、 規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とする 一条の二第四項において準用する場合を含む。)及び第二十四条 又は労働者派遣法第四十五条第六項、)の規定」とあるのは (同法第三十二条の) 労働者派遣法第四十五条第六項、)」とあるのは 第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれら 十七条の規定により適用される場合を含む 「この法律若しくは労働安全衛生法若 同法第二十三条第二項 「この法律若しくは労働安全衛生 (労働者派遣法第四十五条又は第 一第四項において準用する場合を 第十項若しくは第十一項の規定 (労働者派遣法第四十五条又 項中「この法律若しくは作 第十項若しくは第十 同法第二十一条第)、これらの規 第十項若しくは (労働者派 (同法第三 項 同

定」と、 含む。 場合を含む。 の法律若しくは作業環境測定法若しくはこれらに基づく命令の 若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令」とあるの 項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規 これらの規定に基づく処分、 四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。 働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定 基づく命令又は処分を含む。 第二十四条第四項中「この法律若しくは労働安全衛生法 くはこれらの規定に基づく命令の規定」と、 働者派遣法第四十五条第六項、 五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。 全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定 づく命令を含む。 する場合を含む。)中「この法律又は労働安全衛生法(これらに基 二十一条第二項第五号イ (労働者派遣法第四十五条又は第四 (同法第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。) 及び 項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、)又は労働者派遣法第四十五条第六項、 一項 同法第三十二条第三項及び第三十四条第 の規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とする。 又は労働者派遣法第四十五条第六項、 の規定」とあるのは (同法第三十二条の1)」とあるのは 労働者派遣法第四十五条第六項、 第十項若しくは第十一項の規定若 一十七条の規定により適用される 「この法律若しくは労働安 同法第一 「この法律若しくは労 (労働者派遣法第四 一第四項におい 第十項若しくは第十 (労働者派遣法第 項中 一十三条第二項 第十項若しく 「この法律 (これらに)又は労 同法第 は て準用 規定 第十

(略)

3

3

略

· 朱 第 - 二	2 (略) 第四十八条 (略) (指導、助言及び勧告)
、必要な措置をとるべきことを指示することができる。 第二十三条の二の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対しした場合において、当該派遣元事業主がなお第二十三条第三項又は違反した派遣元事業主に対し、第一項の規定による指導又は助言を	
第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に(改善命令等)	第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に(改善命令等)
規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保す。)をの他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の関しこの法律(第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く	を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対く命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づ
雇用管理の方法の改善その他があると認めるときは、当該派	事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずるこし、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣
る。営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができ	とができる。
2 (公表等)	2 (公表等)
第四十九条の二 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける	第四十九条の二 厚生労働大臣は、第四条第三項、第二十四条の二、

者が、 業を是正するために必要な措置若しくは当該派遣就業が行われるこ 勧告することができる とを防止するために必要な措置をとるべきこと又は第四十条の四若 条の二第一項若しくは第四十条の九第一項の規定に違反する派遣就 しくは第四十条の五の規定による労働契約の申込みをすべきことを の提供を受ける者に対し、 定に違反するおそれがあると認めるときは、 定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規 しているとき、 十条の四、 第四条第三項、 第四十条の五若しくは第四十条の九第 又はこれらの規定に違反して第四十八条第 第二十四条の二、第四十条の二第一項、 第四条第三項、 第二十四条の二、 当該労働者派遣の役務 一項の規定に違反 第四十 項の規 第四

申込みをすべきことを勧告することができる。 と又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定による雇用契約の 派遣就業が行われることを防止するために必要な措置をとるべきこ 規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置若しくは当該 しており、 第四十条の二第 している者に対し、 第四十条の二第一 した場合において 第四条第三項、 又は違反するおそれがあると認めるときは、 項| 項、 第二十四条の二若しくは第四十条の二第一項 第四十八条第 その者がなお第四条第三 第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反 第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反 項の規定による指導又は助言を 三項 十四条の二 当該者に対

2 に対し かかわらず により当該派遣労働者を雇い入れるように指導又は助言をしたにも 務の提供に係る派遣労働者が当該派遣先に雇用されることを希望し 労働者派遣の役務の提供を受けており ている場合において、 生労 当該派遣労働者を雇い入れるように勧告することができる 働大臣は、 当該派遣先がこれに従わなかつたときは 派遣先が第四 当該派遣先に対し 十条の かつ、 第 第四十八条第一 当該労働者派遣の役 項 の規 定に 「該派遣先 項の規定 <u>.</u>違 反して

3 その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、 ることができる。 厚生労働大臣は、 前 一項の規定による勧告をした場合において、 その旨を公表す

そ

第六十一条 金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰|第六十一条 金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰

(略)

定する書類に虚偽の記載をして提出した者 偽の届出をし、又は第十一条第一項若しくは第十九条第一項に規 若しくは第二十三条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚 第十一条第一項、第十三条第一項、第十九条第一項、第二十条

第三十四条、第三十五条の二第一項、第三十六条、第三十七条

兀 第三十五条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第四十一条又は第四十二条の規定に違反した者

五 · 六

(略)

(略)

二 第十一条第一項、第十三条第一項、第十九条第一項、 偽の届出をし、 若しくは第二十三条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚 又は第十一条第一項若しくは第十九条第一項に規 第二十条

定する書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第三十七条、 第三十四条、 第四十一条又は第四十二条の規定に違反した者 第三十五条、 第三十五条の二第一項、 第三十六条

四 · 五

略

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

聴かなければならない。	立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を うっ	厚生労働大臣は、前項第三号及び第四号の政令の制定又は改正の 2 『	, h	1.1	れる業務として政令で定める業務 - ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロ	者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でないと認めら	掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには労働	警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二条第一項各号に 三	おける当該業務を除く。)	に「労働者派遣」という。)により当該業務に従事させる場合に	第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単	働者を業として行う労働者派遣(次号、次節、第二十三条第二項	て政令で定めるものに係る物の製造の業務(その常時雇用する労	物の加工、組立てその他の物を製造する工程における作業とし	•二 (略)	者派遣事業を行つてはならない。 オート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働 第四条	改 正 案	
ばならない。	うとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなけれ	厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしよ	められる業務として政令で定める業務	という。) により派遣労働者に従事させることが適当でないと認	項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」	して行う労働者派遣(次節、第二十三条第二項、第四項及び第五	掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業と	警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二条第一項各号に							• 二 (略)	者派遣事業を行つてはならない。	穼 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働		

3

(略)

働者派遣契約を解除することができる。 供を受ける者が、当該派遣就業に関し、この法律又は第四節の規定 に違反した場合においては、 により適用される法律の規定 第三十一条及び第四十条の六第一 労働者派遣をする事業主は、 当該労働者派遣を停止し、又は当該労 (これらの規定に基づく命令の規定を 当該労働者派遣の役務の提 項第五号において同じ。)

第二十八条

(派遣先への通知)

第三十五条 ばならない。 令で定めるところにより、 派遣元事業主は、 次に掲げる事項を派遣先に通知しなけれ 労働者派遣をするときは、厚生労働省

(略)

か否かの別 当該労働者派遣に係る派遣労働者が常時雇用する労働者である (当該労働者が期間を定めないで雇用する労働者であ

る場合にあつては、 その旨)

三 • 四 (略

2 (略

(常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 について労働者派遣を行つてはならない。 派遣元事業主は、 その常時雇用する労働者でない者 ただし 次に掲げる場合

3 (略)

第二十八条 供を受ける者が、当該派遣就業に関し、この法律又は第四節の規定 労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提

含む。第三十一条及び第四十条の六第 により適用される法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を 項第四号において同じ。)

に違反した場合においては、当該労働者派遣を停止し、又は当該労 働者派遣契約を解除することができる。

(派遣先への通知)

第三十五条 令で定めるところにより、 派遣元事業主は、 次に掲げる事項を派遣先に通知しなけれ 労働者派遣をするときは、 厚生労働省

(略)

ばならない。

労働者であるか否かの別 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めないで雇用する

兀 略

2 略

は、この限りでない。

次条第一項の政令で定める業務及び当該業務以外の業務であつ次条第一項の政令で定める業務及び当該業務以外の業務であった。

いて労働者派遣をする場合

四 当該労働者派遣が紹介予定派遣に係るものである場合 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が六十歳以上の者である場合

ばならない。
うとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなけれ
うとするときは、前項第一号の政令の制定又は改正の立案をしよ

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の四 (略)

(離職した労働者についての労働者派遣の禁止)

遣を行つてはならない。 十条の十第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派おいて、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば
第四

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 (略)

(離職した労働者についての労働者派遣の禁止)

第四十条の六 件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、 働者派遣の役務の提供を受ける者が、 役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対 地方独立行政法人をいう。)を含む。 同じ。)及び地方公共団体 政法人(独立行政法人通則法 につき過失がなかつたときは、 いずれかの行為に該当することを知らず、 する行為を行つた場合には、 一項に規定する特定独立行政法人をいう。)を含む。 その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条 (平成十五年法律第百十八号) 以下この条において同じ。 労働者派遣の役務の提供を受ける者 (特定地方独立行政法人 (地方独立行政 その時点において、 (平成十一年法律第百三号) 第二条第 この限りでない。)が次の各号のいずれかに該当 その行つた行為が次の各号の 次条において同じ。)の機関 第二条第二項に規定する特定 かつ、 当該労働者派遣の 知らなかつたこと (国 次条において (特定独立行 労

略

第四十条の九 の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受け

ること。

五. (略)

2 \ 4 (略

?雇用する労働者でない者につい ての 労働者派遣の役務の提供

の受入れの禁止

第四十条の六 法人法 政法人 を除く。 二項に規定する特定独立行政法人をいう。)を含む。 件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。 につき過失がなかつたときは、この限りでない。 いずれかの行為に該当することを知らず、 働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行つた行為が次の各号の 役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対 する行為を行つた場合には、 地方独立行政法人をいう。)を含む。次条において同じ。)の機関 同じ。)及び地方公共団体 その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条 (平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定 (独立行政法人通則法 以下この条において同じ。) 労働者派遣の役務の提供を受ける者 (特定地方独立行政法人 (地方独立行政 その時点において、 (平成十一年法律第百三号) が次の各号のいずれかに該当 かつ、 知らなかつたこと 当該労働者派遣 (国 次条において ただし、 (特定独立 第二条第 労

略

兀 略 略

2

4

第四十条の九 る場合におい 第 7 派遣先は、 項 派遣元事業主が当該労働者派遣をしたならば第 の規定に抵触することとなるときは 労働者派遣の役務の提供を受けようとす 当該労

(離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れ

, の 禁

働者派遣の役務の提供を受けてはならない

第四十条の十 毦 略

(公表等)

第四十九条の二 働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、 項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して第四十 なおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、 八条第一項の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらず 十条の四、第四十条の五、 項の規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置若し 第四条第三項、 第四十条の二第 厚生労働大臣は、 第二十四条の二、 一項、 第四十条の九若しくは第四十条の十第 第四十条の九若しくは第四十条の十 労働者派遣の役務の提供を受ける 第四十条の二第一 第四条第三項、 項、 第二十四 当該労 第四

(離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れ の禁

毦

第四十条の九

略

(公表等)

るべきこと又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定による労 くは当該派遣就業が行われることを防止するために必要な措置をと 第四十九条の二 することができる。 は第四十条の五の規定による労働契約の申込みをすべきことを勧告 防止するために必要な措置をとるべきこと又は第四十条の四若しく 是正するために必要な措置若しくは当該派遣就業が行われることを 二第一項若しくは第四十条の九第一項の規定に違反する派遣就業を 供を受ける者に対し、 違反するおそれがあると認めるときは、当該労働者派遣の役務の提 定による指導又は助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に しているとき、 十条の四、第四十条の五若しくは第四十条の九第一項の規定に違反 者が、第四条第三項、 厚生労働大臣は、 又はこれらの規定に違反して第四十八条第一項の規 第四条第三項、第二十四条の二、 第二十四条の二、 労働者派遣の役務の提供を受ける 第四十条の二 第一 第四十条の 項、 第四

2

略

働契約の申込みをすべきことを勧告することができる。

附則

4

の旨」とする。 の旨」とする。 の旨」とする。 の旨」とする。

整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第一労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の 5

の保護等に関する法律第三十五条の三及び第四十条の九の規定は、による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者号。以下この項において「改正法」という。)第二条の規定

とがやむを得ないと認められる業務として政令で定める業務についには労働者派遣により常時雇用する労働者の雇用の安定を図るため労働者の雇用の安定に大きな支障が生じていなかつたと認められる労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させても当該

げる規定の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政

て労働者派遣をする場合については、

改正法附則第

条第一

一号に掲

附則

。)について一般労働者派遣事業を行う場合にはその旨」とする。 業務に従事する労働者の就業の実情並びに当該業務に係る派遣労働 勘案して厚生労働省令で定めるもの 者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を を製造する工程における作業に係る業務をいう。 造の業務 「所在地」とあるのは、 第五条第二項の規定の適用については、 (物の溶融、 鋳造、 「所在地並びに当該事業所において物の製 加工、 組立て、 (以 下 当分の間、 「特定製造業務」という 洗浄、)であつて、 塗装、 同項第三号中 運 操等物 その

製造業務以外の業務については次の」とする。 での間における第四十条の二第1 五年法律第八十二 の就業条件の整備等に関する法律の 職業安定法及び労働者派遣事業の 「次の」 とあるのは、 号) の施行の日 「特定製造業務については 一項の規定の適用については から起算して三年を経過する日ま 適 正 部を改正する法律 な 運 営の 保及び 年とし 派 (平成十 造労働 同項

(傍線
部
分は
改正
部分)
$\langle \cdot \rangle$

の条において「報告等」という。) 若しくは出頭を命じ、又は保険に、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定に分、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定に好が成立している事業に使用される労働者(第三十四条第一項第一等四十七条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関	第四十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者第四十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者に対して「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等にで「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項に規定する派遣先の事業主(以下「派遣先の事業主」という。)又は船員職業安定法で「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項に規定する船員派遣(以下「船員派遣」という。)の役務の提供を受ける者に対して、ことができる。	改正案
の条において「報告等」という。)若しくは出頭を命じ、又は保険 第四十七条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関 第四十七条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関	第四十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者第四十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者	現

者」という。)に対して、報告等を命ずることができる。
員派遣の役務の提供を受ける者を除く。第五十三条において「第三給付の原因である事故を発生させた第三者(派遣先の事業主及び船

物件を検査させることができる。 常四十八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該 第第四十八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該 第第四十八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該 第

②・③ (略)

表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

対る者が次の各号のいずれかに該当する場合における者が次の各号のいずれかに該当する場合における者が次の各号のいずれかに該当する場合における者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又第五十一条事業主、派遣先の事業主又は船員派遣の役務の提供を受第

· 二 (略

の者(第三者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、る団体、派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者以外第五十三条 事業主、労働保険事務組合、第三十五条第一項に規定す

第三者」という。)に対して、報告等を命ずることができる。給付の原因である事故を発生させた第三者(第五十三条において

又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 条第一項に規定する団体の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、職員に、適用事業の事業場又は労働保険事務組合若しくは第三十五第四十八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該

②·③ (略)

該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とするする場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合又は当第三十五条第一項に規定する団体がこれらの各号のいずれかに該当下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合又は第五十一条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以

一・二 (略)

するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。する団体以外の者(第三者を除く。)が次の各号のいずれかに該当第五十三条 事業主、労働保険事務組合及び第三十五条第一項に規定

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)(第四条関係)

(傍台	
線部分	
がは改	
正部分	
Ŋ	

第	一日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	二 臨時的かつ無期的な雇用による前子とみなして、同法による就業(雇用によるものに限る。)を希望する高年齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと。 三・四 (略) 三・四 (地) 三・四 (地)
	(業務等) (以下「センター (以下「センター 務を行うものとす	が 前条第一項の指 が な た の も る も る ら る る る る る る る る る る る る の る る る る る る る る る る る る る

は 当該許可 規定並びに雇用対策法第三 第五条の二から第五条の七まで、 を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類 第四十二 十二条第二項の規定により届け出て けた者」 の十六、 条の十から第三十二 十八条の四まで 職業安定法第三十二条の三第 同法第 前 項 同法第三十二条の四第二項中 項第二号」とする。 第三十三条の六から第三十四条まで、 一条第一 とあるのは 第三十二条の八第 証 一十二条の九第 とあるのは 一項の規定により届出書を提出した者は、 第五十一条及び第六十四条から第六十七条までの 一条の十三まで 「高年齢者等の 一項中 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 一章の規定を適用する。 項 一項 中 「前項第二号又は第三号」とあるの 第三十二条の三、 第三十二条の九第 雇用の安定等に関する法律第四 第二 「許可証の交付を受けた者は、 有料の職業紹介事業を行う者 「第三十条第 一十二条の十五 第四十八条から第四 この場合に 第三十二 二項 一項の許可を受 当該届出書 第三十二条 第三十二 二条の四 お いて ら第四・ ら第七項まで、 五条の二から第五条の七まで、

とあり、 定 は 場合において 十七条までの規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。 とする - 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項の規 並びに 同 職業安定法第三十三条の 条第五 第五十 項 及び第七 項中

八条の四ま

条の一

二第 第

三項 項の

单

「同項の規定」

この

規

定

こあるの

一並びに第六十五条から第六

第三十三条の五から第三十四条まで

第四十八条か

第三十三条の

二第三

項

及び第五

項か

4 業に関し必要な事項は、 前二項に定めるもののほか、 厚生労働省令で定める。 第 一項の規定による有料 0 職業紹介

5 以下 対象として労働者派遣法第三 厚生労働省令で定めるところにより、 派遣労働者の保護等に関する法律 項第四号の業務として、 ルバー人材センターは、 「労働者派遣法」という。)第五条第 一条第四号に規定する一般労働者派遣事 その構成員である高年齢退職者のみを 労働者派遣事業の適正な運営の (昭和六十年法律第八十八号。 厚生労働大臣に届け出て、 一項の規定にかかわらず 確保及

> 事業に関し必要な事項は、 前二項に定めるもののほか、 厚生労働省令で定める。 第二項の規定による無料 0 職 業紹

5

4

八十八号。 職者のみを対象として労働者派遣法第二条第四号に規定する一般労 届け出て、 かかわらず、 び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 シルバー人材センター 以 下 第一項第四号の業務として、 厚生労働省令で定めるところにより、 「労働者派遣法」という。)第五条第一 は、 労働者派遣事業の適正な運 その構成員である高年齢退 (昭和六十年法律第 厚生労働大臣に 項の規定に 営の 確 保及

6 遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項 げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲 ルバー人材センターを労働者派遣法第二条第六号に規定する一般派 用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、 第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、 に掲げる字句とする。 第十一条第三項及び第四項、 頭の規定による一般労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法 第二章第二節第二款、 第三十条並びに第五十四条の規定は適 第十三条第二項、第十四条第一項第 同表の下欄 、第十条 シ 6

業

〇 以 下

「一般労働者派遣事業」という。)を行うことができる。

働者派遣事業

(以下「一般労働者派遣事業」という。) を行うこと

Ł, 句とする。 のとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材 派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 る許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者 センターを労働者派遣法第二条第六号に規定する一般派遣元事業主 三号、第二章第二節第二款並びに第五十四条の規定は適用しないも 第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、 ができる。 第十一条第三項及び第四項、 前項の規定による一般労働者派遣事業に関しては、 前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一 第十三条第二項、 同表の下欄に掲げる字 第十四条第一項第 第九条、 労働者派遣法 項の規定によ 第十条

第六条第五号

第十四条第

項の規定

ルバ

より

般労働者派遣

が第十四条第

事業の許可を取り消さ

定により

命令の

られ、

当該取消し又は

規定により特定労働者

派遣事業の廃止を命じ

は第一

一十一条第一項の

命令の日

許可を取り消され、

又

廃止を命じられ

第六条第四号

般労働者派遣事業の

般労働者派遣

略

略

略

第六条第六			
一般労働者派遣事業の 井一条第一項の規定に よる特定労働者派遣事	到該法人の	者派遣事業の廃止を命 じられた者が法人であ る場合(当該法人が第 一号又は第二号に規定 する者に該当すること となつたことによる場	れた者が法人である場合(同項第一号の規定 れた場合 、当該法人 フは第二十一条第一項
一般労働者派遣事業の	当該シルバー人材セン		遺事業の廃止を命じられた場合 (同項第一号 でられた場合

					項	第十四条第一	(略)										第六条第七号			
				る	を取り消すことができ	、第五条第一項の許可	(略))	由がある法人を除く。	廃止について相当の理	当該法人(当該事業の	した者が法人である	遣事業の廃止の届出を	定による特定労働者派	届出又は第二十条の規		前号	遣事業の廃止の届出	定による特定労働者派	届出又は第二十条の規
おいて同じ。)の開始遣事業。以下この項に所ごとの一般労働者派	合にあつては、各事業	働者派遣事業を行う場	事業所を設けて一般労	者派遣事業(二以上の	廃止を、当該一般労働	一般労働者派遣事業の	(略)	あるものを除く。)	について相当の理由が	ター(当該事業の廃止	当該シルバー人材セン				届出をした	が、前号	シルバー人材センター			届出
					項	第十四条第一	(略))													
				る	を取り消すことができ	、第五条第一項の許可	(略)													
おいて同じ。)の開始遺事業。以下この項に一般労働者派	合にあつては、各事業	働者派遣事業を行う場	事業所を設けて一般労	者派遣事業(二以上の	廃止を、当該一般労働	一般労働者派遣事業の	(略)													

第四十五条 四十三条の三までの規定は、 同条第三項中 更があつたときは、 係る地域」とあるのは 連合の指定区域の変更をしたとき」と、 同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の 用する。この場合において、第四十一条第三項中 て準用する同法第四十二条第二項」と、 したとき」とあるのは 一項又は第四項の変更があつたときは、 「前条第一項の指定に係る区域 略)」とあるのは 略 第四十一条第三項から第五項まで及び第四十二条から第 「第四十二条第二項」とあるのは 略 当該変更後の地域)」と、第四十二条第一項中 「第四十四条第一 「所在地並びに当該指定に係る地域 「第四十四条第一 シルバー人材センター連合について準 (以下「センターの指定区域」とい 項の指定に係る区域 その変更後の区域)」と、 同条第五項中 「所在地並びに当該指定に 項の指定をしたとき並びに 該 ができる 0) かに該当するときは当 の当時第六条第四号か ら第七号までの 廃止を、 略 一般労働者派遣事業 「第四十五条におい 「第一項の指定を 命ずること 「その構成員 (同条第 (当該変 ずれ 第四十五条 7 う。 四十三条の三までの規定は、シルバー人材センター連合につい て準用する同法第四十二条第二項」と、 同条第三項中 更があつたときは、 係る地域」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域 連合の指定区域の変更をしたとき」と、 同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四 したとき」とあるのは 用する。この場合において、第四十一条第三項中 一項又は第四項の変更があつたときは、 「前条第一項の指定に係る区域 (準用))」とあるのは 略 略 第四十一条第三項から第五項まで及び第四十二条から第 「第四十二条第二項」とあるのは 略 当該変更後の地域) 「第四十四条第一項の指定に係る区域 「第四十四条第 (以下「センターの指定区域」とい ر کر その変更後の区域) 「所在地並びに当該指定に 同条第五項中 項の指定をしたとき並びに 止を、 般労働者派遣事業の廃 該当するときは当該 の当時第六条第四号に 略 第四十二条第一項中 「第四十五条におい 命ずることがで 「第一項の指定を 「その構成員 (当該変 الله (同

て準

項

条第

四十二条第一項」とあるのは である高年齢退職者のみ」と、同条第六項の表第五条第二項の項中 用する前条」と読み替えるものとする。 用する第四十二条第一項」と、第四十三条の三第一項中「第四十一 法第四十二条第五項」と、 である高年齢退職者のみ」とあるのは「その直接又は間接の構成員 一条第一項」と、 「第四十二条第五項」とあるのは -連合」 項中 項」とあるのは 「シルバー人材センター」とあるのは「シルバ 「第四十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準 同項第四号中 Ł, 第四十三条の二中 同項第三号中 「第四十四条第一 「前条」とあるのは 同表第六条第五号の項及び第六条第七号 「第四十五条において準用する第四十 「この節」 「この節」 「第四十五条において準用する同 項」 とあるのは とあるのは 「第四十五条において準 と、 同項第一号中 一人材センタ 「第六章第二 「第六章第二 第

第一 中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、 条において準用する第四十二条第一項」と、 用する第四十二条第一 法第四十二条第五項」と、第四十三条の二中 である高年齢退職者のみ」と、同条第六項の表第五条第二項の項中 である高年齢退職者のみ」とあるのは「その直接又は間接の構成 「第六章第二節」と、 「第六章第二節」と、 「第四十二条第五項」とあるのは 号 中 「第四十二条第一項」とあるのは 同項第四号中 項」 「第四十二条第一項」とあるのは ٢, 同項第三号中 「第四十五条において準用する同 「前条」とあるのは 「第四十五条において準 第四十三条の三第一項 「この節」とあるのは 「この節」 とあるのは 「第四十五 「第四十五 同項

条において準用する前条」

と読み替えるものとする。

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)(附則第十条関係)

(傍線部分は改正部分)

。)第四条第一項第二号の規定は適用しない。 (職業安定法等の特例) 2 認定団体の構成事業主が、第三十一条第一項の許可を受けて、認定計画に従って行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、定計画に従って行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、認づ法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」というる法律(日本・1000年)というのは、1000年)というのは、日本・1000年)というのは、日本・1000年)というのは、日本・1000年)というのは、1000年)というの	(職業安定法等の特例) 現 (職業安定法等の特例) 現 (職業安定法等の特例) 現 行 (職業安定法等の特例) 現 行 行 う は 、 に 計画に従って行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、 定計画に従って行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、 認 第十九条 (略) 現 行 、 認 活 は 、 に 関 し て は 、 認 に 関 し て は 、 。 、 。 、 。 、 。 、) 、 。 、 。) 、 。) 、 。) 、 。) 、 。) 、 。) 、 。 。 。 。
\smile	という。)
(契約の内容)	(契約の内容)
第四十三条 建設業務労働者就業機会確保契約(当事者の一方が相手	第四十三条 建設業務労働者就業機会確保契約(当事者の一方が相手
れし建設業務労働者の就業機	れし建設業務労
り、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に際し、次に掲げいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところによ	り、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に際し、次に掲げいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところによ
る事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて送出労働者の人	る事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて送出労働者の人
数を定めなければならない。	数を定めなければならない。
一~七 (略)	一~七 (略)
八 送出労働者の新たな就業の機会の確保、送出労働者に対する休	八 建設業務労働者就業機会確保契約の解除に当たって講ずる送出
業手当(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十六条	労働者の就業の機会の確保を図るために必要な措置に関する事項

設業務労働者就業機会確保契約の解除に当たって講ずる送出労働 る費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の建 の規定により使用者が支払うべき手当をいう。 の就業の機会の確保を図るために必要な措置に関する事項 等の支払に要す

(労働者派遣法の規定の読替え適用等)

九

略

第四十四条 条第 条に規定する派遣元責任者と、 の規定の適用については、 並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他 建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、 節、 項 一十五条の四 第二十三条第三項及び第五項、 第十五条第二項に定めるもののほか、 第三十条第二号 第四十条の九、 雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六 第三十四条の二、 送出事業主を労働者派遣法第二十三 第四十八条第二項及び第三項 第二十三条の二、第二十六 第三十五条の三第 労働者派遣法第二章 送出事業主が行う 第四十四条

九

略

(労働者派遣法の規定の読替え適用等)

第二節、 遣元事業主と、 は、 とする。 遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 遣先とみなす。 任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一 定は適用しないものとし、 建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、 雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責 第二十六条第一項、 第十五条第二項に定めるもののほか、 受入事業主を労働者派遣法第三十 この場合において、 労働者派遣法の他の規定の適用について 第四十八条第二項及び第五十四条の規 次の表の上欄に掲げる労働者派 同表の下欄に掲げる字句 労働者派遣法第二章 送出事業主が行 項に規定する派 条に規定する派

四項カ
項から第七
会確保契約

句は、

同

表の下欄に掲げる字句とする。

略

略

略

項まで、

第二

四項から第七 第二十六条第

労働者派遣契約

建設業務労働者就業機

会確保契約

三十条の二第

一項に規定する派遣先とみなす。

この場合において、

次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字

項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第

第三十四条第一項第二十九条及の第三十九条及の	第三十条第三	五項	第二十六条第	(略)	二項	第四十九条第	第六項並びに	、第四十五条	項及び第三項	四十四条第二	第一号口、第	、第四十一条	条の二第五項	九条、第四十	まで、第三十	二十九条の二	十七条から第
第二十六条第一項各号	前二号		(略)	(略)													
各号名号	第一号		(略)	(略)													
第三十四条第 一項第二号及 (本)		五項	第二十六条第	(略)		十九条第二項	項並びに第四	四十五条第六	び第三項、第	四条第二項及	号口、第四十	四十一条第一	二第五項、第	、第四十条の) 第三十九条	二十九条まで	十七条から第
第二十六条第一項各号			(略)	(略)													
各号			(略)	(略)													

第三号		第一項第一号
同条第一項第一号又は	同条第一項各号	第四十条の六
第一号から第四号まで	号まで	
建設労働法第三十二条	第六条第一号から第八	第三十六条
	労働者	
	は、その雇用する日雇	
	務以外の業務について	
	として政令で定める業	
	ないと認められる業務	
	支障を及ぼすおそれが	
	者の適正な雇用管理に	
	させても当該日雇労働	
	おいて同じ。)を従事	
	をいう。以下この項に	
	定めて雇用する労働者	
	又は二月以内の期間を	
	より日雇労働者(日々	
	のうち、労働者派遣に	
る労働者をいう。)	経験を必要とする業務	
の期間を定めて雇用す	門的な知識、技術又は	
者(日々又は二月以内	確に遂行するために専	三第一項
その雇用する日雇労働	その業務を迅速かつ的	第三十五条の
		号

(略)				二第一項	第四十九条の	可	第四十八条第	(略)					第一項第四号	第四十条の六
(略)	第一項	若しくは第四十条の九	、第四十条の二第一項	は第四十条の九第一項	、第四十条の五若しく		(略)	(略)					適用される法律の規定	又は次節の規定により
(略)		第一項	若しくは第四十条の二		若しくは第四十条の五		(略)	(略)	。)の規定	除く。)の規定に限る	第六章(第四十四条を	規定又は建設労働法(より適用される法律の	若しくは次節の規定に
(略)						項	第四十八	(略)						

(略)	一項 項 一項 十八条第	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

$\overline{}$
傍線
部
分
は
改
正部
引分
2

				l . •						ا، س	2.2	1				第		
第三十四条第	(略)		第四条第三項	字句は、同表の	、次の表の上欄	第三十条の二第	三条第一項に規	六条に規定する	他の規定の適用については、	則第五項及び第	第四十条の十、	項ただし書及び第二項、	条第一項、第三	第二節、第二十	建設業務労働者	第四十四条 第十	(労働者派遣法	
第二十六条第一項各号	(略)		第一項各号	下欄に掲げる字句とする。	次の表の上欄に掲げる労働者派遣法	一項に規定する	定する派遣元事	派遣元責任者と		則第五項及び第六項の規定は適用しないものとし、	第四十八条第二	第二項、第三十五条の	第三十条第二号、第	三条第三項及び	就業機会確保事	第十五条第二項に定めるもののほか、	(労働者派遣法の規定の読替え適用等)	改
項各号				句とする	派遣法の	派遣先と	業主と、	、送出事	用管理責	用しない	項及び第	五条の四	第三十四条の二、	第五項、	業に関し	めるもの	適用等)	正
建設労働法第四十三条	(略)	又は第四号	第一項第一号、第三号	0	の規定中同表の中欄に掲げる	第三十条の二第一項に規定する派遣先とみなす。この場合において	三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法	六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十	雇用管理責任者を労働者派遣法第三十	労働者派遣法	第四十条の十、第四十八条第二項及び第三項、第五十四条並びに四	四第二項、第三十五条の五、	の二、第三十五条の三第	第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六	建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章	のほか、送出事業主が行う		案
						て				の	附	1	<u> </u>					
第三十四条第	(略)		第四条第三項		句は、同表の下欄に	次の表の上欄に掲げ	三十条の二第一項に	条第一項に規定する	条に規定する派遣元	の規定の適用に	並びに第五十四条の	項、第三十五条の	条第一項、第一	第二節、第二-	建設業務労働者就業	第四十四条 第-	(労働者派遣法の規	
第二十六条第一項各号	(略)		第一項各号		「欄に掲げる字句とする。				派遣元責任者と、送	ついては、		匹	第三十条第二号、第三	第二十三条第三項及び第	者就業機会確保事業	第十五条第二項に定め	伝の規定の読替え適用等)	現
各号					する。	法の担	先とな	と、严	出事業	理責任	ないも	九、第	十四冬	五項、	に関し	るもの	用等)	
建設労働法第四十三条	(略)	号	第一項第一号又は第三			る労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字	規定する派遣先とみなす。この場合において、	派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第	責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三	雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六	規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他	第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項	第二号、第三十四条の二、第三十五条の三第二	第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六	機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章	第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う		行
条						げる字	いて、	遣法第	二十三	三十六	法の他	第三項	三第二	二十六	第二章	一が行う		

	労働者			労働者	
	は、その雇用する日雇			は、その雇用する日雇	
	務以外の業務について			務以外の業務について	
	として政令で定める業			として政令で定める業	
	ないと認められる業務			ないと認められる業務	
	支障を及ぼすおそれが			支障を及ぼすおそれが	
	者の適正な雇用管理に			者の適正な雇用管理に	
	させても当該日雇労働			させても当該日雇労働	
	おいて同じ。)を従事			おいて同じ。)を従事	
	をいう。以下この項に			をいう。以下この項に	
	定めて雇用する労働者			定めて雇用する労働者	
	又は二月以内の期間を			又は二月以内の期間を	
	より日雇労働者(日々			より日雇労働者(日々	
	のうち、労働者派遣に			のうち、労働者派遣に	
る労働者をいう。)	経験を必要とする業務		る労働者をいう。)	経験を必要とする業務	
の期間を定めて雇用す	門的な知識、技術又は		の期間を定めて雇用す	門的な知識、技術又は	
者(日々又は二月以内	確に遂行するために専	三第一項	者(日々又は二月以内	確に遂行するために専	四第一項
その雇用する日雇労働	その業務を迅速かつ的	第三十五条の	その雇用する日雇労働	その業務を迅速かつ的	第三十五条の
		号			号
		六第一項第四			六第一項第五
		び第四十条の			び第四十条の
		第三十九条及			第三十九条及
各号		一項第二号、	各号		一項第二号、

(略)				二第一項	第四十九条の	(略)					第一項第五号	第四十条の六	第一項第一号	第四十条の六	(略)
(略)				は第四十条の十第一項	、第四十条の九若しく	(略)					適用される法律の規定	又は次節の規定により		同条第一項各号	(略)
(略)					若しくは第四十条の九	(略)	。)の規定	除く。)の規定に限る	第六章(第四十四条を	規定又は建設労働法(より適用される法律の	若しくは次節の規定に	三号又は第四号	同条第一項第一号、第	(略)
(略)				二第一項	第四十九条の	(略)					第一項第四号	第四十条の六	第一項第一号	第四十条の六	(略)
(略)	第一項	若しくは第四十条の九	、第四十条の二第一項	は第四十条の九第一項	、第四十条の五若しく	(略)					適用される法律の規定	又は次節の規定により		同条第一項各号	(略)
(略)		第一項	若しくは第四十条の二		若しくは第四十条の五	(略)	。)の規定	除く。)の規定に限る	第六章(第四十四条を	規定又は建設労働法(より適用される法律の	若しくは次節の規定に	第三号	同条第一項第一号又は	(略)

○港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)(附則第十二条関係)

$\overline{}$
傍
1/3
線
部
八
分
は
改
正
部
分
刀
\sim

改正案
(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 第二条 この法律にお
号に定めるところによる。
一~四 (略)
五 港湾労働者派遣事業 事業主が港湾運送の業務について行う特
定労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣
労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下
「労働者派遣法」という。)第二条第五号に規定する特定労働者
派遣事業をいう。)をいう。
(港湾労働者派遣事業の許可)
第十二条 (略) 第十二条
2 · 3 (略)
4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、当 4
該港湾労働者派遣事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する
料金の額、派遣就業(労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣
就業をいう。以下同じ。)の日数その他労働者派遣に関する事項を

記載しなければならない。

略

5

(労働者派遣法の特例

第 十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては 第一

務に係る部分に限る。)、 労働者派遣法第四条第一項第一号 第二章第二 一節、 (同号に規定する港湾運送の業 第二十三条第三項から第

働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。 の場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表 条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし 労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労 項、 第三十五条の四、 第四十条の九、 第四十八

第三十五条の三第1

五項まで

第一

一十三条の一

第

一十六条第三項

第三十四条の二

第 中欄に掲げる字句は 同表の下欄に掲げる字句とする。

1 7 1 3 1	· / (
(略)	(略)	(略)
^{先二十五条}	この法律	この法律(第四条第一
		項第一号(同号に規定
		する港湾運送の業務に
		係る部分に限る。)、
		前節、第二十三条第三
		項から第五項まで、第
		二十三条の二、次条第
		三項、第三十四条の二

る事項を記載しなければならない。

5

略

、労働者派遣法の特例

規定中同表の中欄に掲げる字句は、 みなす。この場合において、 事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と いものとし、 十六条第三項 務に係る部分に限る。)、 一十三条 労働者派遣法第四条第一項第一号 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては 労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣 第四十八条第二項及び第五十四条の規定は適用しな 第二章第二節、 次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の 同表の下欄に掲げる字句とする (同号に規定する港湾運送 第二十三条第三項、 第 の業 元

						第二十五条	(略)
						この法律	(略)
十四条の規定(以下「十八条第二項及び第五	項、次条第三項、第四	前節、第二十三条第三	係る部分に限る。)、	する港湾運送の業務に	項第一号(同号に規定	この法律(第四条第一	(略)

-																
	三第一項	第三十五条り	 条まで	から第五十七	び第五十五条	第三十一条及	第二十八条、	(略)								
門的な知識、技術又は 経験を必要とする業務 がのうち、労働者派遣に より日雇労働者(日々 は二月以内の期間を	確に遂行するために専	その美祭と凡恵いつ句					この法律	(略)								
る労働者をいう。)	日々又は二	この雇用する日雇労働			°)	等に関する規定を除く	この法律(業務の範囲	(略)	う。)を除く。)	等に関する規定」とい	定(以下「業務の範囲	並びに第五十四条の規	八条第二項及び第三項	第四十条の九、第四十	項、第三十五条の四、	、第三十五条の三第二
		1 // 2007	五十七条まで	一項及び第五	第四十九条第	第三十一条、	第二十八条、	(略)								
							この法律	(略)								
					·)	等に関する規定を除く	この法律(業務の範囲	(略)						<°)	規定」という。)を除	業務の範囲等に関する

		ا ہے		jar -	jest - I				j., j. 1	jut - I		jat :										
		条第一号イ	及び第四十一	第一項第四号	第四十条の六				第一項第一号	第四十条の六	六号	第三十六条第										
					この法律					同条第一項各号		(略)	労働者	は、その雇用する日雇	務以外の業務について	として政令で定める業	ないと認められる業務	支障を及ぼすおそれが	者の適正な雇用管理に	させても当該日雇労働	おいて同じ。)を従事	をいう。以下この項に
)	く。)の規定に限る。	四章(第二十三条を除	。)、港湾労働法(第	等に関する規定を除く	この法律(業務の範囲	三号	く。)、第二号又は第	の業務に係る部分を除	号に規定する港湾運送	同条第一項第一号(同		(略)										
				一号イ	第四十一条第						六号	第三十六条第										
					この法律							(略)										
<u> </u>	く。)の規定に限る。	四章(第二十三条を除	。)、港湾労働法(第	等に関する規定を除く	この法律(業務の範囲							(略)										

(略)				二第一項	第四十九条の		可	第四十九条第	項	第四十八条第	(略)
(略)	第一項	若しくは第四十条の九	、第四十条の二第一項	は第四十条の九第一項	、第四十条の五若しく	定を除く。)	び第二十三条の二の規	(第二十三条第三項及		(略)	(殿)
(略)		第一項	若しくは第四十条の二		若しくは第四十条の五		る規定を除く。)	(業務の範囲等に関す		(略)	(F)

(略)	項	第四十八条第	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

$\overline{}$
傍線
部
分
は
改正
部部
分
$\overline{}$

第		第一表の	- C	労働	Ļ	第五	第	第二	五項	務に	、学	第二十三条	(
第二十五条		第四条第三項 第一項各表の中欄に掲げる字句は、	この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同	労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。	労働者派遣法	第五十四条並	第三十五条の五、	第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、	五項まで、第	務に係る部分に限る。)、	労働者派遣法第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業		(労働者派遣法の特例)	
		!	いて、	第二十	洗遣法の他	びに附		三第一	2二十三	なに限る。	法第四	湾派遣	法の特別	
の法律		第一項各号	次の表の	二条第一	他の規定	則第五項	第四十条	項ただし	条の二、		条第一項	兀事業主	例	改
		表	上欄に見	項に規定	の適用に	びに附則第五項及び第六項の	の十、第	書及び第	第二十六	二章第二	第一号	が行う洪		正
	号) 務 規 ま 又 に 定	第一項第一号(同の下欄に掲げる字句とする。	がげる労	足する派法	について	ハ項の規	和十八名		八条第三三	節、第	(同号に	^{佐湾} 労働		案
この法律(第	保る部へは第二日	第一項第一号 ではる字句とす	割者派遣	道元事業	は港湾派	定は適用	条第二項	第三十五条	^{垻、} 第三	一十三条	規定する	看派遣事		
(第四条第	号まで ・ フは第二号から第四 ・ の ・ の ・ の ・ の ・ に ・ の ・ に ・ の ・ に	5 (同号に)する。	法の規定	主とみな	の規定の適用については港湾派遣元事業主を	規定は適用しないものと	第四十条の十、第四十八条第二項及び第三項、	\mathcal{O}	第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、	第二章第二節、第二十三条第三項から第	港湾運送	港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては		
	四 第	き (こ)	中同	す。	主を	のと	項、	四第二項	<u>-</u>	? ら 第	の業			
第二十五条		第四条第三項	の中欄に	の場合に	働者派	、労働者	条第二項	第三十五	五項まで、	務に係る	、労働者	第二十三条	(労働者	
五条		第三項	の中欄に掲げる字句	の場合において、	働者派遣法第二十三	労働者派遣法の他	条第二項及び第三項	第三十五条の三第二	、第二十三	る部分に	労働者派遣法第四		(労働者派遣法の特	
この法律		第一項	字句は、一	次	十三条第			第二項、		限る。)	第四条第	派遣元事	の 特 例)	
		項各号	同表のエ	の上欄に	一項に担	定の適品	に第五		二、第二	第二	一項第	業主が気		現
			↑欄に掲	に掲げる	規定する	用につい	十四条の	五条の四	一十六条	早第二節	一号(同	仃う港湾		行
この法律) ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	第一項第一号	同表の下欄に掲げる字句とする。	労働者派	派遣元惠	ては港湾	規定は適	第三十五条の四、第四十条の九、	第三項、	第二十	号に規定	労働者派		1 J
) 、第二号又は第三号 務に係る部分を除く。 規定する港湾道道の業	第一号 (とする。	パ遣法の知	業主とな	派遣元	開しない	-条の九、	第三十四	-三条第1	でする港湾	パ遣事業に		
(第四条第一	第三号の業	同号に		の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表	条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。こ	の規定の適用については港湾派遣元事業主を労	並びに第五十四条の規定は適用しないものとし	第四十八	条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、	務に係る部分に限る。)、第二章第二節、第二十三条第三項から第	条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業	港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては		

第四十条の六		第一項第一号	第四十条の六	(略)														
この法律			同条第一項各号	(略)	労働者	は、その雇用する日雇	務以外の業務について	として政令で定める業	ないと認められる業務	支障を及ぼすおそれが	者の適正な雇用管理に	させても当該日雇労働	おいて同じ。)を従事	をいう。以下この項に	定めて雇用する労働者	又は二月以内の期間を	より日雇労働者(日々	のうち、労働者派遣に
等に関する規定を除くこの法律(業務の範囲	第四号までの業務に係る部分を除の業務に係る部分を除	号に規定する港湾運送	同条第一項第一号(同	(略)														
第一項第四号		第一項第一号	第四十条の六	(略)														
この法律			同条第一項各号	(略)	労働者	は、その雇用する日雇	務以外の業務について	として政令で定める業	ないと認められる業務	支障を及ぼすおそれが	者の適正な雇用管理に	させても当該日雇労働	おいて同じ。)を従事	をいう。以下この項に	定めて雇用する労働者	又は二月以内の期間を	より日雇労働者(日々	のうち、労働者派遣に
等に関する規定を除くこの法律(業務の範囲	三号(三号)、第二号又は第一の業務に係る部分を除	号に規定する港湾運送	同条第一項第一号(同	(略)														

	-			_	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	第一項				
二第一項	若しくは第四十条の九				
、若しくは第四十条の	、第四十条の二第一項				
五.	は第四十条の九第一項	二第一項		は第四十条の十第一項	二第一項
、若しくは第四十条の	、第四十条の五若しく	第四十九条の	若しくは第四十条の九	、第四十条の九若しく	第四十九条の
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
)		
く。)の規定に限る。			く。)の規定に限る。		
四章(第二十三条を除		条第一号イ	四章(第二十三条を除		条第一号イ
。) 、港湾労働法(第		及び第四十一	。)、港湾労働法(第		及び第四十一

○職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)(附則第十四条関係)

(定義) (定義) (で多) (略) (で多) (略) (で多) (で多)		
第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものと (略) では、供給契約に基づいて労働 (の法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働 (の法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働 (の法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいの法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいの法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいの法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいの法律において「労働者所遭労働者の就業条件の整備の表質の確保及び派遣労働者の就業条件の整備を受けて労働に従事させることをいい、労働者 者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者 (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (に義) (に表) (に表) (に表) (に表) (に表) (に表) (に表) (に表	⑦~⑨ (略)	
第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものと いう。)第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものの法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働 ⑥ この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働 ⑥ この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働 ⑥ この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいの法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいの法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいの法律において「労働者派遣で該当するものを含まないものと いう。)第二条第一号に規定する労働者派遣が遺行の職保及び派遣労働者の就業条件の整 第四条 (略) 第四条 (略) 第四条 (略) 第四条 (略)	ないものとする。	する。
和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第 関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整 第四条 (略) (略) (で義) (で義) (で義) (で義) (で義) (で義) (で義) (で義	いう。)第二条第一	二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものに
事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (略) (略) (略) (略) の法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働 ⑥ この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいの法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいの法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいの法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいの法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいの法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいの法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいの法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいる。	関する法律(昭和六	
他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者 者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、の法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働 (略) 第四条 (略) (定義) 第四条 (略) 現 行	派遣事業の適正な運	派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
の法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働 ⑥ この法律において「労働者供給」とは、 (略) 第四条 (略) (略) (定義) 表) (定義)	者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、	者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者
(略) 第四条 (略) (略) 第四条 (略) 現	⑥ この法律において「労働者供給」とは、	この法律において「労働者供給」とは、
(略) 第四条 (略) 現		
改 正 案 (定義)		
正 案	(定義)	(定義)
		正

(傍線部分は改正部分)

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)(附則第十四条関係)

(傍線部分は改正部へ

ヲ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条	ヲ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等
ト〜ル(略)	ト〜ル(略)
年法律第八十八号)の規定により適用する場合を含む。)の罪	十八号)の規定により適用する場合を含む。)の罪
保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (昭和六十	保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八
十三年法律第百三十号)又は労働者派遣事業の適正な運営の確	十三年法律第百三十号)又は労働者派遣事業の適正な運営の確
係る部分に限る。) (これらの規定を船員職業安定法 (昭和二	係る部分に限る。)(これらの規定を船員職業安定法(昭和二
。) 又は第百十九条第一号(同法第六十一条又は第六十二条に	。)又は第百十九条第一号(同法第六十一条又は第六十二条に
百十八条第一項(同法第六条又は第五十六条に係る部分に限る	百十八条第一項(同法第六条又は第五十六条に係る部分に限る
¹ へ 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百十七条、第	へ 労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号) 第百十七条、第
イ〜ホ (略)	イ〜ホ (略)
五年を経過しない者	五年を経過しない者
行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して	行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して
罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執	罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執
コ 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる	二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる
一 (略)	一 (略)
各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。	各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。
第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の	第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の
(許可の基準)	(許可の基準)
現行	改正案

2 \ 4

(略)

三〜九(略)に関する法律第五十八条の罪

(略)

九 (略)件の整備等に関する法律第五十八条の罪

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
Î
部
分

改正案	現
(報酬給与額の算定の方法)	(報酬給与額の算定の方法)
第七十二条の十五(略)	第七十二条の十五 (略)
2 法人が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護	2 法人が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業
等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下この項において	条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下この
「労働者派遣法」という。)第二十六条第一項又は船員職業安定法	項において「労働者派遣法」という。)第二十六条第一項又は船員
(昭和二十三年法律第百三十号)第六十六条第一項に規定する労働	職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六十六条第一項に規
者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣(労働者派遣法	定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣(労
第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下この項において同	働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下この項
じ。)若しくは船員派遣(船員職業安定法第六条第十一項に規定す	において同じ。)若しくは船員派遣(船員職業安定法第六条第十一
る船員派遣をいう。以下この項において同じ。)の役務の提供を受	項に規定する船員派遣をいう。以下この項において同じ。)の役務
け、又は労働者派遣若しくは船員派遣をした場合には、前項の規定	の提供を受け、又は労働者派遣若しくは船員派遣をした場合には、
にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定	前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当
める金額をもつて当該法人の報酬給与額とする。	該各号に定める金額をもつて当該法人の報酬給与額とする。
一•二 (略)	一•二 (略)

○出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)(附則第十四条関係)

傍
線
部
分
は
改改
光
部
分
\mathcal{I}

	特在	知 五 六 十 表 十 二 第 一 条 一	
	特定活動在留資格	条の	
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働 のいずれかに該当するものとして特に指定する活動 イ (略) に関する産業の発展に資するものとして法務省 令で定める要件に該当する事業活動を行う機関で あつて、法務大臣が指定するものに限る。)との 契約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から 契約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から	法務大臣が個々の外国人について次のイからニまで本邦において行うことができる活動	五六十一条の二の八関係)六十一条の二の八関係)十二条の三、第二十二条の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第表第一(第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第二	改 正 案
		別	
	特定活動在留資格	五 十二条の三、 六十一条の三、	
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働 でに関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二 に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二 令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものとして法務省 契約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から 契約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から 要約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から 要約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から 要約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から を	法務大臣が個々の外国人について次のイからニまで本邦において行うことができる活動	五六十一条の二の八関係)十二条の三、第二十二条の四、第二十四条、第六十一条の二の二、十二条の三、第二十二条の四、第二十四条、第六十一条の二の二、表第一(第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第	現 行

機関の事業所)において自然科学又は人文科学の 他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の 者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十 分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係 八号)第二条第二号に規定する派遣労働者として

る業務に従事する活動

(略)

ハ・ニ (略)

、当該他の機関の事業所)において自然科学又は 働者として他の機関に派遣される場合にあつては 法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労 者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年 報処理に係る業務に従事する活動 人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情

〇最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号) (附則第十四条関係)

低賃金額により第四条の規定を適用する。	より第四条の規定を適用する。
地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最	域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額に
る派遣先の事業をいう。第十八条において同じ。)の事業場の所在	事業をいう。第十八条において同じ。)の事業場の所在地を含む地
労働者」という。) については、その派遣先の事業 (同項に規定す	いう。)については、その派遣先の事業(同項に規定する派遣先の
条第一項に規定する派遣中の労働者(第十八条において「派遣中の	規定する派遣中の労働者(第十八条において「派遣中の労働者」と
条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四	等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条第一項に
第十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業	第十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護
(派遣中の労働者の地域別最低賃金)	(派遣中の労働者の地域別最低賃金)
現行	改正案

(傍線部分は改正部分)

○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(附則第十四条関係)

別表第一

(略)						労働省	六十七	(略)	別表第一	
						П	厚生		(第三	
(略)		する事務であつて総務省令で定めるもの	、第十六条第一項若しくは第十九条の届出に関	法第十条第二項の更新又は同法第十一条第一項	八十八号)による同法第五条第一項の許可、同	働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労	(略)	十条の七関係)	改正案
									別表第	
(略)						労働省	六十七	(略)	第一	
							厚生		(第三	
(略)	もの	の届出に関する事務であつて総務省令で定める	一条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条	の許可、同法第十条第二項の更新又は同法第十	十年法律第八十八号)による同法第五条第一項	働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労	(略)	一十条の七関係)	現行

(傍線部分は改正部分)

○土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)(附則第十四条関係)

(傍線部分は改正部分)

2 (略)	ない。	、当該土砂	ために相当	し、又は禁-	、六箇月以	為があつた	法第四十五	法(昭和四-	四十四条の日	(昭和六十)	派遣事業の流	若しくは同語	九号)第五名	車の運転に	第八条 国土	
		寺運搬大型自動車を対	の注意及び監督が尽くされたことの	止することができる。	内の期間を定めて、-	たときは、当該土砂等に	条の規定により適用が	十七年法律第五十七 _日	規定により適用され ¹	和六十年法律第八十八号。	適正な運営の確保及び	同法第四十条の規定に対	条、第三十二条、第三	転に係る労働につき、労気	国土交通大臣は、土砂等の	改
		土砂等運搬大型自動車を使用する者については、	証明	。ただし、当該違反行	土砂等運搬大型自動車	土砂等運搬大型自動車を使用する者に対	の規定により適用される場合を含む。)に違反する	四十七年法律第五十七号)第六十八条の規定	の規定により適用される場合を含む。)又は労働安全衛生	以下「労働者派遣法」という。	確保及び派遣労働者の保護等に	の規定に基づいて発する命令の規定	第三十五条若しくは第二	労働基準法(昭和二十二年法律第	の運搬のための土砂な	案
2		は、この限りで	があつたときは	行為を防止する	車の使用を制限	用する者に対し	に違反する行	定(労働者派遣	は労働安全衛生	」という。)第	等に関する法律	の規定(労働者	しくは第三十七条の規定	二年法律第四十	の土砂等運搬大型自動 第	
略)	この限りでない。	つたときは、当該土砂	を防止するために相当	使用を制限し、又は禁	る者に対し、六箇月以	違反する行為があつた	労働者派遣法第四十五	働安全衛生法(昭和四	いう。)第四十四条の	関する法律(昭和六十	派遣事業の適正な運営の	若しくは同法第四十条	九号)第五条、第三十	車の運転に係る労働に	第八条 国土交通大臣は、	
		砂等運搬大型自動車を使用する者については、	の注意及び監督が尽くされたことの証	禁止することができる。	以内の期間を定めて、十	ときは、当該土砂等軍	条の規定により適用さ	十七年法律第五十七号	規定により適用される	年法律第八十八号。以	の確保及び派遣労働者	法第四十条の規定に基づいて発する命令の規定	二条、第三十五条若上	につき、労働基準法(昭		現行
		角する者については、	されたことの証明があ	ただし、当該違反行為	土砂等運搬大型自動車の	たときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用す	五条の規定により適用される場合を含む。)に	四十七年法律第五十七号)第六十八条の規定(の規定により適用される場合を含む。)又は労	十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」と	確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に	,る命令の規定 (労働者	第三十二条、第三十五条若しくは第三十七条の規定	(昭和二十二年法律第四十	土砂等の運搬のための土砂等運搬大型自動	

○社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)(附則第十四条関係)

	呆蒦等こ関する去聿(召与六十手去聿第八十八号) 二十の十一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の	一~二十の十 (略)	別表第一(第二条関係)	改正案
(略) (略)		一〜二十の十 (略)	別表第一(第二条関係)	現

(傍線部分は改正部分)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(附則第十四条関係)

三十九~五十四 (略) 三十	le	等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五章に規定する	三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護 三十	七 (略)	(第二条関係) 別表 -	改正案
二十九~五十四 (略)	に規定する罪	条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五章	三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業	一~三十七 (略)	(第二条関係)	現

(傍線部分は改正部分)

○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)(附則第十四条関係)

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
\triangle
刀
\sim

法第四十四条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。	条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項側者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下この現において「労働者派遣法」という。)第四十四条第二項の規定にあっては労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労ニ条の三、第三十二条の四第一項及び第二項並びに第三十六条第一
	等設定改善委員会でその委員の五分の四以上の多数による議決によ等設定改善委員会でその委員の五分の四以上の多数による議決によ
改善委員会」という。)が設置されている場合において、労働時間等設定 掲げる要件に適合するもの(以下この条において「労働時間等設定等) (労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例	改善委員会」という。)が設置されている場合において、労働時間第七条 前条に規定する委員会のうち事業場ごとのものであって次に等) (労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例
現行	改正案

当該決議を含む。)」として、 項及び第四項、 項及び第三十六条第三項において「決議」という。)を含む。 事業場の使用者 とあるのは「同意 を除き、以下同じ。)」と、同法第三十二条の四第二項中「同意! に規定する労働時間等設定改善委員会の決議(第三十二条の四第二 いて決議が行われたときは、 において「労働時間に関する規定」という。)に規定する事項につ 次項において同じ。)」と、「当該協定」とあるのは ついては、労働基準法第三十二条の二第一項中「協定」とあるのは 一条の四第三項及び第三十六条第二項から第四項までの規定を含む 「代表する者」とあるのは 第三十二条の四第四項、 及び同法第百六条第一項の規定を適用する (労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第七条第一項 第三十八条の二第三項並びに第三十八条の三第二項 (労働基準法第十条に規定する使用者をいう。) に (決議を含む。)」と、 第三十二条の五第三項、第三十六条第三 「代表する者 当該労働時間等設定改善委員会に係る 労働時間に関する規定 (決議をする委員を含む。 同法第三十六条第三項中 「当該協定 (同法第三十 次項

<u>\{\pm\}</u> (略 略

2

含む。 当該協定 規定を含む。) 同法第三十二条の四第三項及び第三十六条第二項から第四項までの 員を含む。 条第三項中 中「同意」とあるのは「同意 の三第二項を除き、 十六条第三項及び第四項、 条の四第二項及び第三十六条第三項において「決議」という。)を 七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会の決議(第三十二 とあるのは いう。)については、労働基準法第三十二条の二第一項中「協定 員会に係る事業場の使用者 る事項について決議が行われたときは、 以下この項において「労働時間に関する規定」という。)に規定す 次項、 (当該決議を含む。)」として、 次項において同じ。)」と、「当該協定」とあるのは 協定 「代表する者」とあるのは「代表する者 第三十二条の四第四項、 及び同法第百六条第一項の規定を適用する (労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第 以下同じ。)」と、同法第三十二条の四第二項 第三十八条の二第三項並びに第三十八条 (労働基準法第十条に規定する使用者を (決議を含む。)」と、 第三十二条の五第三項、 当該労働時間等設定改善委 労働時間に関する規定 (決議をする委 同法第三十六 第三

(略)

(略

2

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分

労働法(昭和六十三年法律第四十号)、中小企業における労働力	に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)、	る法律(昭和三十五年法律第百二十三号)、建設労働者の「日末日」ライディーティー・『年末の『尹子の『子子の『子子の『子子の『子子の『子子の『子子の『子子の『子子の『子子	法律(昭和四十六年法律第六十八号)、暲害者の雇用の促進等に	和六十年法律第八十八号)、高年齢者等の雇用の安定等に関する	業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭	、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)、労働者派遣事	退職金共済法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十六号)	和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法、中小企業	律(昭和四十四年法律第八十四号)、勤労者財産形成促進法(昭	二十二年法律第五十号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法	(昭和三十九年法律第百十八号)、労働者災害補償保険法(昭和	全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、労働災害防止団体法	定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)、労働安	四 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働時間等の設	一~三 (略)	第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。	(労働政策審議会)	改正案
号)、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)、中小企業にお	労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三(十分)	る 法		る法律(昭和六十年法律第八十八号)、高年齢者等の雇用の安定	業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関す	、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)、労働者派遣事	退職金共済法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十六号)	和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法、中小企業	律(昭和四十四年法律第八十四号)、勤労者財産形成促進法(昭	二十二年法律第五十号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法	(昭和三十九年法律第百十八号)、労働者災害補償保険法(昭和	全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、労働災害防止団体法	定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)、労働安	四 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働時間等の設	一~三 (略)	第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。	(労働政策審議会)	現行

等の人材確保の促進に関する法律 管理の改善等に関する法律 成五年法律第七十六号)及び家内労働法 七十六号)、 又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 用 促進法、 林業労働力の確保の促進に関する法律 の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法 に関する法律 確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の (昭和四十七年法律第百十三号)、 雇用保険法 の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること 勤労青少年福祉法 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成三年法律第五十七号)、 (昭和四十九年法律第百十六号)、 (昭和四十五年法律第九十八号)、 (平成四年法律第六十三号)、 (平成四年法律第八十六号)、 育児休業、 (平成八年法律第四十五号 (昭和四十五年法律第六 介護労働者の雇用 (平成三年法律第 介護休業等育児 職業能力開発 看護師 伞 雇 促

八号)、 る法律 働者の雇用管理の改善等に関する法律 \mathcal{O} け 年法律第六十号) 三年法律第七十六号) 休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 に関する法律 業能力開発促進法、 第四十五号)、 十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法律 改善の促進に関する法律 る労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための 看護師等の人材確保の促進に関する法律 (平成五年法律第七十六号) 及び家内労働法 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等 (昭和四十七年法律第百十三号)、 雇用保険法 の規定によりその権限に属させられた事項を処 勤労青少年福祉法 短時間労働者の雇用管理の改善等に関す (平成三年法律第五十七号) (昭和四十九年法律第百十六号)、 (昭和四十五年法律第九十 (平成四年法律第六 (平成四年法律第八 育児休業、 (平成八年法律 (昭和四十五 雇 八十三号 介護労 用 (平成 介護 管理 職

略

2

2

略

理すること。

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)(附則第十四条関係)

(傍線部分
(傍線部分は改正部分)
$\overline{}$

四十九~六十八(略)四十九~六十八(略)の罪の罪の罪の罪の罪の罪の罪の罪を有害業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四条第一項に係外条(有害業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四条第一項に係条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十	四十九~六十八 (略) 実務目的労働者派遣)の罪又は同法第四条第一項に係る同法第五業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四条第一項に係る同法第五業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四条第一項に係る同法第五
第五十九条関係) 第五十九条関係)	(宮口で一旦は書等(一人号)等記っ人号遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者)
別表 (第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、現	別表 (第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、改 正 案

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分

改 正 案	現
(定義)	(定義)
第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者(労働基準法 (笋	第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者(労働基準法(
昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者をいう。以	昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者をいう。以
下同じ。)が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的そ	下同じ。)が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的そ
の他の不正の目的でなく、その労務提供先(次のいずれかに掲げる	の他の不正の目的でなく、その労務提供先(次のいずれかに掲げる)
事業者(法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。	事業者(法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。
)をいう。以下同じ。)又は当該労務提供先の事業に従事する場合)をいう。以下同じ。)又は当該労務提供先の事業に従事する場合
におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事	におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事
実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若	実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若
しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者(以下「労務提供先等	しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者(以下「労務提供先等
」という。)、当該通報対象事実について処分(命令、取消しその	」という。)、当該通報対象事実について処分(命令、取消しその
他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)若しくは勧告等	他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)若しくは勧告等
(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。) をする権	(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。)をする権
限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報する	限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報する
ことがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必	ことがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必
要であると認められる者(当該通報対象事実により被害を受け	要であると認められる者(当該通報対象事実により被害を受け又は
又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位	受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その
その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号にお	他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において

いて同じ。)に通報することをいう。

(略)

一 当該労働者が派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保 一 当該労働者が派遣労働者に係る労働者派遣法」という。) 第二条第二号に 規定する派遣労働者をいう。以下同じ。) である場合において、 規定する派遣労働者をいう。以下同じ。) である場合において、 規定する派遣労働者をいう。以下同じ。) 第二条第二号に 規定する派遣労働者が派遣等(関する法律) (昭和六十年法律第八十八 という。) 第二条第二号に

2~4 (略)

一 (略)

同じ。)に通報することをいう。

する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。)の役務のを第二号に規定する派遣労働者に係る労働者派遣、同条第一号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)である場合条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)である場合条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)第二条第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。)第二とが消費者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法との確保)の登録者が派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保)

三 (略)

提供を受ける事業者

2~4 (略)

- 93 -

律(平成二十一年法律第七十九号) ○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法 (附則第十四条関係)

(傍線部分は改正部分)

関する法律第六条第一号関する法律第六条第一号	5	三条の二第一項」に改める。	第四十五条 次に掲げる法律の規定中「第七十三条の二」を「第七十	附則	改正案
の整備等に関する法律第六条第一号の整備等に関する法律第六条第一号の整備等に関する法律第六条第一号	〜四 (略)	三条の二第一項」に改める。	第四十五条 次に掲げる法律の規定中「第七十三条の二」を「第七十	附則	現

○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則第十五条関係)

(傍線部分は改正部分)

一一~八十 (略)	認定、指定又は技能証明の事項	登記、登録、特許、免許、許可、認可、	九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)	条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―別表第一(課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、	係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。	第二項(業務等)の規定による届出については、これを当該許可に	の安定等に関する法律(昭和四十六年法律	許可)の有料の職業紹介事業の許可とみなされる高年齢者等の	二十二年法律第百四十一号)第三十条第一項	第三十四条の二 別表第一第八十一号の規定により職業安定法	扱い)	(届出が有料職業紹介事業の許可とみなされる場合の当該届出の取	改正
	課税標準 税 率		条関係)	条、第十七条の三―第十(第二条、第五条、第九	定を適用する。	ては、これを当該許可に	(昭和四十六年法律第六十八号) 第四十二条	される高年齢者等の雇用	項(有料職業紹介事業の	により職業安定法(昭和		れる場合の当該届出の取	案
一一一一一一一一一一一一一一一	認定、指定又は技能証明の事項	登記、登録、特許、免許、許可、認可、	九条、第二十三条、第二十四条、	条、第十条、第十三条、第十五条別表第一 課税範囲、課税標準及び			<u> </u>	701	921	<u> 4 н</u> ј		4/4	現行
	課税標準 税 率			―第十七条、第十七条の三―第十税率の表(第二条、第五条、第九									

(三) (六) (略)	可(更新の許可を除く。)の許可)の一般労働者派遣事業の許第五条第一項(一般労働者派遣事業の許	法律(昭和六十年法律第八十八号)保及び派遣労働者の保護等に関する二 労働者派遣事業の適正な運営の確	を除く。)の職業紹介事業の許可(更新の許可(職業安定法第三十条第一項の有料	料の職業紹介事業の許可とみなす。 現定による許可とみなされる場合における当該届出は、有機業安定法第三十条第一項(有料職業紹介事業の許可)の職業安定法第三十条第一項(有料職業紹介事業の許可)の	(注) 馬三冷音の雇用の安三音に関いる法律等国人に受得人士 有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可八十一 有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可
(略)		許 可 件 数	許可件数	(有料職業紹介事業の許可) (有料職業紹介事業の許可) る場合における当該届出は、 る場合における当該届出は、	の許可の許可を表別の許可の許可を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を
(略)		九万円一件につき	九万円	開出は、有別によりに対象を	(介事業若し)
(三) (六) (略)	亩 示 冬	等に関する法律(昭和六十年法律第二、労働者派遣労働者の就業条件の整備工、労働者派遣事業の適正な運営の確	紹介事業の許可(更新の許可を除く 西四十一号)第三十条第一項(有料 職業紹介事業の許可)の有料の職業		くは建設業務労働者就業機会確保事業の 港湾労働者派遣事業の許可又は建設業な
	<u></u> 許五 1	等に関する法律 (昭和六十年法律第一年及び派遣労働者の就業条件の整備 (略) () 労働者派遣事業の適正な運営の確 (略)	紹介事業の許可(更新の許可を除く		建 労

八十二~百五十九 (略)	

〇建設労働者の雇用の改善等に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇雇用対策法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇職業安定法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇船員職業安定法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇地方独立行政法人法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇独立行政法人通則法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇労働基準法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇行政手続法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
•	•		:	•	•	•		:	:	
									•	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
			:	:	:	:	:	:		
	•			•	•	•		•		
								•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	. –	•	•	•	•	•	•	•	•	
15	15	8	7	7	7	6	6	5	1	

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

参照条文

- ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号)
- 第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。
- において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。) 港湾運送業務(港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾
- いう。) 建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務を
- 三 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働 させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務 者派遣(次節、第二十三条第二項及び第三項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。)により派遣労働者に従事
- 2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 いずれかに該当する業務に従事させてはならない。 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号の

(一般労働者派遣事業の許可)

第五条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所
- 二 一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地
- 四 第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所
- 3 前項の申請書には、一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなけ
- 派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。
 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、 労働者
- 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、 あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(事業の廃止)

- 第十三条 一般派遣元事業主は、当該一般労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、 臣に届け出なければならない。 厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大
- 2 前項の規定による届出があつたときは、第五条第一項の許可は、その効力を失う。

(事業の廃止)

第二十条 特定派遣元事業主は、 当該特定労働者派遣事業を廃止したときは、 遅滞なく、 その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

ればなら

ならない。 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、 派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、 労働者派遣の役務の提供を受けて

第二十六条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。) の当事者は、厚生労働省令で ければならない。 定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、 次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めな

- 一派遣労働者が従事する業務の内容
 派遣労働者が従事する業務の内容
 派遣労働者が従事する業務の内容
 派遣労働者が従事する業務の内容
 派遣労働者が従事する業務の内容
 派遣労働者が従事する業務の内容
 派遣労働者が従事する業務の内容
 派遣労働者が従事する業務の内容 (以 下 「派遣就業」という。

- 2 派遣元事業主は、前項第四号に掲げる労働者派遣の期間(第四十条の二第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る労働者派遣の期間を除く。 状況、当該業務の処理の実情等を考慮して定める期間を超える定めをしてはならない。)については、厚生労働大臣が当該労働力の需給の適正な調整を図るため必要があると認める場合において業務の種類に応じ当該労働力の需給の
- 3 前二項に定めるもののほか、派遣元事業主は、労働者派遣契約であつて海外派遣に係るものの締結に際しては、 厚生労働省令で定めるところに
- 二 第四十二条第一項の派遣先管理台帳の作成、同項各号に掲げる事項の当該台帳への記載及び同条第三項の厚生労働省令で定める条件に従つた一 第四十一条の派遣先責任者の選任 より、当該海外派遣に係る役務の提供を受ける者が次に掲げる措置を講ずべき旨を定めなければならない。 通知
- 受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨を明示しなければならない。4 派遣元事業主は、第一項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たつては、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、第五条第三 その他厚生労働省令で定める当該派遣就業が適正に行われるため必要な措置 一項 の許可を
- とする者は、第一項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供5 第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けよう が開始される日以後当該業務につい て同条第 一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

- 6 とする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。 派遣元事業主は、第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けよう
- 遺に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない。 (紹介予定派遣を除く。)の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づく労働者

(労働者派遣の役務を受ける期間

派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。 第三項において同じ。)について

- の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務 次のイ又は口に該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその 定用
- その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

- 二 前号に掲げるもののほか、次のイ又は口に該当する業務 その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務

- 口 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているも その業務が一箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の一箇月間の所定労働日数に比し相当程度
- における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働者の業務 休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業をする場合 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項及び第二項の規定により休業し、
- 兀 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業 及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務
- 2 前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。
- 次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合 その定められている期間
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 一年
- 派遣の役務の提供を受けようとするときは、 間を定めなければならない。 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、 あらかじめ、 厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期 派遣元事業主から一年を超え三年以内の期間継続して労働者
- がある場合においてはその労働組合に対し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し、当該・派遣先は、前項の期間を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合 期間を通知し、その意見を聴くものとする。
- きは、速やかに、当該労働者派遣をする派遣元事業主に対し、 派遣先は、労働者派遣契約の締結後に当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る業務について第三項の期間を定め、又はこれを変更したと 当該業務について第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければな

6 大臣は、 あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。 第一項第一号の政令の制定若しくは改正の立案をし、又は同項第三号若しくは第四号の厚生労働省令の制定若しくは改正をし

(労働基準法の適用に関する特例)

第四十四条 労働基準法第九条に規定する事業(以下この節において単に「事業」という。)の事業主(以下この条において単に「事業主」という。 罰則の規定を含む。)を適用する。 使用される者及び家事使用人を除く。)であつて、当該他の事業主(以下この条において「派遣先の事業主」という。)に雇用されていないもの 派遣先の事業」という。)もまた、派遣中の労働者を使用する事業とみなして、同法第三条、第五条及び第六十九条の規定(これらの規定に係る に雇用され、他の事業主の事業における派遣就業のために当該事業に派遣されている同条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業に (以下この節において「派遣中の労働者」という。)の派遣就業に関しては、当該派遣中の労働者が派遣されている事業(以下この節において「

- 2 派遣中の労働者の派遣就業に関しては、派遣先の事業のみを、派遣中の労働者を使用する事業とみなして、労働基準法第七条、 当該派遣元の事業の事業場の」と、同法第三十二条の四第一項及び第二項中「当該事業場に」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業 働者派遣契約に基づきこの条の規定による労働時間により労働させることができるもの」と、「当該事業場の」とあるのは「派遣元の使用者が、 第三項に規定する派遣元の使用者(以下単に「派遣元の使用者」という。)が、当該派遣元の事業(同項に規定する派遣元の事業をいう。以下同 とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十四条 第四十一条、第六十条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十四条の三及び第六十六条から第六十八条までの規定並びに当該規定に基づい 庁に」とあるのは「及びこれを行政官庁に」とする。 に準ずるものにより」と、「とした労働者」とあるのは「とした労働者であつて、当該労働者に係る労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労 じ。)の事業場に」と、同法第三十二条の三中「就業規則その他これに準ずるものにより、」とあるのは「派遣元の使用者が就業規則その他これ て発する命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第三十二条の二第一項中「当該事業場に」 三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第三項まで、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条第一項、 事業場に」と、同法第三十六条第一項中「当該事業場に」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業の事業場に」と、「これを行政官
- 労働者を労働させたならば、同項の規定により適用される同法第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項ただし書、第四十条、第 に規定する使用者とみなされることとなる者が当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該労働者派遣に係る派遣 労働者派遣をする事業主の事業(以下この節において「派遣元の事業」という。)の労働基準法第十条に規定する使用者(以下この条にお 「派遣元の使用者」という。)は、労働者派遣をする場合であつて、前項の規定により当該労働者派遣の役務の提供を受ける事業主の事業の同条 基準法令の規定」という。)に抵触することとなるときにおいては、当該労働者派遣をしてはならない。 第六十四条の二若しくは第六十四条の三の規定又はこれらの規定に基づいて発する命令の規定(次項において「労
- 第十条に規定する使用者とみなされる者において当該労働基準法令の規定に抵触することとなつたときに限る。)は、 7十条に規定する使用者とみなされる者において当該労働基準法令の規定に抵触することとなつたときに限る。)は、当該派遣元の使用者は当該派遣元の使用者が前項の規定に違反したとき(当該労働者派遣に係る派遣中の労働者に関し第二項の規定により当該派遣先の事業の労働基準法 、働基準法令の規定に違反したものとみなして、同法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定を適用する。
- 前各項の規定による労働基準法の特例については、同法第三十八条の二第二項中「当該事業場」とあるのは「当該事業場(労働者派遣事業の適 な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (以下「労働者派遣法」という。) 第二十六条第一項に規定する派遣就業にあつ

協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議」とあるのは「協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議(派遣先 」と、同法第百六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律(労働者派遣法第四十四条の規定を含む。以下この項において同じ。)」と、「 この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令の規定(労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。)又は同条第三項の規定 法律違反の罪」とあるのは「この法律(労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。)の違反の罪(同条第四項の規定による第 条の二、第百五条の二、第百六条第一項及び第百九条中「使用者」とあるのは「使用者(派遣先の使用者を含む。)」と、同法第百二条中「この の使用者にあつては、この法律及びこれに基づく命令の要旨)」と、同法第百十二条中「この法律及びこの法律に基いて発する命令」とあるのは 百十八条、第百十九条及び第百二十一条の罪を含む。)」と、同法第百四条第一項中「この法律又はこの法律に基いて発する命令」とあるのは「 びに第百四条の二中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十四条の規定」と、同法第百一条第一項、第百四条第二項、 者とみなされる者をいう。以下同じ。)が就かせたときを含む。)」と、同法第九十九条第一項、第三項及び第四項、第百条第一項及び第三項並 せたとき(派遣先の使用者(労働者派遣法第四十四条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する派遣先の事業の第十条に規定する使用 ては、労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業の事業場)」と、同法第三十八条の三第一項中「就かせたとき」とあるのは 「この法律及びこの法律に基づいて発する命令の規定(労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。)並びに同条第三項の規定 として、これらの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。

この条の規定により労働基準法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、 命令で定める

(指導、助言及び勧告)

行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は第四十八条 厚生労働大臣は、この法律(前章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。)の施 記な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

働者派遣事業の目的及び内容を変更するように勧告することができる。ている場合(第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める場合を除く。)において必要があると認めるときは、 厚生労働大臣は、労働力需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われ 当該派遣元事業主に対し、

○行政手続法(平成五年法律第八十八号)(抄

(聴聞の通知の方式)

第十五条 掲げる事項を書面により通知しなければならない。 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、 不利益処分の名あて人となるべき者に対し、

- 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 一 不利益処分の原因となる事実
- 一聴聞の期日及び場所
- 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、 及び証拠書類又は証拠物 。 以 下 「証拠書類等」という。 を提出し、 又は聴聞の期日 への出頭に代えて陳

述書及び証拠書類等を提出することができること。

- 二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に「行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及 掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したもの
- ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれ がある団体をいう。
- 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七六五四 暴力的要求行為第九条の規定に違反する行為をいう。
- て同条各号に掲げる行為をすることをいう。 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示し

別表 (第二条関係)

一~三十七 (略)

三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 三十九~五十四 (略 (昭和六十年法律第八十八号) 第五章に規定する罪

○労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

(休業手当)

第二十六条 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、 を支払わなければならない。 休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当

(産前産後)

第六十五条 使用者は、 六週間 (多胎妊娠の場合にあつては、 十四週間) 以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、 その者を就

業させてにならない

- 2 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者につい
-) 使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。て医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

○独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業 又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところに より設立される法人をいう。 であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及 必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。 ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが

○地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)(抄)

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実 ところにより地方公共団体が設立する法人をいう。 合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定める 施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人(第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。)のうち、 確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして第七条の規定により地方公共団体が定款で定める の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に その業務

○船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)(抄)

(定義)

第六条 この法律で「船員」とは、 のをいう。 船員法 (昭和二十二年法律第百号)による船員及び同法による船員でない者で日本船舶以外の船舶に乗り組むも

2 この法律で「船員職業紹介」とは、 求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における船員雇用関係の成立をあつせんすることをい

3 この法律で「船員職業紹介事業」とは、船員職業紹介を業として行うことをいう。

- 業紹介事業を行う者をいう。 この法律で「無料船員職業紹介事業者」とは、第三十四条第一項の許可を受けて、又は第四十条第一項の規定による届出をして、 無料の船員職
- 5 この法律で「職業指導」とは、船員の職業に就こうとする者に対し、その者に適当な職業の選択及び職業に対する適応を容易にさせるために必 要な指示、助言その他の指導を行うことをいう。
- 6 扱法、救急法、海事用語、船内紀律その他海上労働において必要な基本的かつ実用的知識及び技能を授けることをいう。 この法律で「部員職業補導」とは、部員になろうとする者に対し、部員の職業に就くことを容易にさせるために、救命艇おろし方、 ボイラー 取
- 7 することをいう。 この法律で「船員の募集」とは、 船員を雇用しようとする者が自ら又は他人をして船員となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘
- 8 この法律で「船員労務供給」とは、 するものを含まないものとする。 供給契約に基づいて人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させることをいい、 船員派遣に該当
- 9 この法律で「船員労務供給事業」とは、船員労務供給を業として行うことをいう。
- 10 組合(以下単に「労働組合」という。)その他これに準ずるものであつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)をいう。 この法律で「無料船員労務供給事業者」とは、第五十一条の許可を受けて、無料の船員労務供給事業を行う労働組合等 (労働組合法による労働
- 11 ? この法律で「派遣船員」とは、船舶所有者が常時雇用する船員であつて、船員派遣の対象となるものをいう。 ために船員として労務に従事させることをいい、当該他人に対し当該船員を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。 この法律で「船員派遣」とは、船舶所有者が、自己の常時雇用する船員を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、
- この法律で「船員派遣事業」とは、船員派遣を業として行うことをいう。
- この法律で「船員派遣元事業主」とは、第五十五条第一項の許可を受けて、船員派遣事業を行う者をいう。
- 16 15 14 13 12 この法律で「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの この法律 (第三章第四節第二款第四目を除く。)で「派遣先」とは、船員派遣元事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者をいう。 (他の情報と照合することにより特定の
- (を識別することができることとなるものを含む。) をいう。
- ○職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号) 抄
- 第四条 この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあつせんすることを いう。
- 2 この法律において 「無料の職業紹介」とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。
- 3 この法律において「有料の職業紹介」とは、無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。
- 4 に適合する職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を増大させるために行う指導をいう。 この法律において「職業指導」とは、職業に就こうとする者に対し、実習、講習、指示、 助言、 情報の提供その他の方法により、 その者 1の能力
- (5) 用者となることを勧誘することをいう。 この法律において「労働者の募集」とは、労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人に委託して、 労働者となろうとする者に対し、 その
- この法律において 「労働者供給」とは、 供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、 労働者派遣事業の

6

個

に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。 適正な運 【営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号。 以下「労働者派遣法」という。)第二条第一号

- 条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。 この法律において「職業紹介事業者」とは、第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項、
- 8 れに準ずるものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。 この法律において「労働者供給事業者」とは、第四十五条の規定により労働者供給事業を行う労働組合等 以下同じ。)をいう。 (労働組合法による労働組合その他こ
- 9 定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。 この法律において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより特

(職業安定機関と職業紹介事業者等の協力)

第五条の二 職業安定機関及び職業紹介事業者又は労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、 働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するように努めなければならない。 雇用情報の充

(労働条件等の明示)

第五条の三 公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者(第三十九条に規定する募集受託者をいう。)並びに労働 応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなけ者供給事業者(次条において「公共職業安定所等」という。)は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に ればならない。

- 2 求人者は求人の申込みに当たり公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対 それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。
- 3 前二項の規定による明示は、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、 わなければならない。 厚生労働省令で定める方法により

(求職者等の個人情報の取扱い)

第五条の四 求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。 以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で 他正当な事由がある場合は、この限りでない。 公共職業安定所等は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個 ただし、 本人の同意がある場合そ

公共職業安定所等は、 求職者等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(求人の申込み)

第五条の五 その申込みの内容である賃金、 の申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認めるとき、又は求人者が第五(公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求人の申込みはすべて受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反する

条の三第二項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。

(求職の申込み)

第五条の六 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、 ときは、これを受理しないことができる。 求職の申込みはすべて受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反する

2 うことができる 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、 特殊な業務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、 試問及び技能の検査を行

(求職者の能力に適合する職業の紹介等)

第五条の七 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、 合する求職者を紹介するように努めなければならない。 その雇用条件に適

(有料職業紹介事業の許可

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

一 法人にあつては、その役員の氏名及び住所 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

有料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地

五四 第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者の氏名及び住所

その他厚生労働省令で定める事項

前項の申請書には、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなけ ればなら

4 業紹介に関する事項を記載しなければならない。 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、 有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の見込数その他職

(5) 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、 あらかじめ、 労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

第一項の許可を受けようとする者は、 実費を勘案して厚生労働省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

場合

第三十二条の三 第三十条第一項の許可を受けた者(以下「有料職業紹介事業者」という。)は、 る名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。 次に掲げる場合を除き、 職業紹介に関し いかな

あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表(手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。)に基づき手数料を徴収する職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合

- ができる。 該求職者の利益のために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、同項各号に掲げる場合に限り、 有料職業紹介事業者は、 前項の規定にかかわらず、求職者からは手数料を徴収してはならない。ただし、手数料を求職者から徴収することが当 手数料を徴収すること
- 4 二 手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められるとき。一 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。 に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。 厚生労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表に基づく手数料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第一項第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。 当該有料職業紹介事業者

- 数に応じ、許可証を交付しなければならない。第三十二条の四の厚生労働大臣は、第三十条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、 有料の職業紹介事業を行う事業所の
- しなければならない。 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、 有料の職業紹介事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、 関係者から請求があつたときは提示
- 交付を受けなければならない。
 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、 速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、 許可証 0 再

(事業の廃止

- 第三十二条の八 生労働大臣に届け出なければならない。 有料職業紹介事業者は、当該有料の職業紹介事業を廃止したときは、 遅滞なく、 厚生労働省令で定めるところにより、 その旨を厚
- 前項の規定による届出があつたときは、第三十条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

- 第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 第三十条第一項の許可を取り消すことができる。
- 第三十二条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当しているとき。
- 三 第三十二条の五第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。 二 この法律若しくは労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき
- を命ずることができる。 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止

(名義貸しの禁止

第三十二条の十 有料職業紹介事業者は、 自己の名義をもつて、 他人に有料の職業紹介事業を行わせてはならない

(取扱暗業の範囲)

- 第三十二条の十一 有料職業紹介事業者は、港湾運送業務(港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務又は同条第一号に規定する港湾以 求職者に紹介してはならない。 事業においてその職業のあつせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業を 建設、改造、保存、修理、 の港湾において行われる当該業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務をいう。)に就く職業、建設業務(土木、建築その他工作物の 変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)に就く職業その他有料の職業紹介
- 用しない。 第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、 有料職業紹介事業者に係る前項に規定する職業に係る求人の申込み及び求職の申込みについては、

(取扱職業の範囲等の届出等)

を変更したときも、同様とする。

- 第三十二条の十二 有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者は、その有料の職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その 業務の範囲(以下この条及び次条において「取扱職種の範囲等」という。)を定めたときは、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。こ 他
- 第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。 有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者が、 前項の規定により、 取扱職種の範囲等を届け出た場合には、 第五条の五及び
- 、当該有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者に対し、 とができる。 厚生労働大臣は、第一項の規定により届け出られた取扱職種の範囲等が、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであると認めるときは 期限を定めて、 当該取扱職種の範囲等を変更すべきことを命ずるこ

(取扱職業の範囲等の明示等)

ところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。 容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定める第三十二条の十三 有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内

(帳簿の備付け)

第三十二条の十五 有料職業紹介事業者は、 その業務に関して、 厚生労働省令で定める帳簿書類を作成し、 その事業所に備えて置かなければならな

事業報告)

- 第三十二条の十六 書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。 有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、 有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告
- 前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の数、 する手数料の額その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。 職業紹介に

(職業紹介事業者の責務)

第三十三条の六 ように努めなければならない。 職業紹介事業者は、 当該事業の運営に当たつては、職業安定機関との連携の下に、 その改善向上を図るために必要な措置を講ずる

(厚生労働大臣の指導等)

第三十三条の七 に対し、 職業紹介の範囲、 厚生労働大臣は、 時期、 手段、 労働力の需要供給を調整するため特に必要があるときは、 件数その他職業紹介を行う方法に関し必要な指導、 厚生労働省令で定めるところにより、 助言及び勧告をすることができる。 職業紹介事業者

(準用)

第三十四条 」とあるのは「職業紹介事業者」と、同条第二項中「公共職業安定所は」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を職業紹介事業者に通報するも のとし、 当該通報を受けた職業紹介事業者は、」と読み替えるものとする。 第二十条の規定は、職業紹介事業者が職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中 「公共職業安定所

(指金

第四十八条 募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。 厚生労働大臣は、 第三条、第五条の三、第五条の四、 第三十三条の六及び第四十二条に定める事項に関し、 職業紹介事業者、 労働者の

(指導及び助言)

第四十八条の二 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、 働者供給事業者に対し、 その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。 募集受託者及び労

(改善命令)

第四十八条の三 当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、 厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者が、その業務に関しこの法律の規定 これらの者に対し、

(厚生労働大臣に対する申告)

- 第四十八条の四 される労働者は、厚生労働大臣に対し、その事実を申告し、 する事実がある場合においては、当該職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた労働者又は当該労働者供給事業者から供給 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者がこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反 適当な措置を執るべきことを求めることができる。
- :置その他適当な措置を執らなければならない。 厚生労働大臣は、 前項の規定による申告があつたときは、 必要な調査を行い、 その申告の内容が事実であると認めるときは、 この法律に基づく

定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後にお② 有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、前項の秘密のほか、その業務に関して知り得た個人情報その他厚生労働省令で密を漏らしてはならない。有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。第五十一条 有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘 いても、 同様とする。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条第一項の規定に違反した者

定による許可の有効期間の更新、第三十三条第一項の許可、第三十六条第一項の許可又は第四十五条の許可を受けた者一の二 偽りその他不正の行為により、第三十条第一項の許可、第三十二条の六第二項(第三十三条第四項において準用 (第三十三条第四項において準用する場合を含む。)

二 第三十二条の九第二項(第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による 事業の停止の命令に違反した者

第三十二条の十(第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者 第三十二条の十一第一項の規定に違反した者

八七六五四 第三十三条第一項の規定に違反した者

第三十三条の三第二項において準用する第三十二条の九第一項の規定による事業の廃止の命令に違反した者

第三十六条第一項の規定に違反した者

第四十四条の規定に違反した者(条第二項の規定による労働者の募集の業務の廃止若しくは停止の命令に違反した者) 第四十一条第一項(第四十六条において準用する場合を含む。)の規定による労働者の募集の業務若しくは労働者供給事業の停止又は第四

九

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十一条第三項の規定に違反した者

第三十二条の三第一項又は第二項の規定に違反した者

第三十三条の二第一項又は第三十三条の三第一項の規定による届出をしないで、 無料の職業紹介事業を行つた者

第三十六条第二項又は第三項の規定に違反した者

第三十七条の規定による制限又は指示に従わなかつた者

第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第四十八条の三の規定による命令に違反した者

九八七六五四三 労働条件が法令に違反する工場事業場等のために、職業紹介、 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者 労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者、 又はこれに従事した者

次の各号のいずれかに該当する者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

- する申請書若しくは届出書又は第三十条第三項(第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準第三十条第二項(第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定 用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第三十二条の三第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第三十二条の七第一項(第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、若しくは虚 偽の届出をし、又は第三十二条の七第一項 偽の記載をして提出した者 (第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚
- 兀 届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第三十二条の八第一項(第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による
- 六 第三十二条の十五(第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して五 第三十二条の十四(第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者 帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者
- 第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした第四十九条又は第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 第五十一条第一項の規定に違反した者
- 反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十三条から前条までの違
- ○雇用対策法 (昭和四十一年法律第百三十二号)

第二条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所(職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号)の規定により公共職業安定所の

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)

業務の一部を分担する学校の長を含む。)及び同法の規定により許可を受けて、

又は届出をして職業紹介事業を行なう者をいう。

- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、 (許可の欠格事由
- くは刑法第二百四条、 であって政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第四十八条の規定を除く。)により、若し禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。下二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。 第二百六条、 第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、 暴力行為等処罰に関する法律

受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、 号)第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法 に係る部分に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過し は第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。)又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定 条の二、第百四条第一項(同法第百二条第一項又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。)、第百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第 百八十四条(同法第百八十二条第一項又は第二項の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条前段若しく 十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号) 第百二条第一項、 (昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第 船員保険法 (昭和十 四年法律第七十三 第百三

成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

兀 経過しない者 第四十条第一項 (第一号を除く。)の規定により建設業務労働者就業機会確保事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を

六 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

第六章 建設業務労働者就業機会確保事業

(建設業務労働者就業機会確保事業の許可)

第三十一条 建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする構成事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の名称及び所在地

第五条第一項の規定により選任された雇用管理責任者の氏名及び住所

3 前項の申請書には、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書、当該事業に係る実施計画について第十二 条第一項の認定があったことを証する書面その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとの当該事業に係る送出労働者 建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額その他建設業務労働者の就業機会確保に関する事項を記載しなければならない。

5 厚生労働大臣は、 第一項の許可をしようとするときは、 あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

禁錮以上の刑に処せられ、 又はこの法律若しくは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定 (次号に規定する規定を除く。

- 受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を くは刑法第二百四条、)であって政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定 第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律 (同法第四十八条の規定を除く。) により、
- 二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三 に係る部分に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、 は第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。)又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定 条の二、第百四条第一項(同法第百二条第一項又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。)、第百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第 五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法 号)第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法 百八十四条(同法第百八十二条第一項又は第二項の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条前段若しく 又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過し (昭和二十九年法律第百十五号)第百二条第一項、第百三(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第

兀

経過しない者 第四十条第一項(第一号を除く。)の規定により建設業務労働者就業機会確保事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

Ŧī. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

第三十三条 厚生労働大臣は、第三十一条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、 許可をしてはならない

- 申請者が、認定計画に従って建設業務労働者就業機会確保事業を行うものであること。
- 個人情報を適正に管理し、及び送出労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

申請者が、当該建設業務労働者就業機会確保事業の送出労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

厚生労働大臣は、第三十一条第一項の許可をしないときは、 前二号に掲げるもののほか、申請者が、当該建設業務労働者就業機会確保事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。 遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

- 第三十四条 う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。 厚生労働大臣は、第三十一条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務労働者就業機会確保事業を行
- 2 求があったときは提示しなければならない。 .可証の交付を受けた構成事業主は、当該許可証を、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、 関係者から請
- 3 可 許可証の交付を受けた構成事業主は、当該許可証を亡失し、 の再交付を受けなければならない。 又は当該許可証が滅失したときは、 速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出

て、 許

、許可の条件)

第三十五条 第三十一条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

前項の条件は、第三十一条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限 つ、当該許可を受ける構成事業主に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

許可の有效期間等)

第三十六条 第三十一条第一項の許可の有効期間(第三項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあっては、当該更新を受けた許可の 業主」という。)に係る認定計画において当該送出事業主が行うこととされている建設業務労働者就業機会確保事業の実施時期(以下この条にお 効期間。以下この条において「許可の有効期間」という。)は、当該許可の日(許可の有効期間の更新を受けた場合にあっては、更新前の許可の いて「実施時期」という。)の終了する日が到来する場合にあっては、実施時期の終了する日までの期間)とする。 有効期間が満了した日の翌日。以下この条において同じ。)から起算して三年(三年を経過する前に当該許可を受けた構成事業主(以下「送出事

- 受けている許可の有効期間)を当該許可の日から起算して三年(三年を経過する前に当該変更後の実施時期の終了する日が到来する場合にあって 施時期が変更されたとき(当該変更前の実施時期の終了する日及び当該変更後の実施時期の終了する日がいずれも許可の日から三年を経過した後 は、当該変更後の実施時期の終了する日までの期間)に変更しなければならない。 に到来するときを除く。)は、許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により変更を受けているときにあっては、当該変更を 厚生労働大臣は、認定計画について、第十四条第一項の規定による認定又は同条第二項の規定による届出に係る変更がなされた場合において実
- 新を受けなければならない。 き続き当該許可に係る建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする送出事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、)続き当該許可に係る建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする送出事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更許可の有効期間(当該許可の有効期間について前項の規定により変更を受けた場合にあっては、当該変更を受けた許可の有効期間)の満了後引
- ていないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。 前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があった場合において、 当該申請が第三十三条第一項各号に掲げる基準に適合し
- ついて準用する。 第三十一条第二項から第四項まで、 第三十二条(第四号を除く。)及び第三十三条第二項の規定は、 第三項に規定する許可の有効期間 の更新に

(変更の届出)

第三十七条 送出事業主は、第三十一条第二項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならな 事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。 い。この場合において、当該変更に係る事項が建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、 当該事業所に係る

- 2 第三十一条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。
- 3 定めるところにより、 厚生労働大臣は、第一項の規定により建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があったときは、 当該新設に係る事業所の数に応じ、 許可証を交付しなければならない。 厚生労働省令で

第三十八条 送出事業主は、第三十六条第二項の規定による許可の有効期間の変更を受けたとき、又は前条第一項の規定による届出をする場合にお いて当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

第三十九条 送出事業主は、当該建設業務労働者就業機会確保事業を廃止したときは、遅滞なく、 生労働大臣に届け出なければならない。 厚生労働省令で定めるところにより、 その旨を厚

(許可の取消し等)

- 第四十条 厚生労働大臣は、送出事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十一条第一項の許可を取り消すことができる。
- 第三十二条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当しているとき。
- 二 第十二条第三項第四号に規定する建設事業を営んでいるものとして厚生労働省令で定めるものでなくなったと認めるとき
- 認定計画に従って建設業務労働者就業機会確保事業を実施していないと認めるとき。
- 四節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 この法律、読替え後の職業安定法、読替え後の労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。 職業安定法若しくは労働者派遣法
- 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- 2 厚生労働大臣は、送出事業主が前項第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、 全部又は一部の停止を命ずることができる。 期間を定めて当該建設業務労働者就業機会確保事業の

(許可の失効)

第四十一条 第十四条第三項若しくは第十七条第二項の規定により当該建設業務労働者就業機会確保事業に係る認定計画の認定を取り消されたとき 又は第三十九条の規定による届出があったときは、当該建設業務労働者就業機会確保事業に係る第三十一条第一項の許可は、 その効力を失う。

(名義貸しの禁止

第四十二条 送出事業主は、自己の名義をもって、他人に建設業務労働者就業機会確保事業を行わせてはならない。

(契約の内容)

- 第四十三条 建設業務労働者就業機会確保契約(当事者の一方が相手方に対し建設業務労働者の就業機会確保をすることを約する契約をいう。以下 同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるととも その内容の差異に応じて送出労働者の人数を定めなければならない。
- 送出労働者が従事する建設業務の内容
- 労働者の就業 送出労働者が建設業務労働者の就業機会確保に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他建設業務労働者の就業機会確保に係る送出 (以 下 「送出就業」という。)の場所

送出事業主の雇用する送出労働者に係る建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受ける者(以下「受入事業主」という。)のために、 業中の送出労働者を直接指揮命令する者に関する事項

建設業務労働者の就業機会確保の期間及び送出就業をする日

九八七六五四 送出就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

安全及び衛生に関する事項

送出労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事

建設業務労働者就業機会確保契約の解除に当たって講ずる送出労働者の就業の機会の確保を図るために必要な措置に関する事項

項

前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣法の規定の読替え適用等)

第四十四条 表の下欄に掲げる字句とする。 者派遣法第三十一条に規定する派遣先とみなす。この場合において、 労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、 二十六条第一項、 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、 第四十八条第二項及び第五十四条の規定は適用しないものとし、 次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 労働者派遣法の他の規定の適用については、 労働者派遣法第二章第二節、 に掲げる字句は、同受入事業主を労働 雇用管理責任者を

	-	
第四条第三項	第一項各号	第一項第一号又は第三号
第二十六条第二項	前項第四号に掲げる労働者派遣の期間(第四十条の二第一項第	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(以下「建設
	三号及び第四号に掲げる業務に係る労働者派遣の期間を除く。	労働法」という。)第四十三条第四号に掲げる建設業
		務労働者の就業機会確保の期間(第四十条の二第一項
		第三号及び第四号に掲げる業務に係る建設業務労働者
		の就業機会確保の期間を除く。)
第二十六条第三項	前二項	前項及び建設労働法第四十三条
	労働者派遣契約	同条に規定する建設業務労働者就業機会確保契約(以
		下「建設業務労働者就業機会確保契約」という。)
第二十六条第四項か	労働者派遣契約	建設業務労働者就業機会確保契約
ら第七項まで、第二		
十七条から第二十九		
条まで、第三十九条		
、第四十条の二第五		
項、第四十一条第一		
号口、第四十四条第		
四十五条第六項並び		

規定に限る。)		
法(第六章(第四十四条及び第四十五条を除く。)の		一条第一項
この法律(前章第四節の規定を除く。)又は建設労働	この法律	第五十条及び第五十
)の規定に限る。)又はこれらに基づく命令の規定		
労働法(第六章(第四十四条及び第四十五条を除く。		項
この法律(前章第四節の規定を除く。)若しくは建設	この法律又はこれに基づく命令の規定	第四十九条の三第一
を除く。)の規定に限る。)の施行		
又は建設労働法(第六章(第四十四条及び第四十五条	の施行	第四十八条第一項
建設労働法第四十三条	労働者派遣法第二十六条第一項	
用する		
の規定及び当該規定に基づいて発する命令の規定を適		
入事業主の請負人とみなして、労働基準法第八十七条		
事業主を、建設労働法第四十三条第三号に規定する受		
適用し、建設労働法第三十六条第一項に規定する送出	適用する	第四十四条第二項
除く。)の規定に限る。)の規定		
法律の規定並びに建設労働法(第六章(第四十四条を	法律の規定	第四十一条第一号イ
		二号及び第三十九条
建設労働法第四十三条各号	第二十六条第一項各号	第三十四条第一項第
第四十条の二第一項	同条第一項	
、建設労働法第四十三条	、第一項	第二十六条第五項
	届出書を提出している旨	
建設労働法第三十一条第一項の許可を受けている旨	第五条第一項の許可を受け、又は第十六条第一項の規定により	
、建設労働法第四十三条	、第一項	第二十六条第四項
		に第四十九条第二項

を当該受入事業主の請負人とみなして、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定(同法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関第四十五条(受入事業主がその指揮命令の下に労働させる送出労働者の当該建設業務労働者の就業機会確保に係る就業に関しては、当該送出事業主(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の適用に関する特例) 係に係るものに限る。)を適用する。